

第 1 4 4 7 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市議会議会局設置条例・・・・・・・・・・・・・5
 甲府市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例・7
 甲府市地域包括支援センター運営協議会条例・・・・・・・・・・・・・21
 甲府市子ども未来応援条例・・・・・・・・・・・・・24
 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
 する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・32
 甲府市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例・・・・38
 甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
 例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・39
 甲府市古関・梯町簡易水道整備基金条例を廃止する条例・・・・・・・・40
 甲府市印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・41
 甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・42
 甲府市市民センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・43
 甲府市敬老条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・44
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・45

甲府市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例・・・・・・46
 甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・・・・47
 甲府市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・48
 甲府市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例・・・・49
 甲府市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・50
 甲府市中小企業振興融資条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・53
 甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・54
 甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条
 例・・・・・・・・・・・・・62
 甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を
 改正する条例・・・・・・・・・・・・・63
 甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・64
 甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条
 例・・・・・・・・・・・・・65
 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例
 ・・・・・・・・・・・・・66
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・67

甲府市市税条例等の一部を改正する条例	68	甲府市医療法施行細則の一部を改正する規則	270
[規 則]		甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	273
甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則	74	甲府市斎場条例施行規則の一部を改正する規則	274
甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則	80	甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則	275
甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	89	甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則	277
職員の条件付採用の期間の延長に関する規則	106	甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	281
営利企業への従事等の制限に関する規則	107	甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業清算金徴収交付規則を廃止する規則	301
甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則	109	甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	302
甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則	174	甲府市市営住宅使用料等納入奨励金交付規則を廃止する規則	303
甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則	198	甲府市財務規則の一部を改正する規則	304
甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則	211	[規 程]	
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	213	甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程	311
甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	215	甲府市私有車公務使用規程の一部を改正する規程	327
甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	219	甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程	328
甲府市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則	221	[告 示]	
甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	224	差押調書（謄本）公示送達	335
甲府市物品管理規則の一部を改正する規則	225	指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定公示	336
甲府市自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則	226	指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定公示	337
甲府市契約規則の一部を改正する規則	228	開発行為に関する工事の完了公告	338
児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	253	犬又は猫等の収容告示	339
甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	259	開発行為に関する工事の完了公告	340
甲府市災害救助条例施行規則の一部を改正する規則	264	指定居宅介護支援事業者の廃止公示（2件）	341
		配当計算書・充当通知書公示送達（3件）	343

介護保険被保険者証無効告示	346	一部を改正する告示	372
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	347	悪臭原因物質の規制地域及び規制基準の告示の一部を改正する告示	373
国民健康保険料納入通知書兼更正通知書公示送達	348	開発行為に関する工事の完了公告	374
開発行為に関する工事の完了公告	349	令和2年度固定資産課税台帳の縦覧公示	375
令和元年度補正予算の公表	350	指定居宅サービス事業者の廃止公示	376
差押調書（謄本）公示送達	351	指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	377
道路区域の変更告示	352	配当計算書・充当通知書公示送達	378
開発行為に関する工事の完了公告	353	道路の供用開始告示	379
生活保護法等指定介護機関廃止公示	354	軽自動車税過誤納金還付通知書公示送達	380
生活保護法等指定介護機関変更公示	355	開発行為に関する工事の完了公告	381
生活保護法等指定医療機関変更公示	356	令和2年度予算の公表	382
生活保護法等指定医療機関廃止公示	357	令和元年度補正予算の公表	383
生活保護法の規定に基づく指定医療機関指定公示	358	指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定公示	384
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	359	配当計算書・充当通知書公示送達（2件）	385
指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	360	介護保険料過誤納金還付通知書公示送達	387
開発行為に関する工事の完了公告（4件）	361	指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定公示	388
個人市民税申告期限延長告示	365	開発行為に関する工事の完了公告（3件）	389
入札告示	366	犬又は猫の引取り告示	392
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	369	道路区域の変更告示	393
国民健康保険被保険者証無効告示	370	道路の供用開始告示	394
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の告示の一部を改正する告示	371	過誤納金還付通知書公示送達	395
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の告示の		指定特定相談支援事業者の廃止公示（2件）	396
		指定障害福祉サービス事業者の指定公示（2件）	398
		介護保険被保険者証無効告示	400

開発行為に関する工事の完了公告（2件）・・・・・・・・・・401
 指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示・・・・・・・・・・403

[議会局]

甲府市議会図書室規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・404
 甲府市議会事務局職員職名規程等の一部を改正する規程・・・・・・・・405

[教育委員会]

甲府市学校運営協議会規則・・・・・・・・・・409
 甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則・・・・414
 甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則・・・・・・・・415
 甲府市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則・・423
 甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程・・・・424
 甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程・・・・425

[選挙管理委員会]

選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示・・・・・・・・・・426
 選挙管理委員会委員長の決定告示・・・・・・・・・・427

[公平委員会]

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・・・・428

[監査委員会]

甲府市監査委員処務規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・429
 甲府市監査基準を定めた旨の告示・・・・・・・・・・430

[農業委員会]

甲府市農業委員会3月定例総会招集公告・・・・・・・・・・431

[上下水道局]

甲府市上下水道局公印管守規程の一部を改正する規程・・・・・・・・432
 甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・433

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・434
 甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・438
 甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程・・・・439
 指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の再開告示・・・・442
 指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の休止告示・・・・443
 収納取扱金融機関の契約を解除した旨の告示・・・・・・・・・・444
 指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止告示・・・・445

[任免辞令]

市長事務部局・・・・・・・・・・446
 教育委員会・・・・・・・・・・447
 監査委員事務局・・・・・・・・・・448
 農業委員会事務局・・・・・・・・・・448
 上下水道局・・・・・・・・・・448

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市議会議会局設置条例をここに公布する。

令和2年3月4日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第1号

甲府市議会議会局設置条例

甲府市議会事務局設置条例（昭和28年5月条例第23号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、甲府市議会に事務局として議会局を置く。

（議会局の管理）

第2条 議会局は、議長の管理に属し、甲府市議会に関する事務を処理する。

（組織等）

第3条 議会局に局長、書記その他の職員を置く。

第4条 議会局の職員は、議長がこれを任免する。

第5条 局長は、議長の命を受け、議会局の事務を掌理し、配置職員を指揮監督する。

第6条 書記は、上司の指揮を受け、議会の事務に従事する。

（職員の給与）

第7条 局長、書記及びその他の職員の給与に関しては、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）を準用する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、議会局の事務分掌その他必要な事項については、議長が別にこれを定める。

2 議長の定めないものについては、甲府市職員に対するそれぞれの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(甲府市議会委員会条例の一部改正)

2 甲府市議会委員会条例（平成3年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会第6号中「議会事務局」を「議会局」に改める。

甲府市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第2号

甲府市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条～第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、この条例に定めるもののほか、法の定めるところによる。

（無料低額宿泊所の範囲）

第3条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合がおおむね50パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合がおおむね50パーセント以上であり、かつ、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

第4条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町

村（特別区を含む。以下同じ。））、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（配置、構造及び設備の一般原則）

第5条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第6条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

（職員等の資格要件）

第7条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

（運営規程）

第8条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第9条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、無料低額宿泊所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、非常災害の際に、利用者、職員等が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第10条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(3) 第32条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第11条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備等を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確

認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項等を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事

項等を記録したものを交付する方法

- 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 10 無料低額宿泊所は、電磁的方法により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号

については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
 - (2) 居室使用料
 - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
 - (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
 - (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
 - (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
 - (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
 - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
 - ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
 - イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。
- (サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心

して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な

助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

(5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市からの求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携)

第31条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の運営に当たっては、地域住民等に対して事前に当該運営の内容の説明を行うよう努めるとともに、地域住民等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図るよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入居者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による

改正前の法第69条第1項の規定による届出がされている無料低額宿泊所の事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

甲府市地域包括支援センター運営協議会条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第3号

甲府市地域包括支援センター運営協議会条例 (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営を確保するため、甲府市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に係る次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止
 - ウ センターの業務を委託する法人の選定及び変更
 - エ センターの業務を委託された法人による介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付に係る事業の実施
 - オ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - カ その他運営協議会がセンターの中立性及び公正性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) センターの行う業務に係る方針に関すること。
- (3) センターの運営に係る評価に関すること。
- (4) センターの職員の確保に関すること。
- (5) 地域包括支援体制に係る次に掲げる事項に関すること。

- ア 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築
- イ 地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発
- ウ その他地域包括支援体制に関し、運営協議会が必要と判断した事項
(組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、医療関係団体、介護事業者、本市が行う介護保険の被保険者、権利擁護等の相談を担う関係団体等の代表者又は職員、学識経験者その他相当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に従前の甲府市地域包括支援センター運営協議会の委員に委嘱されている者は、施行日に第 3 条第 2 項の規定により甲府市地域包括支援センター運営協議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 10 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表中 20 の 7 の項の次に次の 1 項を加える。

20 の 8	甲府市地域包括支援センター 運営協議会	会長	日額 8,900 円
		委員	日額 8,200 円

甲府市子ども未来応援条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第4号

甲府市子ども未来応援条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 市の責務と子ども応援者の役割（第4条～第10条）

第3章 子ども未来応援施策の推進

第1節 子どもが地域で育つ拠点づくり（第11条～第13条）

第2節 子どもが健やかに成長できる体制づくり（第14条・第15条）

第3節 子どもが未来を築く機会づくり（第16条～第18条）

第4節 推進体制（第19条・第20条）

第4章 子どもの相談・救済と権利支援体制の整備（第21条～第28条）

第5章 雑則（第29条・第30条）

附則

子どもは、自ら夢や希望に向かい、勇気を持って挑戦することを通じ、たくましさや優しさを養うとともに、多様な人々とかかわりを持ちながら、自分を大切にす
る心や他の人を尊重する心を育み、社会の一員として個性豊かに成長していくこと
が大切であります。

私たちは、子どもが健やかに育つために、子どもの権利を尊重し、互いに連携・
協働しながら、子どもの年齢や成長過程に応じた子ども自身の成長を応援してまい
ります。

この美しい自然に恵まれ、連綿と続く歴史や文化が培われ発展した魅力あふれる
まち甲府を、子どもの権利を守り、全ての子どもが今を幸せに過ごし、夢や希望の

実現に向け挑戦できる、こどもが輝くまちとするため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもがいきいきと自分らしく健やかに成長し、社会の一員として自立することを応援するための基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域団体及び子ども応援団体（以下「子ども応援者」と総称する。）の役割を明らかにするとともに、子どもに関わる全ての大人が連携・協働することにより、子どもの育ちを支える取組を推進し、未来を担っていく子どもの成長を応援する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の全ての者（これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする個人をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 地域団体 自治会、ボランティア団体、特定非営利法人その他市内で活動を行う団体をいう。
- (7) 子ども応援団体 子どもの育ちに関する活動を行う団体をいう。
- (8) 子ども未来応援施策 市と子ども応援者が連携・協働し実施する子どもの育ちに関する施策をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに成長し、自立するための応援は、次に掲げる事項を基本

理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、子どもの年齢及び成長過程に応じた意見に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益について考慮すること。
- (2) 子ども一人ひとりが夢や希望を持ち、様々な体験や学習を通じて、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うことができるよう取り組むこと。
- (3) 市及び子ども応援者がそれぞれの責務又は役割を認識し、主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働して行うこと。

第2章 市の責務と子ども応援者の役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、子どもの育ちに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的責任を有することを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えるとともに、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を養う場であることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことを通じて、健やかに成長できるよう、良質な地域社会の形成に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子ども自らが課題を見つけ、学び、判断し、及び行動する力を身に付けることができるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、社会的な影響力及び責任を認識し、市及び子ども応援者が実施する職場体験活動その他の子どもの育ちに関する活動に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第9条 地域団体は、地域のつながりを活かしながら、子どもの育成のために相互

に協力し、子どもの健やかな育ちに関する活動の推進に努めるものとする。

(子ども応援団体の役割)

第10条 子ども応援団体は、その専門的な知識及び経験を活かし、子どもの育ちに関する活動を積極的に行うよう努めるものとする。

第3章 子ども未来応援施策の推進

第1節 子どもが地域で育つ拠点づくり

(居場所の整備及び施設の充実)

第11条 市は、子どもが安心して過ごすことができるよう、子どもの学習、相談、交流等に必要な居場所を整備するものとする。

2 市は、子どもの成長における様々な段階及び状況に応じた必要な施設の充実に努めるものとする。

(子育て応援者の育成等)

第12条 市は、子どもの育ちを応援する担い手となる者(この条において「子育て応援者」という。)の育成に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策を実施するため、子育て応援者に係る登録制度を構築するものとする。

3 市は、子育て応援者が子どもの育ちに関する活動を継続的かつ安定的に実施できるように、子ども応援団体の設立を支援するものとする。

(子ども応援団体への支援)

第13条 市は、子ども応援団体が行う子どもの育ちに関する活動を支援するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な施策を推進するものとする。

第2節 子どもが健やかに成長できる体制づくり

(子どもの権利の侵害等への対応)

第14条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、子ども応援者及び関係機関と連携し、子どもの権利の侵害からの救済に取り組むものとする。

2 市は、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つよう、子どもの貧困問題に総合的に取り組むものとする。

(子どもの心身の健康づくり)

第15条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進が図られるよう、推進体制を整備するものとする。

2 市は、子ども自ら遊びかつ学ぶことができるよう、遊びの中で体を動かし多様な動きを身に付けていく運動遊びができる場の創出に努めるものとする。

3 市は、子どもが様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、食生活への関心と意識の醸成に取り組むものとする。

第3節 子どもが未来を築く機会づくり

(意見表明及び社会参加の促進)

第16条 市は、子どもが社会の一員として自分の意見を表明し、社会に参加する機会及び仕組みを設けるものとする。

2 市は、子どもの意見表明及び社会参加を促進するため、子どもの意見を尊重し、主体的な活動を支援するものとする。

3 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流を促進するとともに、地域の行事等に参加する機会の充実に努めるものとする。

(甲府の歴史・文化の体験)

第17条 市は、子どもの郷土を愛する心が育まれるよう、甲府の歴史、文化、伝統及び自然に触れ親しむ体験の機会の提供に努めるものとする。

(未来への挑戦)

第18条 市は、未来を託す人材を育成するため、夢を持つことの素晴らしさ、大切さを伝える機会の創出に努めるものとする。

第4節 推進体制

第19条 市は、第11条から前条までに定める施策を推進するに当たっては、子ども応援者との連携・協働の下に、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

第20条 市は、子ども未来応援施策を推進するため、必要に応じて、本市の施策と連携・協働する者(次項において「子ども応援委員」という。)の意見聴取に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策の実施に向けた仕組みを構築するとともに、子ども

応援委員が相互に連携し、当該施策を実施することができるよう、子ども応援会議（子ども応援委員で構成する会議をいう。）を設置する。

3 市は、子ども未来応援施策を推進するために必要な行政体制を整備する。

第4章 子どもの相談・救済と権利支援体制の整備

（相談体制の充実）

第21条 市は、子ども及び子ども応援者が、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力について安心して相談できる体制の充実に努めるものとする。

2 市は、前項の相談を受けたときは、速やかに応ずるとともに、その相談の内容に応じた必要な支援を行うものとする。この場合において、継続して支援が必要なき場合は、次条に規定する甲府市子どもの権利擁護委員に報告するものとする。

（子どもの権利擁護委員の設置）

第22条 市は、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的に、市長の附属機関として甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）を設置する。

2 権利擁護委員の定数は、3人以内とする。

3 権利擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱する。

4 権利擁護委員の任期は、3年とし、再任されることができる。ただし、補欠の権利擁護委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市は、権利擁護委員の仕事を補佐するため、相談及び調査の専門員を設置する。

（権利擁護委員の職務）

第23条 権利擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受け、又は必要があるときは、自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明を行うこと。

(3) 前号の勧告、是正要請又は意見表明（以下「勧告等」という。）を受けて採られた措置の報告を求め、その状況を確認すること。

（勧告等に対する措置）

第24条 市は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市以外の者は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(見守り等の支援)

第25条 権利擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等を行った後も、必要に応じて、子ども応援者及び関係機関と連携・協働し、子どもの見守り等の支援を行うものとする。

(独立性の確保と活動への協力)

第26条 市は、権利擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援する。

2 子ども応援者は、子どもの権利について必要な理解を深め、権利擁護委員の活動に協力するよう努めるものとする。

(公表)

第27条 権利擁護委員は、必要と認めるときは、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等及びこれらに対する措置の報告等の内容を公表することができる。

2 権利擁護委員は、毎年その活動状況を市長に報告するとともに、公表するものとする。

(子どもの権利等の普及)

第28条 市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に規定する子どもの権利及びこの条例について、子どもにもわかるよう、その普及に努めるものとする。

第5章 雑則

(財政上の措置)

第29条 市は、子どもの育ちに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第22号)の一部を次のように改正する。
別表中20の8の項の次に次の1項を加える。

20の9	子どもの権利擁護委員		日額 12,000円
------	------------	--	------------

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 5 号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年 1 2 月 条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 を削る。

別表第 1 中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、1 0 の項を 9 の項とし、1 1 の項を 1 0 の項とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による小児慢性特定疾

病医療費、療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給又は資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第

34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「自立支援給付関係情報」

		という。) であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	助産手当に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	すこやか子育て医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		甲府市ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定

		めるもの
4 市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	ひとり親家庭等小中学校入進学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	市営住宅及び上九一色定住促進住宅の管理に関する事務（法別表第1の19の項に掲げる事務を除く。）であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	保育所利用者負担額の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	不妊治療費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄において生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 6 号

甲府市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

甲府市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 2 6 年 2 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 7 号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年 1 2 月条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

甲府市古関・梯町簡易水道整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第8号

甲府市古関・梯町簡易水道整備基金条例を廃止する条例

甲府市古関・梯町簡易水道整備基金条例（平成17年12月条例第65号）は、
廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による廃止前の甲府市古関・梯町簡易水道整備基金条例の規定による基金に属する現金は、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計に帰属する。

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 9 号

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例

甲府市印鑑条例（昭和 5 6 年 1 2 月条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第10号

甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「。ただし、自転車の駐車区域にあつては、午前1時から午前5時までの間は、自転車を入場し、又は出場することができない。」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市市民センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 1 号

甲府市市民センター条例の一部を改正する条例

甲府市市民センター条例（昭和 5 6 年 3 月条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「4 0 0 円」を「4 3 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

甲府市敬老条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第12号

甲府市敬老条例の一部を改正する条例

甲府市敬老条例（昭和35年7月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 3 号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和 3 4 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条中「医療費支払いの円滑化と」を削る。

第 2 9 条第 1 項を次のように改める。

各会計年度において、国民健康保険事業特別会計歳入歳出に決算剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち 2 分の 1 を下らない額を基金として積み立てるものとする。

第 2 9 条第 2 項中「、基金の積立限度額の範囲内で」を削る。

第 3 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 法第 7 5 条の 7 第 2 項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等、国民健康保険事業の財源に不足を生じたとき。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の会計年度に係る基金の積立について適用し、令和元年度までの会計年度に係る基金の積立については、なお従前の例による。

甲府市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第14号

甲府市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険直営診療所条例（昭和30年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 5 号

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年 3 月条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第16号

甲府市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

甲府市食品衛生法施行条例（平成30年12月条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の甲府市食品衛生法施行条例（以下「旧条例」という。）第3条、別表第1及び別表第2の規定は、令和3年5月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第3条中「法第50条第2項」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の食品衛生法第50条第2項」と、同条第1号中「別表第1」とあるのは「甲府市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年3月条例第16号）による改正前の甲府市食品衛生法施行条例（次号において「旧条例」という。）別表第1」と、同条第2号中「別表第2」とあるのは「旧条例別表第2」とする。

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 7 号

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 2 条」を「第 2 1 条の 2 ・第 2 2 条」に改める。

第 1 1 条中「第 1 2 条第 1 項第 3 号」を「第 1 2 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「犬の飼い主」を「飼い主」に、「犬が」を「動物が」に改める。

第 6 章中第 2 2 条の前に次の 1 条を加える。

（動物愛護管理員）

第 2 1 条の 2 市長は、法第 3 7 条の 3 第 1 項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第18号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第41号ア(㊸)中「合計額」を「合計額。ただし、市長が別に定める簡易な評価方法により建築物のエネルギー消費性能の評価をする場合は、aに定める金額とする（イ(㊸)において同じ。）。」に改める。

別表第42号ア中「合計額」を「合計額。ただし、市長が別に定める簡易な評価方法により建築物のエネルギー消費性能の評価をする場合は、前号ア(㊷)又は(㊸)に定める手数料の金額に2分の1を乗じて得た金額とする（同号イにおいて同じ。）。」に改める。

別表第47号中「につき」を「ごとに」に、「額）」を「額）を合算した額」に改め、同号ア(㊸)中「金額」を「金額。ただし、当該申請に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第12条第2項第2号に掲げる住宅に該当する場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない（イ(㊸)において同じ。）。」に改める。

別表第48号を次のように改める。

(48) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	変更の認定の申請に係る一の建築物ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して新たに追加しようとする建築物 前項の規定により算出した額 イ その他の建築物 次に掲げる場合の区分に応
--	---

じ、それぞれ次に定める金額

(7) 申請に併せて適合証等を提出する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。） 前号ア(7)に定める金額の2分の1に相当する金額

b 一戸建ての住宅以外の住宅 前号ア(8)に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

c 住宅の用途に供しない建築物 前号ア(9)に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

d 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

(a) 住宅の用途に供する部分 前号ア(4) aに定める金額の2分の1に相当する金額

(b) (a)に掲げる部分以外の部分 前号ア(4) bに定める金額の2分の1に相当する金額

(8) 申請に併せて適合証等を提出しない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 一戸建ての住宅 前号イ(7)に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

b 一戸建ての住宅以外の住宅 前号イ(8)に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分

	<p>の 1 に相当する金額</p> <p>c 住宅の用途に供しない建築物 前号イ(㊦)に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>d 複合建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>(a) 住宅の用途に供する部分 前号イ(㊦) a に定める金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(b) (a) に掲げる部分以外の部分 前号イ(㊦) b に定める金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>
--	---

別表第 4 9 号ア(㊦)中「金額」を「金額。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号に掲げる数値を用いる場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない（イ(㊦) b において同じ。）。」に改め、同号イ(㊦) a 中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、同号イ(㊦) a 中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

甲府市中小企業振興融資条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 9 号

甲府市中小企業振興融資条例の一部を改正する条例

甲府市中小企業振興融資条例（昭和 5 5 年 3 月条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(11) 女性おうえん資金

第 4 条第 1 項中「第 9 号まで」の次に「及び第 1 1 号」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第20号

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

甲府市地方卸売市場業務条例（平成22年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第5条の2」に、「第57条」を「第57条の2」に、「卸売の業務に関する品質管理」を「業務に関する品質管理」に改める。

第1条中「及び山梨県卸売市場条例（昭和46年山梨県条例第46号。以下「県条例」という。）」を削る。

第2条の見出し中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、「面積 106,389平方メートル」を削る。

第5条第2項中「卸売業者（法第58条第1項の規定により山梨県知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う」を削る。

第1章中第5条の次に次の1条を加える。

（開設者による差別的取扱いの禁止）

第5条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第6条中「卸売業者」を「卸売業者（次条第1項の規定により市長の許可を受けて卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（卸売業務の許可）

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 法人でないものであるとき。

(2) 法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないとき。

(3) 第11条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないとき。

(4) 業務を執行する役員が次のいずれかに該当するとき。

ア 破産者で復権を得ないものであるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

ウ 第11条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定により許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。

エ 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

(5) 卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認めるとき。

(6) 市場の仲卸業者であるとき。

(7) その許可をすることによって卸売業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

第7条第1項中「山梨県知事から卸売の業務」を「市長から前条第1項」に改める。

第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第 9 条第 3 項を削る。

第 1 1 条の次に次の 4 条を加える。

(卸売業務の許可の取消し)

第 1 1 条の 2 市長は、卸売業者が第 6 条の 2 第 4 項第 2 号、第 4 号若しくは第 6 号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第 1 項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく、第 6 条の 2 第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 月以内に、第 7 条第 1 項の保証金を預託しないとき、又は卸売の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由なく、引き続き 1 月以上卸売の業務を休止したとき。

(3) 正当な理由なく、卸売の業務を遂行しないとき。

3 前項の規定により許可の取消しをしようとするときは、当該取消しの相手方に対し、取消しの原因となった理由を通知するとともに、その者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第 1 1 条の 3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第 1 項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第 6 条の 2 第 4 項の規定は第 1 項又は第 2 項の認可について準用する。この場

合において、同条第4項中「第1項の許可」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と読み替えるものとする。

- 5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割前の法人が第59条第1項の規定により使用指定を受けていた市場施設の使用が認められたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第11条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開し、又は廃止したとき。
- (2) 定款、資本金又は出資金の額及び役員を変更したとき。

- 2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

第11条の5 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日以内に、市長に提出しなければならない。

第12条を次のように改める。

(せり人の資格、届出等)

第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有する者であって、次の各号に該当しないものでなければならない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 仲卸業者若しくは買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人である者

- 2 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第14条第4項第6号中「及び前号」を「、第5号及び第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団員等であるとき。

第14条第4項に次の1号を加える。

(8) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

第16条第2項中「第8条第2項及び第3項並びに」を削る。

第17条第1項中「若しくは第6号」を「、第6号若しくは第7号」に、「仲卸しの」を「その」に改め、同条第2項第1号中「の通知」を削る。

第20条第1項中「遅滞なく」を「規則で定めるところにより遅滞なく」に改め、同項第3号中「資本金」を「定款、資本金」に改め、同条第2項中「遅滞なく」を「規則で定めるところにより遅滞なく」に改める。

第22条第4項に次の1号を加える。

(5) 暴力団員等であるとき。

第23条第1項及び第2項中「遅滞なく」を「規則で定めるところにより遅滞なく」に改める。

第24条中「若しくは第3号」を「、第3号若しくは第5号」に改める。

第25条第4項に次の1号を加える。

(3) 暴力団員等であるとき。

第26条第3号中「前条第4項第1号」の次に「又は第3号」を加える。

第28条に次の1号を加える。

(6) 暴力団員等であるとき。

第30条第2項中「第8条第2項及び第3項並びに」を削る。

第31条第1項中「若しくは第5号」を「、第5号若しくは第6号」に改める。

第37条第1項中「法第58条第1項の許可に係る」を「第3条に規定する」に改める。

第38条を次のように改める。

(卸売業者による差別的取扱いの禁止等)

第38条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための委託の申込みがあった場合には、その品質に問題がある等、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

第40条及び第41条を次のように改める。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受け)

第40条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、卸売の相手方としての買受けについては、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないようにしなければならない。

第41条 削除

第42条第2項中「県条例第14条の規定による」を「規則で定めるところにより、市長に」に改める。

第48条の次に次の1条を加える。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第48条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額

第49条の見出しを「(売買取引の結果等の公表)」に改め、同条第1項及び第2項中「報告」を「報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第48条の2第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第50条第1項中「掲示」を「掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第2項中「卸売価格を」を「卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、売買取引の方法及び決済の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第3章中第57条の次に次の1条を加える。

(決済の方法)

第57条の2 市場における売買取引の決済は、第51条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第4章を次のように改める。

第4章 業務に関する品質管理

(物品の品質管理)

第58条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品安全に関する法令に即した方法により、品質管理を行わなければならない。

第59条第3項中「30日」を「1月」に改める。

第65条第1項中「使用者」の次に「及び取引参加者」を、「使用料」の次に「及び手数料」を加え、同条第6項中「使用料」の次に「及び手数料」を加える。

第69条第1項中「科し」の次に「、第6条の2第1項の許可を取り消し」を加える。

第75条第2項を次のように改める。

2 市場取引委員会は、この条例に規定する開場の期日及び時間、卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法、卸売の業務を行う者に関する事項、買受人等関係事業者に関する事項、市場内の秩序の保持及び衛生に関する事項の変更に関し、及び市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

第84条第1項中「市場に」を「取引参加者及び市場に」に改め、同条第2項中「市場入場者に対し」を「取引参加者及び市場入場者に対し、取引の制限」に改め

る。

別表中

「

指定駐車場料金	1区画につき 3,000円
---------	---------------

を

」

「

指定駐車場料金	1区画につき 3,000円
記章の交付に係る手数料	1件につき 1,000円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第21号

甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業施行規程（昭和59年12月条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 2 号

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程（平成 2 年 1 2 月条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 3 条」を「第 3 2 条」に改める。

第 1 条中「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 4 項」に改める。

第 1 5 条第 2 項中「又は第 3 号」を削る。

第 2 6 条第 1 項中「年 6 パーセント」を「法第 1 0 3 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で規則で定める率）」に改める。

第 3 1 条を削り、第 3 2 条を第 3 1 条とし、第 3 3 条を第 3 2 条とする。

附 則

この条例中第 2 6 条第 1 項の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第23号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第43条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

別表の市営住宅の表に次のように加える。

30	北新団地C	北新一丁目6番	高層耐火構造6階建 1戸 65.64㎡	30戸
			高層耐火構造6階建 1戸 55.20㎡	29戸
			高層耐火構造6階建 1戸 41.07㎡	18戸

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第43条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 4 号

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号中「第 1 0 条第 3 項」を「第 1 0 条第 4 項」に改める。

第 6 条第 1 項第 8 号中「から第 3 項まで」を「、第 2 項及び第 4 項」に改める。

第 1 0 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項、第 2 項及び前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 浄化槽保守点検業者は、前項により置くべき浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する規則で定める研修を第 3 条第 2 項の有効期間ごとに 1 回以上受けさせるとともに、自らが浄化槽管理士であるときは、当該研修を同項の有効期間ごとに 1 回以上受けなければならない。

第 1 9 条第 1 号中「第 1 0 条第 4 項」を「第 1 0 条第 5 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第 3 条第 1 項の登録（同条第 3 項の登録の更新を含む。）を受けている者のうち、当該登録に係る有効期間の満了する日が令和 4 年 3 月 3 1 日までの者については、この条例の施行の日から当該登録に係る有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の第 1 0 条第 3 項の規定は、適用しない。

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第25号

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和52年9月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号を次のように改める。

- (2) 前号に掲げる者以外の者であつて、次のいずれにも該当するもの 入院時の食事療養標準負担額として負担すべき額の2分の1に相当する額
- ア 減額認定を受けている者
 - イ 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和50年12月条例第40号）第3条第1号又は第2号に該当する者
 - ウ 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例第7条第1項第1号に該当しない者

附 則

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第26号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第5項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

第14条の5中「61万円」を「63万円」に改める。

第14条の10中「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第27号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第29条の4の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の5の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第32条の10第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第36条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第37条の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第73条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第74条の2第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第74条の2第1項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第171条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第5条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第5条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第5条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附

則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とする。

附則第6条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第7条、第8条及び第11条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条、第13条の2及び第14条中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条中「第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項」を「第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項」に改め、「から第50項まで」を削り、「第34項又は法」を「第33項又は」に改める。

附則第20条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（令和元年5月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、甲府市市税条例第20条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第2条第1項及び第3条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の4第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第29条の5第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第29条の5第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(次項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2

年法律第 号) の施行の日の前日までの間における新条例附則第 15 条の規定の適用については、同条中「、第 4 2 項から第 4 4 項まで若しくは第 4 8 項」とあるのは「若しくは第 4 2 項から第 4 4 項まで」とする。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 甲府市市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年 6 月条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成 29 年 3 月条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成 29 年 6 月条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 8 条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年 6 月条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条

第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成31年3月条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年3月条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2条、第3条及び第4条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

規則

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月4日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第3号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第450条第2項」を「第448条第2項」に改め、同表の24の項中「第457条第1項」を「第463条の25第1項」に改め、同表の38の項中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税（種別割）納税通知書」に、「第446条」を「第463条の18」に改め、同表の39の項中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に、「第454条」を「第463条の23」に改め、同項の次に次のように加える。

39の2	軽自動車税（種別割）減免承認決定通知書	法第463条の23 条例第67条及び条例第67条の3
39の3	軽自動車税（種別割）減免不承認決定通知書	法第463条の23 条例第67条及び条例第67条の3

別表第1の40の項中「軽自動車税減免事由消滅申告書」を「軽自動車税（種別割）減免事由消滅申告書」に、「第454条」を「第463条の23」に改め、同項の次に次のように加える。

40の2	軽自動車税（種別割）減免取消決定通知書	法第463条の23 条例第67条及び条例第67条の3
------	---------------------	-------------------------------

別表第1の52の項中「、条例第40条、条例第41条及び条例第41条の2」を削る。

第23号様式（その2）中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改める。

第23号様式（その3）中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に、「軽自動車税に」を「軽自動車税（種別割）に」に改める。

第23号様式（その4）中「年度軽自動車税納税証明書（継続検査用）」を「年度軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」に改める。

第38号様式（その1の1）中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税（種別割）納税通知書」に改める。

第38号様式（その1の2）中「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」に改める。

第38号様式（その2）中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税（種別割）納税通知書」に改める。

第39号様式（その1）中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に改め、「平成」を削り、「軽自動車税の」を「軽自動車税（種別割）の」に改める。

第39号様式（その2）中「軽自動車税減免申請書」を「身体障がい者等軽自動車税（種別割）減免申請書」に改め、「平成」を削り、「軽自動車税の」を「軽自動車税（種別割）の」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様

甲府市長



軽自動車税（種別割）減免承認決定通知書

年度軽自動車税（種別割）については、次のとおり減免を決定しましたので
通知します。

税目	軽自動車税（種別割）
通知書番号	
車両（標識）番号	
減免前税額	
減免額	
差引納付額	
継続検査用証明有効期限	

※減免の事由に変更があった場合や消滅した場合は、届出が必要となります。

第 3 9 号様式の 3

第 号
年 月 日

様

甲府市長



軽自動車税（種別割）減免不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度軽自動車税（種別割）
の減免については、次の理由により不承認となりましたので通知します。

車両（標識）番号

理由

第40号様式中「軽自動車税減免事由消滅申告書」を「軽自動車税（種別割）減免事由消滅申告書」に、「軽自動車税の」を「軽自動車税（種別割）の」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第40号様式の2

第 号
年 月 日

様

甲府市長



軽自動車税（種別割）減免取消決定通知書

年 月 日付け第 号で通知した 年度軽自動車税（種別割）の減免については、次の理由により取り消しましたので通知します。

車両（標識）番号

理由

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市市税条例施行規則の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第4号

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月条例第10号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第3条 条例第4条に規定するフルタイム会計年度任用職員の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 条例第5条に規定するフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第1に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、任用の事情等を考慮して任命権者が別に定める。

2 職種別基準表に定める基準と異なる経験年数(会計年度任用職員として条例第3条に掲げる同一の職種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。)を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、次条及

び第6条に定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(経験年数を有する者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第4条第1項の規定による号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1) 通常勤務時間の1週間当たりの平均時間が29時間以上である月からなる
経験年数 4

(2) 通常勤務時間の1週間当たりの平均時間が23時間15分以上29時間未満である月からなる経験年数 3

(3) 通常勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数 2

(4) 通常勤務時間の1週間当たりの平均時間が7時間45分以上15時間30分未満である月からなる経験年数 1

(5) 通常勤務時間の1週間当たりの平均時間が7時間45分未満である月からなる経験年数 零

(特殊な経験等を有する者の号給)

第6条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)及び他の会計年度任用職員との権衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との権衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(号給に関する規定の適用除外)

第7条 技能、労務等の職務に従事する職種として任用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、第5条及び前条の規定は適用しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第8条 条例第6条の規定により準用する甲府市職員給与条例(昭和24年6月第21号。以下「給与条例」という。)第12条に規定する規則で定める期日は、常勤の職員の例による。

第9条 フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の1日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第10条 条例第7条の規定により準用する給与条例第24条の2に規定する地域手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第11条 条例第8条の規定により準用する給与条例第25条に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第12条 条例第9条の規定により準用する給与条例第28条に規定する時間外勤務手当、条例第10条の規定により準用する給与条例第29条に規定する休日勤務手当及び条例第12条の規定により準用する給与条例第33条に規定する夜間勤務手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第13条 条例第9条の規定により準用する給与条例第28条第1項及び第2項に規定する規則で定める割合、同項及び第5項に規定する規則で定める時間並びに同項に規定する規則で定めるものについては、常勤の職員の例による。

(時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第14条 条例第9条の規定により給与条例第28条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第28条第2項本文	勤務時間条例第4条の2	甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和2年3月規則第5号。 以下この条において「勤務時間規則」という。)第6条
	勤務時間条例第3条第2項又は第4条	勤務時間規則第4条第2項及び第5条
第28条第5項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第4条の2	勤務時間規則第4条第1項、第5条及び第6条

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第15条 条例第10条の規定により準用する給与条例第29条に規定する規則で定める日及び規則で定める割合については、常勤の職員の例による。

(休日勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第16条 条例第10条の規定により給与条例第29条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第29条	勤務時間条例第3条第1項又は第4条	甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和2年3月規則第5号。 以下この条において「勤務時間規則」という。)第4条第1項及び第5条

	勤務時間条例第4条及び第4条の2	勤務時間規則第5条及び第6条
--	------------------	----------------

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第17条 条例第11条の規定により準用する給与条例第30条に規定する宿日直手当の支給される勤務は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号）第5条第1項に掲げる勤務とし、給与条例第30条に規定する規則で定める額は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 条例第14条の規定により準用する給与条例第48条から第48条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲（期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第22条第1項において同じ。）、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)

第19条 条例第16条第1項に規定する規則で定める額は、甲府市職員初任給調整手当支給規則（昭和36年8月規則第32号）第6条の規定を準用する。

2 条例第16条第2項に規定する規則で定める必要な事項は、常勤の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 条例第23条第2項に規定する規則で定める割合は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第21条 条例第24条第2項に規定する規則で定める割合は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 条例第28条の規定により準用する給与条例第48条から第48条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。ただし、支給日は、別表第2の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定

める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

- 2 条例第28条第1項に規定する当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間の勤務時間が15時間30分未満の者の勤務時間が週によって異なる場合には、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に係る報酬)

第23条 甲府市職員特殊勤務手当支給規則(昭和38年10月規則第49号)第3条、第4条第1項及び第5項の規定は、パートタイム会計年度任用職員に準用する。ただし、第4条第1項第1号の規定については、別に定める。

- 2 パートタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当の月額手当に相当する報酬は、甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年3月規則第5号。以下「勤務時間規則」という。)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第24条 条例第30条第1項に規定する規則で定める額は、第19条の規定を準用する。

- 2 条例第30条第2項に規定する規則で定める必要な事項は、常勤の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第25条 条例第32条第1項に規定する規則で定める期日は、月額、日額及び時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては、翌月10日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

第26条 パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第27条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日の後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第28条 条例第33条に規定する規則で定める額は、特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)及び初任給調整手当とする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償として支給する額については、任用の事情等を考慮して任命権者が定める。

(休暇時の報酬)

第30条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、勤務時間規則第13条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第14条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(委任)

第31条 前条までの規定に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤の職員との権衡を考慮して、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職種別基準表

ア 行政職給料表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務	1	14	1	20
一般事務（市民部及び教育部併 任事務）	1	23	1	27
特別支援教育支援員	1	10	1	16
司書	1	15	1	21
小中学校職員	1	24	1	30
保育士、社会福祉士、臨床心理 士、スクールソーシャルワーカー、 本庁舎総合案内、消費生活 相談員等	1	25	1	31
病棟事務補助員	1	16	1	22
病棟クレーク	1	22	1	26
外来請求指導員	1	23	1	28
保険請求指導員	1	25	1	30
保険請求点検指導員	1	28	1	34
学術調査指導員	1	32	1	39
学芸員	1	32	1	39
医事統括管理員	1	32	1	39
病院警備員	1	39	1	39

イ 医療職給料表(1)

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
研修医	1	1	1	1
初級専攻医	1	9	1	9

中級専攻医	1	1 3	1	1 3
上級専攻医	1	1 7	1	1 7

ウ 医療職給料表(2)

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
保健師、助産師、看護師以外	2	1	2	7
初級医療技術員（コメディカル）	2	1 2	2	1 8
中級医療技術員（コメディカル）	2	1 8	2	2 4
上級医療技術員（コメディカル）	2	2 4	2	3 1

エ 医療職給料表(3)

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
准看護師	1	1	1	7
看護師	2	5	2	9
保健師、助産師	2	9	2	1 5

オ 技能労務職給料表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
技能職	1	5	1	1 3
調理師	1	1 3	1	2 1
ごみ処理業務員	1	2 1	1	2 8
病棟クレーン補助員、施設管理員	1	5	1	1 3
看護助手	1	1 1	1	2 1
高度看護助手	1	2 5	1	3 2
斎場作業員	2	3 6	2	4 3

別表第 2（第 2 2 条関係）

基準日	支給日
6 月 1 日	7 月 1 0 日
1 2 月 1 日	1 2 月 2 0 日

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第5号

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号。以下「条例」という。）第18条第2項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

3 前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等につい

ては、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第7条 条例第5条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号。以下「勤務時間規則」という。）第5条で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 条例第7条の3の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第10条 条例第8条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

第11条 任命権者は、会計年度任用職員に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第4条の2又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務すること

を命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

- 3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手續等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第13条 年次休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数
 - (2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。） 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において前号又はこの号の規定により付与された年次休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数）
 - (3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数）
- 2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 3 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨

げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

- 4 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。
- 5 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度（年度の途中に年次休暇が付与された者にあっては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第14条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 3 別表第4の第4号及び第5号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第15条 条例第16条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、か

つ、当該申出において、勤務時間規則第27条第6項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第16条 条例第16条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（初めてこの条に規定する休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第16条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第17条 特別休暇（別表第4の第1号及び第2号を除く。）の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等）

第18条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（その他の事項）

第19条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
任期	6月を超え 1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超え 6月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超え 5月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超え 4月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	2月を超え 3月以下	2日	1日	1日	0日	0日
	1月を超え 2月以下	1日	0日	0日	0日	0日

備考 この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2（第13条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3（第14条関係）

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(3) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日の範囲内の期間
(4) 会計年度任用職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続7日の範囲内の期間
(6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

<p>(7) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>同上</p>
<p>(8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通の制限又は遮断、入院の勧告等により、その出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(9) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が120日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の6月から9月までの期間内における勤務時間が定められた日のうち、原則として連続する3日の範囲内で別に定める期間</p>

別表第4（第14条関係）

事由	期間
(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(2) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(3) 生後1年に達しない子（勤務時間条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承

	<p>認められ、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせる世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(5) 要介護者（勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護又は世話（要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>

<p>要な世話をいう。)を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているもの)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>(6) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(7) 女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(9) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤</p>	<p>1の年度において別表第6の定める期間</p>

<p>務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。)</p>	
<p>(10) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>

別表第5

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

別表第6

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第6号

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

営利企業への従事等の制限に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第7号

営利企業への従事等の制限に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、職員の同項に規定する営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(許可を受けるべき地位)

第2条 法第38条第1項の規定により、職員が、任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれらに準ずるものとする。

(許可の基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項及び前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業又は事務に従事することの許可の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、許可をすることができる。

- (1) 職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 企業、事業又は事務が職員の勤務する機関に密接な関係にあつて利害関係の生ずるおそれがある場合
- (3) 企業、事業又は事務の性質上、これに従事することが公務員として適当でないと思つた場合

(許可の取消し)

第4条 任命権者は、前条の許可をした後において、事業の変更その他の事由により同条の基準に反すると認められる場合は、その許可を取り消すものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第8号

甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 決定書及び帳簿並びに勘定科目
 - 第1節 決定書（第5条～第9条）
 - 第2節 帳簿（第10条～第12条）
 - 第3節 勘定科目（第13条）
- 第3章 金銭会計
 - 第1節 通則（第14条～第19条）
 - 第2節 収入（第20条～第28条）
 - 第3節 支出（第29条～第47条）
 - 第4節 振替（第48条）
 - 第5節 前受金及び預り金（第49条～第51条）
- 第4章 指定金融機関（第52条～第61条）
- 第5章 たな卸資産会計
 - 第1節 通則（第62条・第63条）
 - 第2節 準備計画（第64条～第66条）
 - 第3節 出納及び保管（第67条～第76条）
 - 第4節 たな卸（第77条・第78条）
- 第6章 たな卸資産以外の物品（第79条～第83条）
- 第7章 固定資産会計
 - 第1節 通則（第84条～第86条）

第2節 取得（第87条～第94条）

第3節 管理及び処分（第95条～第98条）

第4節 減価償却（第99条～第102条）

第8章 引当金（第103条～第107条）

第9章 リース会計（第108条～第111条）

第10章 予算（第112条～第118条）

第11章 決算（第119条～第122条）

第12章 雑則（第123条～第125条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、簡易水道等事業（以下「簡水事業」という。）の財務に関して、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の特例を定め、会計及び財務に関する基準並びに手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

（企業出納員等）

第2条 簡水事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員、現金取扱員及び物品取扱員を置く。

2 企業出納員は、業務総室総務課長（以下「総務課長」という。）をもってこれにあて、甲府市簡易水道等事業者甲府市長（以下「簡水事業者」という。）の命を受けて、簡水事業に係る金銭（以下「公金」という。）及び物品の出納その他の会計事務をつかさどり、次に掲げる事項については、あらかじめ簡水事業者の委任を受け、自己の名と責任においてその事務を処理するものとする。

- (1) 簡易水道等料金及びその他収入金（以下「水道料金等」という。）を収納すること。
- (2) 諸支出金の支払をすること。
- (3) 簡水事業者名義の預金から、支払のための小切手を振り出すこと。
- (4) 預金と現金を組み替え、保管すること。
- (5) 預金種目を組み替えること。
- (6) 指定金融機関の間で預金を振り替えること。
- (7) 有価証券の出納及び保管をすること。

- (8) 貯蔵品の出納及び保管をすること。
- 3 簡水事業企業出納員を兼務する上下水道局企業出納員は、簡水事業の水道料金等の徴収事務を処理するものとする。
- 4 企業出納員としての総務課長に事故があるとき又は欠けたときは、業務総室経営企画課長がその職務を代理する。
- 5 現金取扱員は、簡水事業者が命ずるものとする。
- 6 前項の規定に係わらず、市長の事務部局に勤務する職員で簡水料金等を取り扱う職員は、その職にある間、辞令を用いなくて上下水道局職員に併任され、現金取扱員に任命されたものとする。
- 7 現金取扱員は、上司の命を受けて、次に掲げる限度内で現金の出納に関する事務を行う。ただし、簡水事業者が必要と認めたときは、これを超えて取り扱うことができる。
- (1) 簡水料金等 1日 120万円
- (2) その他の現金 1件 40万円
- 8 物品取扱員は、上司の命を受け、その主管に属する物品の出納及び保管に関する事務を行う。

(金銭その他の資産の取扱注意義務)

第3条 企業出納員、現金取扱員及び物品取扱員は善良なる管理者の注意をもって、金銭その他その所管に属する資産を取り扱わなければならない。

(出納取扱金融機関等)

- 第4条 簡水事業の業務に係る公金の出納事務の一部については、企業出納員が行うもののほか、これを簡水事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）に行わせるものとする。
- 2 前項のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを甲府市簡易水道等事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）と、収納事務の一部を取り扱わせるものを甲府市簡易水道等事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。
- 3 簡水事業者は、指定金融機関と公金の出納及び預金に関する契約を締結する。

第2章 決定書及び帳簿並びに勘定科目

1節 決定書

(決定書による表示)

第5条 簡水事業に係る取引は、すべて証拠書類に基づいて発行する決定書をもって表示する。

(決定書の種類)

第6条 決定書の種類は、収入決定書、支出決定書及び振替決定書とする。

(決定書の発行及び記入)

第7条 決定書は、取引発生の事実に基づいて発行し、記帳はその決定書により行うものとする。

2 決定書は1科目又は1件ごとに作成するものとする。

3 過誤又はその他の理由により、決定書を取消し、又は訂正する場合は、取消又は訂正の決定書を発行しなければならない。

(決定書の整理)

第8条 決定書は、その種類毎に一括して総勘定元帳に整理するものとする。

(証拠書類の整理)

第9条 この会計の経理は、別に定める勘定科目表の区分により整理し、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類はそれぞれ日付によって編集し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類)

第10条 簡水事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の主要帳簿を備える。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 現金預金出納簿
- (3) 収入予算整理簿
- (4) 支出予算整理簿

2 前項の主要帳簿は、決定書を基に作成するものとする。

3 第1項に定める主要帳簿以外に備える帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 前受金整理簿

- (2) 預り金整理簿
- (3) 保管有価証券整理簿
- (4) 貯蔵品元帳
- (5) 公債台帳
- (6) 固定資産台帳
- (7) 資金前渡整理簿
- (8) 備品出納簿
- (9) 建設工事台帳
- (10) 支払小切手整理簿

4 第1項及び前項に定めるもののほか、必要に応じ別に補助帳簿を設けることができる。

(帳簿の記載)

第11条 帳簿の記載は、次に掲げるところによる。

- (1) 記帳は、決定書又は証拠となるべき書類により正確、かつ、明瞭に記載しなければならない。
- (2) 誤記された事項の訂正は、訂正前の記載の判読を妨げないように朱線2本を引き、記帳担当者の訂正印を押して正当な記帳をする。
- (3) 毎月末に月計及び累計を付けるものとする。ただし、帳簿の種類等により、これを必要としないものについては、この限りでない。

(帳簿の照合)

第12条 相互に関係ある帳簿は、随時照合しなければならない。

第3節 勘定科目

第13条 簡水事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、簡水事業については別表第1に定めるところによる。

第3章 金銭会計

第1節 通則

(金銭の範囲)

第14条 この規則において金銭とは、現金、預金及びこれに代わるべき有価証券

をいう。

2 前項の有価証券の種類は、簡水事業者が別に定める。

(金銭の出納)

第15条 金銭の出納は、証拠書類を添付した収入決定書又は支出決定書により、簡水事業者の決定を受けたものでなければ、これを行うことができない。

(金銭の保管)

第16条 金銭は、手許に保管する必要があるもののほか、簡水事業者の指定する金融機関に預け入れ、又は保護預りにより保管しなければならない。

2 簡水事業者は、自ら保管する現金のうち現金取扱員につき銭等に必要な額を保管させることができる。ただし、この保管現金は、第2条第7項に定める現金取扱員の現金出納限度額に含まれるものとする。

(現金・預金の在高照合)

第17条 現金は、毎日その在高を帳簿と照合しなければならない。

2 預金及び貯金は、毎月末現在にて指定金融機関の通帳又は現在高証明書により帳簿と照合しなければならない。

(収支金日月報)

第18条 企業出納員は、毎日の金銭出納を現金預金出納簿に整理し、現金預金収支日計表を作成するとともに、毎月末に現金預金収支月計表を作成しなければならない。

(消費税及び地方消費税の整理)

第19条 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「則」という。）第19条及び第20条に規定する消費税及び地方消費税の整理については、仮払消費税勘定及び地方消費税勘定又は仮受消費税勘定及び地方消費税勘定をもって整理するものとする。

第2節 収入

(収入調定)

第20条 収入を調定しようとするときは、その根拠、所属年度、収入科目、金額及び納入者を明らかにした収入調定書を作成し、簡水事業者の決定を受けなければならない。

2 前項の規定により収入調定を行ったときは、振替決定書を発行し、企業出納員

に送付しなければならない。ただし、調定と同時に収納が行われる場合には、振替決定書の発行を省略し、収入決定書を発行することができる。

(納入通知書の発送)

第21条 前条の規定により、収入を調定したときは、納期の定めのあるものは納期の10日前までに、随時の収入はその都度、納入義務者に対して納入通知書を発送しなければならない。ただし、口座振替による納付の方法、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

(証券による納付)

第22条 納入義務者は、水道料金等の収入金の納付について、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の3の規定により、同令に規定する証券をもって代用することができる。

2 令第21条の3第1項第2号に規定する地方債及びその利札については、簡水事業者が別に定める。

(口座振替による納付)


第23条 指定金融機関に預金口座を設けている納入義務者は、当該金融機関に請求し、口座振替の方法により納付することができる。

(領収書の交付)

第24条 企業出納員、現金取扱員、指定金融機関は、水道料金等を納入通知書により収納したときは、所定の領収書に領収印を押し、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

2 前項の領収書には、それぞれ次の表の当該右欄に掲げる形式の印影を使用しなければならない。

1	企業出納員が使用する領収印	 <p>注 1 寸法は直径25mmとする。 2 インキ色は、藍色とする。</p>
---	---------------	---

2	現金取扱員が使用する領収印	 <p>注 1 寸法は直径24mmとする。 2 現金取扱員の後に番号を付す。 3 インキ色は、朱色とする。</p>
3	出納取扱金融機関が使用する領収印	金融機関の届出により簡水事業者が認めた領収印
4	収納取扱金融機関が使用する領収印	

3 第1項の規定にかかわらず、第23条の規定により納付した者に対しては、口座振替済通知書をもって領収書に代えることができるものとする。ただし、納付者が預金通帳により納付を確認できる場合は、口座振替済通知書の交付を省略することができる。

(収納金の取扱い)

第25条 現金取扱員は、水道料金等を収納したときは当該収納金を、その日のうちにその内訳を示す書類を添えて、企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日引き継ぐことができる。

2 前項の規定によるほか、現金取扱員は、収納金をその日のうちに指定金融機関に払い込み、その領収書と内訳を示す書類により企業出納員に引き継ぐことができる。

3 企業出納員は、第1項の規定により現金取扱員から引継を受けた収納金及び自から収納した収納金を、その日のうちに指定金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日預け入れることができる。

(収入決定書の発行)

第26条 企業出納員は、収納を証する書類に基づいて収入決定書を発行し、現金預金出納簿に登載しなければならない。

(過誤納金の還付)

第27条 収納金のうち、調定等の誤りにより過納又は誤納となったものがある場合は、過誤の理由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付先を明らかにした書類を添えて簡水事業者の決定を受け、納入者にその旨を通知しなければならない。

2 第30条及び第47条の規定は、前項の過誤納金の還付について準用する。
(不納欠損)

第28条 法令若しくは条例又は議会の議決によって、債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合は、当該債権に係る調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した書類によって簡水事業者に報告するとともに、振替決定書を発行しなければならない。

第3節 支出

(支出の手続)

第29条 契約その他支出の原因となるべき行為については、あらかじめ所定の書類により、簡水事業者の決定を受けなければならない。

2 支出しようとする場合は、当該支出に関する書類に基づいて振替決定書（現金の支払を伴う支出にあつては支出決定書）を発行し、当該書類を添えて簡水事業者の決定を受けなければならない。ただし、単価契約その他一の契約により支払が数度にわたる場合は、その都度支出に関する原契約を添付することを省略し、原契約の契約番号等の記載によってこれに代えることができる。

(支出決定書の発行)

第30条 支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書等支払に関し証拠となるべき書類に基づいて、支出決定書を発行しなければならない。

2 支出決定書は、債権者及び勘定科目ごとに、調製し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合には、支払調書等をもってこれに代えることができる。

3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日等が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の支出決定書を発行することができる。この場合においては、債権者毎にその支払額を明らかにした内訳書を添えなければならない。

4 数葉をもって1通とする請求書には、債権者に割印をさせなければならない。

この場合において、請求書が2通以上あるときは、支出決定書にその通数を記載しなければならない。

(資金前渡)

第31条 令第21条の5第1項第15号の規定による資金前渡をすることのできる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 郵便料
- (2) 講習会、研修会等出席者負担金
- (3) 交際費
- (4) 広告料
- (5) 補償及び賠償金
- (6) 借地料及び用地買収費
- (7) 損害保険の保険料
- (8) 自動車重量税等公課費
- (9) 検査等手数料
- (10) 有料道路通行料及び駐車料
- (11) 勤務中の公用車の事故による修繕料
- (12) 職員の出張先における電話料

2 簡水事業者は、資金前渡職員を指定したときは、企業出納員に通知するものとする。

3 企業出納員は、資金前渡職員に資金の前渡をしたとき及び第35条の規定による精算があったときは、資金前渡整理簿に記帳し、資金前渡職員が行う資金前渡の受払の状況を明らかにしなければならない。

(前渡資金の保管)

第32条 資金前渡職員は、その前渡金を確実な金融機関に預け入れなければならない。ただし、即時支払を要するものについては、この限りでない。

2 前項の前渡金に利子を生じた場合は、精算の際収入の手続をしなければならない。

(前渡資金出納簿)

第33条 資金前渡職員は、前渡資金出納簿を備えて出納の都度これを整理しなければならない。

(前渡資金の支払)

第34条 資金前渡職員は、債権者から支払の請求を受けたときは、証拠となるべき書類を調査し、適正であると認めるときは、その支払をし、領収書を徴さなければならない。

2 資金前渡職員は、前項の規定にかかわらず、その性質上債権者から領収書を徴することが不適當又は著しく困難なものについては、担当課長（資金前渡職員が課長の場合は、担当部長とする。）の承認を受けた支払証明書をもって領収書に代えることができる。

(前渡資金の精算)

第35条 資金前渡職員は、その前渡を受けた資金を次に掲げる区分により精算しなければならない。

(1) 毎月必要とする前渡金にあつては、振替決定書及び資金前渡精算書を作成し、証書類を添えて翌月5日までに企業出納員を経由し、簡水事業者の決定を受けなければならない。

(2) 前号に該当しない前渡金にあつては、その用務終了後5日以内に前号に準じて精算しなければならない。

2 前渡金の精算残金は、精算と同時に収入決定書により返納しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当するものについては、これを翌月に繰越することができる。

3 第1項の精算を終了しないものは、同一の経費で資金前渡を受けることができない。ただし、簡水事業者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(資金前渡職員の引継ぎ)

第36条 資金前渡職員が、配置換え又は退職した場合は、3日以内に引継ぎをしなければならない。

2 資金前渡職員が、死亡その他の事故によって、自ら引継ぎをすることができない場合は、簡水事業者の命じた職員において、引継ぎの手続をしなければならない。

(前渡資金の検査等)

第37条 企業出納員は、資金前渡職員に対し、資金の出納状況について検査し、

又は必要な報告をさせることができる。

- 2 企業出納員は、資金の用途がその交付目的と相違すると認めるときは、精算の更正又は返納させることができる。

(概算払)

第38条 令第21条の6第5号の規定により概算払をすることのできる経費は、損害賠償に係る内払金とする。

- 2 概算払をした経費について、その精算が終了しないときは、同一の事件について重ねて概算払をすることができない。ただし、簡水事業者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(概算払の精算)

第39条 概算払を行ったときは、その用件終了後5日以内に振替決定書及び精算の事実を明らかにした書類を作成し、証書類を添え企業出納員を経由し、管理者の決定を受けなければならない。ただし、損害賠償に係る内払金については、当該賠償額の確定した後に係る支出決定書をもって精算したものとみなし、旅費については、出張復命書兼旅費概算払精算書により精算するものとする。

- 2 精算残金があるときは、精算と同時に収入決定書により返納しなければならない。

(前金払)

第40条 令第21条の7第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 保険料
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により同条第2項に規定する前払金の保証がされた工事等に要する経費

(前金払の精算)

第41条 前条の規定により前金払を行ったときは、当該前金払をした事件に係る役務の提供等が完了したときに振替決定書及び精算の事実を明らかにした書類を添え、企業出納員を経由し、簡水事業者の決定を受けなければならない。ただし、建設工事等に係る前金払の精算にあつては、当該建設工事等の完成後に係る支出決定書をもって精算したものとみなす。

(隔地払)

第42条 簡水事業者は、隔地の債権者に支払をするため必要のあるときは、令第21条の9の規定により隔地払をすることができる。

(口座振替の方法による支出)

第43条 企業出納員は、債権者からの申出により令第21条の10に規定する口座振替の方法により支出しようとするときは、出納取扱金融機関に、振替先、振替金額を通知したうえ「口座振替」の表示をした小切手を振出し、債権者に口座振替通知書を送付しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、前項の規定により口座振替を行った場合、翌日までに振替済報告書を企業出納員に提出しなければならない。

(支出の方法)

第44条 企業出納員は、支出命令を受けたときは、支出決定書及び関係書類を審査しなければならない。

2 企業出納員は、現金で支払をするほか、令第21条の12及び第21条の13の規定により出納取扱金融機関を支払人とする小切手を振出して支出を行うものとする。

(小切手の取扱い)

第45条 簡水事業者の振り出す小切手は、原則として持参人払式小切手とする。ただし、受取人が特に申出た場合は、この限りでない。

2 小切手の券面金額は訂正してはならない。

3 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引きその上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して、小切手の振り出しに使用する印を押さなければならない。

4 書換等による小切手を廃棄するには、当該小切手に斜線を朱書したうえ「書換」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手の整理)

第46条 企業出納員は毎月末現在における支払小切手未払高を、簡水事業者に報告しなければならない。

2 企業出納員は、振出した小切手が1年を経過し出納取扱金融機関から支払を拒

否された場合は、直ちにその旨を簡水事業者に報告しなければならない。

(領収書等の徴収)

第47条 企業出納員は、現金若しくは小切手により支払をしたときは、債権者の領収書を受け取らなければならない。

2 企業出納員は、隔地払若しくは口座振替により支払をした場合は、出納取扱金融機関の送金済報告書若しくは振替済報告書を受け取らなければならない。この場合送金済報告書及び振替済報告書をもって債権者の領収書に代えて処理することができる。

3 領収書等に用いる印鑑を持参していないとき、又はやむを得ない事由があり企業出納員が認めたものについては、自署及びぼ印をもってこれに代えることができる。なお署名のみを習慣とする外国人等にあつては、自署で足りるものとする。

第4節 振替

(振替による経理)

第48条 各担当者は、主管事項について科目振替の事由が発生したときは、直ちに振替決定書を作成し、簡水事業者の決定を受けなければならない。

2 貯蔵品を庫入又は庫出するときも、前項に準ずる。

第5節 前受金及び預り金

(前受金の整理区分)

第49条 前受金は、次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 営業前受金
- (2) 営業外前受金
- (3) その他前受金

(預り金の整理区分)

第50条 預り金は、次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り諸税金
- (3) 預り有価証券
- (4) その他預り金 (仮受消費税等)

(預り金等の受入及び還付)

第51条 第24条及び第25条の規定は、預り金等を受けた場合に準用する。

2 企業出納員は、預り金及び前受金の受入れ還付については、所要の決定書に基づき、所定の帳簿に記載して整理しなければならない。

第4章 指定金融機関

(指定金融機関の名称)

第52条 第4条第2項の規定による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(指定金融機関との契約等)

第53条 本章に定めるもののほか、指定金融機関の事務取扱、預金の種類及び利子並びに担保その他については、簡水事業の事務を委任された甲府市上下水道事業管理者が市長の同意を得て指定した金融機関との契約で定める。

(出納事務の取扱い)

第54条 指定金融機関が公金の出納事務の一部を取り扱う場合には、令第22条の3及び第22条の4その他関係条項の規定に従って行わなければならない。

(収支の拒否)

第55条 指定金融機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該収入又は支出を拒み、その事実を企業出納員に報告しなければならない。

- (1) 納入通知書が所定の様式と異なるとき。
- (2) 納入通知書の金額が改ざんされたもの及び氏名等の訂正について所定の処置がされていないものであるとき。
- (3) 小切手の金額が改ざんされたもの及び記載事項の訂正について所定の処置がされていないものであるとき。
- (4) その他収支に関して疑義のあるものであるとき。

(出納日報等の送付)

第56条 出納取扱金融機関は、水道料金等の収納、小切手等による支払状況並びに現金出納及び残高を記載した出納日計表を作成し、収支を証する納入済報告書等を添えて、毎日企業出納員に送付しなければならない。

2 収納取扱金融機関は、水道料金等の収納をしたとき及びこの収納金を出納取扱金融機関の上下水道局の預金口座に振り替えたときは、甲府市水道料金等納入済報告書を作成し、収納を証する納入済通知書等を添えて、その都度企業出納員に

送付しなければならない。

(残高証明の提出)

第57条 出納取扱金融機関は、毎月末簡水事業の預金口座の残高証明を企業出納員に提出しなければならない。

(印鑑の通知及び届出)

第58条 企業出納員は、指定金融機関に対し、納入通知書及び小切手に使用する印鑑をあらかじめ通知するものとする。

2 指定金融機関は、簡水事業に関する現金出納に際し使用する印鑑をあらかじめ企業出納員に届出なければならない。

3 前2項の規定は、それぞれの印鑑を変更した場合に準用する。

(出納取扱時間)

第59条 指定金融機関の簡水事業の業務に関する公金の事務取扱時間はその金融機関の営業時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(帳簿及び証拠書類の保存)

第60条 指定金融機関における簡水事業の公金に関する帳簿及び証拠書類は、事業年度経過後5年間これを保存しなければならない。

(事務検査)

第61条 令第22条の5に規定する指定金融機関に対する検査は、毎年10月に行うほか、必要に応じ随時行うものとする。

第5章 たな卸資産会計

第1節 通則

(たな卸資産の範囲)

第62条 たな卸資産とは、次に掲げる物品であって、たな卸経理を行うものをいう。

- (1) 消耗品 その形状品質が1回又は短期間の使用により消耗され又は備品等の構成部分となる物品
- (2) 消耗工具・器具及び備品 工事・工作又は事務用に使用された工具・器具及び備品であって固定資産に属さないもの
- (3) 原材料 工事及び工作に使用され、又は建物構築物等の構成部分となるもの
- (4) 量水器 給水量を測定するメーター及びボックス

(整理区分)

第63条 たな卸資産は、次に掲げる区分により整理する。

- (1) 購入品 上下水道局外から購入したもの及び材料を支給して製作させたもの
- (2) 製作品 上下水道局内で製作してたな卸資産に振替えたもの
- (3) 再用品 一旦使用したもの若しくは所定の用途を失ったもののうち修理等により再び使用できるもの
- (4) 不用品 再使用のできないもの

第2節 準備計画

(一定量の貯蔵)

第64条 企業出納員は、業務の執行上必要なたな卸資産を常に一定量貯蔵し、整理しておかなければならない。

2 前項の貯蔵量は、最少の貯蔵をもって最大の効果を上げるものでなければならない。

(準備要求)

第65条 各担当者は、毎事業年度を四半期に分けて予算に基づく事項ごとに所要資材の品名、数量及び所要時期等を記載した貯蔵品準備要求書を作成し、次の期限までに企業出納員に送付しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

- (1) 第1四半期 4月から6月まで 2月末日
- (2) 第2四半期 7月から9月まで 5月末日
- (3) 第3四半期 10月から12月まで 8月末日
- (4) 第4四半期 1月から3月まで 11月末日

(退蔵品の発生防止)

第66条 企業出納員は、退蔵になるおそれのあるものについては、担当者と協議のうえ、優先使用その他の処置を講じ、退蔵の防止に努めなければならない。

第3節 出納及び保管

(購入の手続)

第67条 企業出納員は、貯蔵品準備要求その他をもととした準備計画に基づき、予算に定めるたな卸資産購入限度額の範囲内において、必要に応じ、次に掲げる事項を記載した文書によって、簡水事業者の決定を経てたな卸資産の購入請求を

行うものとする。

- (1) 購入しようとする品目及び数量
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) その他必要と認められる事項

2 たな卸資産は、原則として貯蔵品勘定で購入するものとする。ただし、特に必要とする場合は、直接科目にて購入することができる。

(検収)

第68条 たな卸資産を購入又は修理したとき、あらかじめ任命された検査員は、契約に定めた場所において、仕様書・図書・見本その他関係書類と照合し検査を行い、納品書を徴さなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあつた場合は、直ちに納入者に通知し、必要な処置を講じなければならない。

(受入れ)

第69条 企業出納員は、たな卸資産を受入れる場合、購入又は製作によって取得したものは購入又は製作に要した価額、その他のたな卸資産については、適正な見積価額により受入伝票を発行し、決定を受けたのち貯蔵品出納簿に記載しなければならない。

(払出し)

第70条 企業出納員は、たな卸資産を払出そうとする場合、品目・数量・払出価額・勘定科目及び予算科目等所要事項を記載した払出伝票を発行し、決定を受けたのち貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

2 前項の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し品の戻入れ)

第71条 企業出納員は、払出し材料等に残品が生じた場合は、現品及び受入票を確認のうえ、第69条の規定に準じて受入れをしなければならない。

(流用の禁止)

第72条 払出しをしたたな卸資産又は撤去品等は、返納又は受入れの手続を経ないで他の目的にこれを流用してはならない。

(発生品)

第73条 企業出納員は、第62条に掲げる物品で、簡水事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合、これを再使用できるものと、不用又は使用に堪えなくなったものとに区分し、第69条の規定により庫入れしなければならない。

2 前項の規定は、工事の施行等に伴って撤去品が生じた場合に準用する。

(不用品の処分)

第74条 企業出納員は、たな卸資産のうち不用となり、又は使用に堪えなくなったものを不用品として整理し、簡水事業者の決定を経てこれを売却しなければならない。ただし、売却してもその価額が売却に要する費用の額に達しないもの、又は買受人のないもの、その他売却することが不相当と認められるものについては、これを廃棄することができる。

(たな卸資産の保管)

第75条 たな卸資産は、原則として上下水道局の倉庫に保管しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、企業出納員の指定する場所に保管することができる。

2 たな卸資産の保管責任は、現品の引渡しを受けたときに始まり、現品を引渡したときに終了する。

(事故報告)

第76条 企業出納員は、自己の保管又は監督に属するたな卸資産について、天災その他により物品が滅失又は損傷を受けた場合、速やかにその原因及び状況を調査して事故報告書を作成し、簡水事業者に報告しなければならない。

第4節 たな卸

(実地たな卸)

第77条 企業出納員は、毎事業年度1回以上現品検査を行い、その結果に基づいてたな卸明細表を作成し、簡水事業者に報告しなければならない。

2 たな卸の実施に当っては、あらかじめ簡水事業者の任命した当該たな卸資産の受払及び保管に直接関係のない職員が立ち会うものとする。

3 たな卸の結果、現品に不足があることを発見した場合は、前条の規定に準じ第1項のたな卸明細表にあわせて簡水事業者に報告しなければならない。

(たな卸修正)

第78条 企業出納員は、実地たな卸の結果、総勘定元帳の残高が、たな卸資産の現在高と一致しないときは、たな卸明細表に基づき振替伝票を発行してこれを修正しなければならない。

第6章 たな卸資産以外の物品

(直購入)

第79条 第62条に掲げる物品のうち、購入後直ちに使用する予定のもの、又は第94条の規定に基づき、建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものは、簡水事業者の決定を経て直接当該科目の支出として購入することができる。

2 前項の規定により購入された物品のうち、工事精算等により材料に残品を生じた場合は、第71条の規定に準ずる。

(物品の管理)

第80条 各担当課長及び物品取扱員は、第62条に規定する物品のうち、たな卸資産勘定から払出されたもの又は前条第1項の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの（以下本章においてあわせて「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 物品取扱員は、所要の帳簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

(事故報告)

第81条 各担当課長及び物品取扱員は、自己の管理する物品が天災その他の事由により、滅失し、又は損傷を受けた場合は、第76条の規定に準じて、簡水事業者に報告しなければならない。

(不用品の戻入れ)

第82条 各担当課長は、物品のうち不用となり、又は使用に堪えなくなったものを、第71条の規定に準じて売却し、又は廃棄しなければならない。

(監督)

第83条 各担当課長は、物品の出納保管に関し物品取扱員を監督することができる。

第7章 固定資産会計

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第84条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 機械及び装置

オ 車両及び運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

(維持管理)

第85条 各担当課長は、その主管に属する固定資産が常に最良の状態において使用に供されるよう留意し、適正なる管理をしなければならない。

(登記登録)

第86条 固定資産を取得したとき、その固定資産が登記登録を要するものは、法令の定めるところに従って遅滞なくその手続をしなければならない。

2 前項に定める登記登録を要する固定資産の対価は、登記登録完了後でなければ支払うことができない。ただし、簡水事業者が必要と認めたときは、この限りでない。

第2節 取得

(取得価格)

第87条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明なものについては、公正な評価額

(購入)

第88条 固定資産を購入しようとするときは、第67条の規定に準じて、簡水事業者の決定を受けなければならない。

(交換)

第89条 固定資産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって、簡水事業者の決定を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び明細

- (2) 相手方の住所及び氏名
 - (3) 交換しようとする事由
 - (4) 交換差金があるときは、その額並びに納付又は支払の方法及び時期
 - (5) 交換の期日その他所要事項を記載した契約書案
 - (6) その他必要と認められる事項
- (無償譲受け)

第90条 固定資産を無償で譲り受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって、簡水事業者の決定を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
 - (2) 譲り受けようとする事由及び条件
 - (3) 見積価額（無形固定資産を除く。）
 - (4) 相手方の承諾書又は申請書若しくは寄附申込書
 - (5) その他必要と認められる事項
- (建設工事等)

第91条 建設（改良及び増設を含む。以下同じ。）工事を施行しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって、簡水事業者の決定を受けなければならない。

- (1) 建設工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
 - (2) 工事を必要とする事由
 - (3) 設計書・仕様書及び図面
 - (4) 工事の方法及び期間
 - (5) 予定価額及び支出予算科目
 - (6) その他必要と認められる事項
- (工事の精算)

第92条 建設工事等が完成したときは、速やかに工事費の精算書及び完成図を作成し、簡水事業者に提出しなければならない。

- 2 前項による精算が行われたときは、その精算書に基づき、あらかじめ定められた基準に従って間接費を配賦し、工事費にあわせて固定資産の各科目に振り替えなければならない。
- 3 完成した建設工事は、建設工事台帳に記載し、工事別に整理するものとする。

(未完成工事)

第93条 年度末において、未完成の工事がある場合は、未完成工事報告書を作成し、翌年度の4月10日までに簡水事業者に提出しなければならない。

(建設仮勘定)

第94条 建設工事でその工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 前項の工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行わなければならない。

3 第92条の規定は、前項の場合に準用する。

第3節 管理及び処分

(固定資産台帳の整備)

第95条 企業出納員は、固定資産の得失及び現況等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年1回、固定資産の実態と照合し、その一致を確認しなければならない。

(事故報告)

第96条 各担当課長は、その管理に属する固定資産が天災その他の事由により滅失し、又は損傷を受けた場合は、第76条の規定に準じて簡水事業者に報告しなければならない。

(固定資産の用途廃止)

第97条 固定資産が損傷を受けていること、その他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、簡水事業者の決定を経て用途の廃止をすることができる。この場合において、直ちに次条に規定する売却等を行うもののほか、第69条の規定に準じて資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(売却等)

第98条 前条の規定によって、用途が廃止された固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書により簡水事業者の決定を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類、所在地等

- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
 - (3) 予定価額
 - (4) その他必要と認められる事項
- 2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合、又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。
- 3 固定資産が滅失し、又は第1項の規定により売却、撤去若しくは廃棄された場合は、その都度その割合に応じて帳簿価額を減額しなければならない。

第4節 減価償却

(減価償却)

第99条 固定資産のうち土地、建設仮勘定を除く資産は、これを償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする。

(減価償却の方法)

第100条 償却資産は、取得又は固定資産へ編入の翌年から定額法により減価償却を行うものとし、原則として個別償却とする。

- 2 第102条に規定する取替資産については、資産の価額が100分の50に達するまで定額法により減価償却を行うものとする。

(残存価額)

第101条 償却資産の残存価額は、有形固定資産については100分の5に相当する金額とし、無形固定資産については、零とする。

- 2 有形固定資産について残存価額に達した後において、則第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめ、その旨及びその年数について簡水事業者の決裁を受けなければならない。

(取替資産)

第102条 償却資産のうち、量水器を取替資産とする。

- 2 取替資産を取替えた場合は、その取替に要した費用を経費に計上し、原則として固定資産の異動整理を行わないものとする。

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第103条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企

業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

（賞与・法定福利費引当金の計上方法）

第104条 賞与・法定福利費引当金の計上は、事業年度末に在籍する職員に対して支給が見込まれる期末手当・勤勉手当のうち、当事業年度の負担に属する支給対象期間相当分とする。

（貸倒引当金の計上方法）

第105条 貸倒引当金の計上は、過去3年間の未収金及び当該未収金に係る不納欠損額の実績をもとに貸倒率を算定し、事業年度末未収金に貸倒率を乗じて算出したものとする。

（修繕引当金の計上方法）

第106条 修繕引当金の計上は、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものとする。

（特別修繕引当金の計上方法）

第107条 特別修繕引当金の計上は、数事業年度ごと定期的に行われ、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものとする。

第9章 リース会計

（所有権移転ファイナンス・リース取引）

第108条 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。）については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。ただし、次のいずれかの事項に該当するときは、則第55条第3号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

(1) 購入時に費用処理するもの

(2) リース期間が1年以内のとき

2 前項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、則第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

第109条 所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものをいう。）については、則第55条第2号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 次の各号のいずれかの事項に該当するときは、則第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

- (1) 購入時に費用処理するもの
- (2) リース期間が1年以内のとき
- (3) リース料総額が300万円以下のもの
（オペレーティング・リース取引）

第110条 オペレーティング・リース取引（ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 次の各号のいずれかの事項に該当するときは、則第42条第2号の規定による注記を要しないものとする。

- (1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができるもの。
- (2) 購入時に費用処理するもの
- (3) リース期間が1年以内のとき
- (4) 事前解約予告期間のもの
- (5) リース料総額が300万円以下のもの
（リース会計に係る特例）

第111条 則第55条第1号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

第10章 予算

（予算原案作成方針）

第112条 予算原案作成に当たっては、10月末日までに翌年度予算原案作成方針を立案し、簡水事業者の決定を受けなければならない。

（予算要求書の提出）

第113条 各課長は、前条の予算原案作成方針にのっとり、毎年度11月末日ま

で担当する予算科目に従い予算要求書を作成し、担当課長に提出しなければならない。

(予算原案等の提出)

第114条 担当課長は、予算要求書を審査し、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を作成して、簡水事業者に提出するものとする。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(予算の執行)

第115条 各課長は、簡水事業の適切な経営を図るため、議決を経た予算に基づいてその執行計画を作成し、簡水事業者の決定を経て能率的に執行するものとする。

(流用及び予備費使用の手続)

第116条 予算の流用若しくは充用して使用しようとする場合は、所要の書類により簡水事業者の決定を受けなければならない。

(予算超過の支出)

第117条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき、予算超過の支出をしようとするときは、その経費の名称及び金額等、所要事項を記載した文書により簡水事業者の決定を受けなければならない。

2 現金の支出を伴わない経費について、予算に定める金額を超えて支出する場合は、前項に準ずる。

(予算の繰越)

第118条 予算に定める建設又は改良に要する経費のうち、翌年度に繰り越して使用する金額については、繰越計算書を作成して翌年度5月10日までに簡水事業者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、支出予算の金額のうち年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務の生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合、及び継続費について翌年後に逡次繰り越して使用する場合に準用する。

第11章 決算

(決算資料の提出)

第119条 各担当課長は、毎事業年度終了後20日以内に決算に必要な資料を簡水事業者に提出しなければならない。

(決算整理)

第120条 決算に当たっては、次に掲げる事項につき、振替により整理しなければならない。

- (1) 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
- (2) 固定資産の減価償却
- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価
- (5) 引当金の計上
- (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理
- (7) 損益勘定の年度末整理

(帳簿の締切)

第121条 前条の規定により決算整理を行った後は、各帳票の勘定の締切りを行わなければならない。

(決算報告書等の提出)

第122条 担当課長は、毎事業年度5月20日までに次に掲げる書類を作成して簡水事業者に提出しなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書

(11) 継続費精算報告書

2 前項に規定する書類の提出に当たっては、証書類及び調書等、必要な附属書類をあわせて提出しなければならない。

第12章 雑則

(計理状況の報告等)

第123条 企業出納員は毎月末日、予算執行に関する月次試算表及び資金予算表を作成し、翌月20日までに簡水事業者に提出しなければならない。

(諸様式)

第124条 この規則に掲げる必要な帳簿、伝票、その他諸様式は、甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程（昭和28年11月管理規程第10号）の水道事業における経理及び出納並びに契約に係る諸様式を準用する。

2 この規則に定めるもののほか、財務に関する事項については、甲府市財務規則を適用する。

(賠償責任を有する職員の指定)

第125条 法第34条の規定による支出負担行為等の行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員の範囲は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表右欄に定めるとおりとする。

1 支出負担行為及び簡水事業者の支出命令	部長・室長・課長
2 簡水事業者の支出命令が法令又は予算に違反していないこと及び支出に係る債務が確定していることの確認	経理係長
3 支出又は支払	企業出納員・経営企画課の職員
4 契約の適切な履行を確保するため又はその給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査	その監督又は検査を命ぜられたもの

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

簡易水道等事業勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
簡易水道等事業収益	営業収益	給水収益		主たる営業活動から生ずる収益 水道料金
			給水収益	
		受託工事収益		給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
			給水工事収益	
			修繕工事収益	
			給水工事手数料	
	営業外収益	その他営業収益	材料売却収益	給水装置の新設又は修繕等に使用する器具、材料の販売代金
			手数料	証明手数料、材料検査手数料等
		雑収益	上記以外の営業収益	
		受取利息及び配当金	金融及び販売活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益	
			預金利息	

	基金利息	
	貸付金利息	
	有価証券利息	
	配当金	
他会計補助金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
	他会計補助金	
補助金		
	その他補助金	
長期前受金戻入		則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
	受贈財産評価額長期前受金戻入	
	工事負担金長期前受金戻入	
	国庫補助金長期前受金戻入	
	一般会計補助金長期前受金戻入	
	加入金長期前受金戻入	
雑収益		
	賃貸料	
	不用品売却収益	不用品の売却代金
	有価証券売却	有価証券の売却代金

			収益	
			その他雑収益	
		消費税及び地方消費税還付金		納税計算による消費税及び地方消費税の還付金
			消費税及び地方消費税還付金	
	特別利益			当年度の経常的利益から除外すべき利益
		固定資産売却益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
			固定資産売却益	
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
			過年度損益修正益	
		その他特別利益		
			その他特別利益	

費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
簡易水道等事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用

原水及び 浄水費	水源かん養及び原水の取入れ並びに原水の汙過、滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用
給料	職員の本給
手当	職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当
賞与引当金繰入 額	賞与引当金として計上するための繰入額
賃金 報酬	臨時職員及び人夫の賃金 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、労働保険及び労務災害補償費等
法定福利費引当 金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
報償費	報償金、奨励金等
被服費	被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
備用品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費
燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券

			類、運送料等
	委託料		委託に要する費用
	手数料		公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等
	賃借料		借地料、借家料、自動車借上料等
	修繕費		有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
	修繕引当金繰入額		修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額		特別修繕引当金として計上するための繰入額
	路面復旧費		道路の修復費
	動力費		機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
	薬品費		原水の沈でん及び浄水の滅菌に要する薬品費
	材料費		有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
	補償金		補償金、賠償金、見舞金等
	負担金		他会計等への事務負担金
	補助交付金		合併処理浄化槽等の維持管理に係る補助費
	受水費		他団体から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用
	会費負担金		関係団体の会費負担金
	保険料		事業用財産に対する損害保険料
	公課費		自動車重量税
	ダム管理費		荒川ダムに係る事業費
	基金事業		水源かん養林の維持及び作業に要する費用
	雑費		

配水費	配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備の維持及び作業に要する費用
給料	
手当	
賞与引当金繰入額	
賃金	
報酬	
法定福利費	
法定福利費引当金繰入額	
旅費	
報償費	
被服費	
備用品費	
燃料費	
光熱水費	
印刷製本費	
通信運搬費	
委託料	
手数料	
賃借料	
修繕費	
修繕引当金繰入額	
特別修繕引当金繰入額	
路面復旧費	
動力費	

		薬品費	
		材料費	
		補償金	
		会費負担金	
		保険料	
		公課費	
		負担金	
		雑費	
	給水費		給水装置に附属する量水器その他の設備の維持及び修繕に要する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金繰入額	
		賃金	
		報酬	
		法定福利費	
		法定福利費引当金繰入額	
		旅費	
		報償費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	

	修繕費 修繕引当金繰入 額 特別修繕引当金 入額 路面復旧費 材料費 補償金 保険料 公課費 雑費	
受託工事 費		給水装置の新設又は修繕等の受託 工事に要する費用
	給料 手当 賞与引当金繰入 額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当 繰入額 旅費 報償費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費	

		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰入額	
		工事請負費	受託工事に係る工事費
		路面復旧費	
		材料費	
		補償金	
		保険料	
		公課費	
		雑費	
	業務費		検針、料金調定、集金等に要する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金繰入額	
		賃金	
		報酬	
		法定福利費	
		法定福利費引当金繰入額	
		旅費	
		報償費	
		被服費	
		備用品費	

	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金繰入額	
	特別修繕引当金繰入額	
	保険料	
	公課費	
	雑費	
総係費		事業活動の全般に関連する費用
	給料	
	手当	
	賞与引当金繰入額	
	賃金	
	報酬	
	法定福利費	
	法定福利費引当金繰入額	
	旅費	
	退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
	報償費	

	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	広告料	広告、宣伝に要する費用
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金繰入額	
	特別修繕引当金繰入額	
	補償金	
	研修費	職員の研修に要する費用
	食糧費	会議のための茶菓、弁当代等
	交際費	簡水事業者交際費
	厚生費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
	補助及び交付金	
	会費負担金	
	保険料	
	公課費	
	負担金	
	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
	雑費	
減価償却		則第13条、第15条又は第16

	費		条の規定による償却額
		有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）の償却額
		無形固定資産減価償却費	水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権及びリース資産の償却額
	資産減耗費		
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
		たな卸資産減耗費	たな卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損
	その他営業費用		上記以外の営業費用
		材料売却原価	給水装置用の販売器具、材料等の原価
		雑支出	
営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息		
		企業債利息	企業債に対する利息
		借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
	雑支出		
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	

	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税納付額
特別損失	固定資産売却損	固定資産売却損	当年度の経常費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時に帳簿価額に不足する額
	減損損失	減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
	災害による損失	災害による損失	災害による巨額の臨時損失
	過年度損益修正損	過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
予備費	その他特別損失	その他特別損失	
	予備費	予備費	

		材料費
		補償金
		固定資産購入費
		負担金
		補助交付金
		会費負担金
		保険料
		公課費
		雑費
	拡張費	
		給料
		手当
		賞与引当金繰入額
		賃金
		報酬
		法定福利費
		法定福利費引当
		金繰入額
		旅費
		報償費
		被服費
		備用品費
		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費

			工事請負費 路面復旧費 材料費 補償金 固定資産購入費 負担金 補助交付金 会費負担金 保険料 公課費 雑費	
--	--	--	--	--

資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定資産	有形固定資産	土地	事務所用地 施設用地	土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設、未稼働設備を含む。）事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額 本庁舎用地等もっぱら事務所のために用いる土地 浄水場用地等施設のために用いる

		土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
建物	その他の土地	事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物及び建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買取建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。
	事務所用建物	本庁舎、営業所等もっぱら事務所の用に供されている建物
	施設用建物	取水、貯水、浄水、配水等の作業施設の用に供されている建物
	その他建物	
建物減価償却累計額	事務所用建物減価償却累計額	
	施設用建物減価償却累計額	
	その他建物減価償却累計額	
構築物		貯水池、浄水池、トンネルその他土地に定着する土地施設又は工作物
	原水及び浄水設備	取水から沈でん、汙過を経て、浄水を終わるまでの作業用設備
	送配水及び給水設備	浄水の送配給水設備

	その他構築物	
構築物減価償却累計額		
	原水及び浄水設備減価償却累計額	
	配水及び給水設備減価償却累計額	
	その他構築物減価償却累計額	
機械及び装置		機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの附属品
	電気設備	電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）
	内燃設備	自家発電のための内燃設備
	ポンプ設備	ポンプ及びこれに直結し、分離し難い電動機等の電気設備
	塩素滅菌設備	塩素投入装置等塩素滅菌のための設備
	量水器	直接需要者の用に供している量水用計器
	その他機械装置	
機械及び装置減価償却累計額		
	電気設備減価償却累計額	

	内燃設備減価償却累計額	
	ポンプ設備減価償却累計額	
	塩素滅菌装置減価償却累計額	
	量水器減価償却累計額	
	その他機械設備減価償却累計額	
車両運搬具	車両運搬具	自動車、その他陸上運搬具
車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具減価償却累計額	
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、タイプライター、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
工具、器具及び備品減価償却累計額	工具、器具及び備品減価償却累計額	

	計額	
リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	所有権移転リース資産	
	所有権移転外リース資産	
リース資産減価償却累計額		
	所有権移転リース資産減価償却累計額	
	所有権移転外リース資産減価償却累計額	
建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した建設改良費（前払金等を含む。）
	建設仮勘定	
その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
	その他有形固定資産	
その他有形固定資産減価償却累計額		

		その他有形固定 資産減価償却累 計額	
無形固定 資産	水利権	水利権	有償取得した水利権、借地権、地 上権、特許権、施設利用権 河川法（昭和39年法律第167 号）第23条から第28条までに規 定する権利
	借地権	借地権	土地の上に設定された民法（明治 29年法律第89号）第601条に 規定する権利
	地上権	借地権	民法第265条に規定する権利
	特許権	地上権	特許法（昭和34年法律第121 号）第29条に規定する権利
	施設利用 権	特許権	電気ガス供給施設利用権（電気事 業者又はガス事業者に対して電気 又はガスの供給施設を設けるため に要する費用を負担し、その施設 を利用して電気又はガスの供給を 受ける権利）等
	リース資 産	施設利用権	無形固定資産（営業権を除く。） に係るファイナンス・リース取引 におけるリース資産
		所有権移転リー ス資産	

流動資産	投資その他の資産	所有権移転外リース資産	
		投資有価証券	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的を持って所有するもの
		地方債	
		国債	
		株式	
		社債	
		その他有価証券	
		出資金	出資金
		長期貸付金	返済期日が貸借対照表から起算して1年以上のもの
		一般貸付金	他会計に対する長期貸付金以外のもの
貸倒引当金	他会計貸付金		
基金	他会計への長期貸付金		
	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの		
	基金設置条例に基づき特定預金等の形態で保有するもの		
	水源涵養林保護基金	水源涵養林保護育成事業を推進するための基金	
	その他投資	上記以外の投資の性質を有するもの	
	その他投資		

現金・預金			現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金証書等
	現金	現金	
	預金	預金	貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
未収金			
	営業未収金	営業未収金	営業活動に係る収益の未収入額
		未収給水益	水道料金の未収入額
		未収受託工事収益	受託工事代金の未収入額
		その他営業未収金	有料修理金、手数料等の未収入額
	営業外未収金		
		未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
		未収消費税及び地方消費税還付金	
		その他営業外未収金	不用品売却代金、賃借料等の未収入額
	その他未収金		固定資産売却代金等上記以外の未収金
		その他未収金	
貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	貸倒引当金		
		貸倒引当金	
有価証券			一時的所有を目的とする有価証券

			(差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。)
	有価証券	有価証券	
貯蔵品			いまだに使用に供されていない材料並びに耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
	原材料	原材料	金属材料等
	貯蔵量水器	貯蔵量水器	貯蔵中の量水器
	消耗工具、器具及び備品、消耗品		耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品、文具、用紙等の事務用品等
	その他貯蔵品	その他貯蔵品	廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品
短期貸付金			
	一般短期貸付金	一般短期貸付金	他会計以外に対する短期貸付金
	他会計貸付金		他会計に対する短期貸付金

		他会計貸付金	
貸倒引当金			短期貸付金の回収不能による損失に備えるため引き当てるもの
	貸倒引当金		
前払費用		貸倒引当金	
			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供をされていない役務に対して支払われた対価で貸借対象表日から起算して1年以内に費用となるもの
	前払費用		
前払金		前払費用	
			物品等の購入、工事の請負等において前払された金額で前払費用に属しないもの
	営業前払金		
	営業外前払金		
	その他前払金		
	前払消費税及び地方消費税		
その他流動資産			
	保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
	仮払消費		

	税及び地方消費税 特定収入 仮払消費税 税及び地方消費税 その他雑 流動資産	上記以外の流動資産
--	---	-----------

資本勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金	資本金	固有資本金		企業開始の時（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用の時）における引継資本金の額
			固有資本金	
		出資金		他会計からの出資金の額
			出資金	
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
			組入資本金	
剰余金	資本剰余金	再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定より資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿額を控除した額
			再評価積立金	
		受贈財産 評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額

		受贈財産評価額	
	寄附金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
		寄附金	
	工事負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
		工事負担金	
	建設改良補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた補助金
		国庫補助金	
		一般会計補助金	
	加入金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた加入金
		加入金	
	保険差益		固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
		保険差益	
	その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
		その他資本剰余金	
利益剰余金			
	減債積立金		企業債の償還に充てるために積み立てた額
		減債積立金	
	利益積立金		欠損金をうめるために積み立てた額
		利益積立金	
	建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額
		建設改良積立金	

	当年度未 処分利益 剰余金 (当年度 未処理欠 損金)		当年度末における繰越利益剰余金 (繰越欠損金)の額に当年度の純 利益(純損失)の金額を加減した 額
		繰越利益剰余金 前年度未処分利益剰余金(前年度 年度末残高(繰 越欠損金年度末 残高))	前年度未処分利益剰余金(前年度 未処分利益剰余金処 分額(前年度欠損金処 理額)を控除して得た繰越利益剰 余金(繰越欠損金)の額
		当年度純利益 (当年度純損失)	当年度の損益取引の結果発生した 純利益(純損失額)
	未処分利 益剰余金	その他未処分利 益剰余金変動額	

負債勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定負債	企業債	建設改良 費等の財 源に充て るための 企業債		建設改良費等(建設若しくは改良 に要する経費又は地方債に関する 省令(平成18年総務省令第54 号)第12条に規定する公営企業 の建設又は改良に要する経費に準 ずる経費をいう。以下同じ。)の 財源に充てるために発行する企業 債(1年以内に償還期限の到来する

	その他の 企業債	ものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てる ために発行する企業債（１年内に 償還期限の到来するものを除く。）
他会計借 入金	建設改良 費等の財 源に充て るための 長期借入 金	建設改良費等の財源に充てるため に他の会計から繰り入れた借入金 （１年内に返済期限の到来するも のを除く。）
	その他の 長期借入 金	建設改良費等以外の財源に充てる ために他の会計から繰り入れた借 入金（１年内に返済期限の到来す るものを除く。）
リース債 務	リース債 務	ファイナンス・リース取引におけ るリース債務（１年内に支払期限 の到来するものを除く。）
引当金	退職給付 引当金	将来生ずることが予想される職員 に対する退職手当の支払に充てる ための引当額（１年内に使用され る見込みのものを除く。）
	退職給付引当金	
	特別修繕 引当金	数事業年度ごとに定期的に行われ る特別の大修繕に備えて計上する 引当金（１年内に使用される見込

流動負債			特別修繕引当金	みのものを除く。)
		その他固定負債		上記以外の固定負債
			その他固定負債	
	一時借入金			借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他の長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	リース債			1年以内に支払期限の到来するファ

務			イナンス・リース取引におけるリース債務
未払金	リース債務		特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終らないもの（未払費用に属するものを除く。）
	営業未払金		営業活動に係る通常取引により発生する未払金
	営業外未払金	未払消費税及び地方消費税	
		その他営業外未払金	
	その他未払金		固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金
未払費用		その他未払金	
	未払費用	未払費用	未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額
前受金			
	営業前受金		前受水道料金、前受受託工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受金
		営業前受金	

引当金	営業外前受金		前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受金
		営業外前受金	
	その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
		その他前受金	
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
法定福利引当金			
修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金	
特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの（企業会計の取扱い上は、1年内の使用額を正確に算定できないため、特別修繕引当金全額を固定負債に計上することが通例であることから、地方公営企業においても同様の取扱いをすることとして差し支えないものであること。）	

繰延収益	その他流動負債	仮受消費税及び地方消費税	預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
	長期前受金	長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
		再評価積立金長期前受金	
		受贈財産評価額長期前受金	
		寄附金長期前受金	
		工事負担金長期前受金	
		国庫補助金長期前受金	
		一般会計補助金長期前受金	
		加入金長期前受金	
	長期前受		

金収益化 累計額	長期前受 金収益化 累計額	再評価積立金長期前受金収益化額 受贈財産評価額長期前受金収益化累計額 寄附金長期前受金収益化累計額 工事負担金長期前受金収益化累計額 国庫補助金長期前受金収益化累計額 一般会計補助金長期前受金収益化累計額 加入金長期前受金収益化累計額
-------------	---------------------	---

別表第2（第52条関係）

甲府市簡易水道等事業出納取扱金融機関

株式会社 山梨中央銀行

別表第3（第52条関係）

甲府市簡易水道等事業収納取扱金融機関

株式会社 三井住友銀行

株式会社 りそな銀行

甲府信用金庫

山梨信用金庫

中央労働金庫

山梨県民信用組合

山梨県信用農業協同組合連合会

笛吹農業協同組合

山梨みらい農業協同組合

株式会社ゆうちょ銀行（口座振替に限る。）

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第9号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、健康支援センター(保健所を含む。)及び健康長寿室(保健所を含む。)に置く課及び係等は、保健所に置かれた課及び係等とし、健康支援センターに置く課及び係等は、健康長寿室に置かれた課及び係等とする。

第3条第1項の表市長直轄組織、市長室の項中

「

シティプロモーション課	広報係、プロモーション推進係	を
-------------	----------------	---

」

「

国際交流課	国際交流係	に改め、同項
-------	-------	--------

」

の次に次のように加える。

情報戦略室	情報発信課	広報係、プロモーション推進係、移住定住係
	記念事業課	記念事業係

第3条第1項の表市長直轄組織、危機管理室、防災企画課の項中「防災係」を「防災企画係」に改め、同表市長直轄組織、危機管理室、防災指導課の項中「指導係」を「地域防災係」に改め、同表総務部、行政管理室、職員課の項中「人材育成係」を「人材育成係、研修係」に改め、同表総務部、行政管理室、事務効率

課の項を次のように改める。

業務管理課	事務管理係、組織係
-------	-----------

第3条第1項の表企画部、企画総室、国際交流課の項を削り、同表企画部、企画経営室、財政課の項中「計画調整係」を「主計係」に改め、同項の次に次のように加える。

連携推進課	自治体連携係、公民連携係
-------	--------------

第3条第1項の表企画部、記念事業室の項を削り、同表市民部、市民協働室、協働推進課の項中「協働推進係」を削り、同項の次に次のように加える。

協働支援課	地域連携係
-------	-------

第3条第1項の表福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室の項の次に次のように加える。

健康長寿室（保健所を含む。）	健康政策課	健康生きがい係、医療介護支援係
	地域保健課	地域保健係、保健予防係、食育係

第3条第1項の表福祉保健部（福祉事務所）、健康支援センター（保健所を含む。）の項中

「

健康政策課	庶務係、健康政策係
健康増進課	保健係、食育係

を

」

「

精神保健課	精神保健係
-------	-------

に改め、同

」

表福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室の項を次のように改める。

福祉支援室	生活福祉課	保護係、保護事務係、生活支援係
	高齢者福祉課	高齢者支援係、医療係
	介護保険課	経営係、保険給付係、滞納整理係、認定係
	障がい福祉課	医療支援係、サービス支援係、相談支援係

第3条第1項の表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、総務課の項

の次に次のように加える。

子ども応援課	子ども応援係、青少年係
--------	-------------

第3条第1項の表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、子ども支援課の項を次のように改める。

子育て支援課	子ども相談センター、子育て支援係
--------	------------------

第3条第1項の表産業部、産業総室、総務課の項中「庶務係」を「庶務係、ふるさと納税係」に改め、同表産業部、農林振興室、林政課の項中「、水源保全係」を削る。

第3条第1項の表まちづくり部の項を次のように改める。

まちづくり部	まちづくり総室	総務課	庶務係
		住宅課	住宅係、経理係
		空き家対策課	空き家対策係
	まち開発室	都市計画課	計画係、指導係
		産業立地課	産業立地係
		区画整理課	換地補償係、工事係
	まち整備室	都市整備課	工事係、用地係
		公園緑地課	公園係、動物園整備係
		道路河川課	用地係、道路係、河川係
		地籍調査課	地籍係
	施設整備室	建築指導課	審査係、指導係
		建築営繕課	建築係、営繕係、設備係
	リニア交通室	リニア政策課	リニア政策係
		交通政策課	交通政策係

第3条第2項中「健康支援センター」を「健康長寿室に置く課、健康支援センター」に、「長寿支援室介護保険課及び介護予防課」を「福祉支援室介護保険課」に、「子ども未来総室子ども支援課青少年係」を「子ども未来総室子ども応援課青少年係」に改める。

第8条第6項の表を次のように改める。

室等	担当課長	分掌事務
市長室	市民の声担当課長	市政への苦情処理に関すること。

危機管理室	危機管理担当課長	危機管理対策の調査及び研究に関すること。
契約管財室	指導検査担当課長	工事検査に係る指導検査等業務に関すること。
	公共施設マネジメント担当課長	ファシリティマネジメントの推進に関すること。
健康支援センター	感染症担当課長	感染症に係る高度な専門的事項に関すること。
産業総室	中心街再生担当課長	中心市街地の再生に関すること。
まち開発室	地域デザイン担当課長	甲府市都市計画マスタープランの地域別構想の策定及び推進に関すること。
施設整備室	公共施設保全担当課長	市有施設の保全計画の策定及び推進に関すること。

第19条第2項中「福祉保健部健康支援センター健康増進課」を「福祉保健部健康長寿室地域保健課」に改める。

第19条の3及び第19条の4中「福祉保健部健康支援センター健康政策課」を「福祉保健部健康長寿室健康政策課」に改める。

第20条中「福祉保健部健康支援センター医務感染症課」を「福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課」に改める。

第23条、第23条の3及び第23条の4中「福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課」を「福祉保健部福祉支援室高齢者福祉課」に改める。

第25条の3第1項の表中「甲府市丸の内一丁目18番1号」を「甲府市宝二丁目8番19号」に改め、同条第2項中「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課」を「子ども未来部子ども未来総室子ども応援課」に改める。

第30条の2中「まちづくり部まち保全室公園緑地課」を「まちづくり部まち整備室公園緑地課」に改める。

第31条の見出しを「（道路公園等保全センター）」に改め、同条第1項中「補修センター」を「道路公園等保全センター」に改め、同項の表を次のように改める。

名称	位置
甲府市道路公園等保全センター	甲府市上町601番地4

第31条第2項中「補修センター」を「道路公園等保全センター」に、「まちづくり部まち保全室道路河川課」を「まちづくり部まち整備室道路河川課」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 公園樹木、街路樹等の保全に関すること。

第36条第2項第4号中「福祉保健部健康支援センター健康増進課長」を「福祉保健部健康長寿室地域保健課長」に改め、同項第5号中「福祉保健部健康支援センター医務感染症課感染症係長」を「福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課生活衛生薬務係長」に改め、同項第6号中「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども応援課長」に改める。

第44条の見出しを「（経営企画会議）」に改め、同条中「企画経営会議」を「経営企画会議」に改め、同条第3項の表経営改革部会の項の次に次のように加える。

戦略推進部会	重点施策等に関する事項
--------	-------------

第46条第2項中「市長室長」の次に「、情報戦略室長、危機管理室長」を加える。

別表第1市長直轄組織、市長室、秘書課の項に次の2号を加える。

(7) 市長室内の文書の総括指導に関すること。

(8) 市長室内の庶務に関すること。

別表第1市長直轄組織、市長室、秘書課の項の次に次のように加える。

国際交流課	(1) 国際交流の推進に関すること。 (2) 東京オリンピック・パラリンピックに関すること。
-------	---

別表第1市長直轄組織、市長室、シティプロモーション課の項を削り、同表市長直轄組織、市長室の項の次に次のように加える。

情報戦略室	情報発信課	(1) 広報に関すること。 (2) 広報刊行物の発行及び各種広報媒体の活用に関すること。 (3) 市勢情報の調整及び分析に関すること。 (4) 市の情報発信の調整に関すること。
-------	-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 報道機関との連絡調整に関する事。 (6) 移住定住に係る情報発信に関する事。 (7) 情報戦略室内の文書の総括指導に関する事。 (8) 情報戦略室内の庶務に関する事。
記念事業課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 記念事業の企画及び調整に関する事。 (2) 記念事業の実行委員会の運営及び記念事業の推進に関する事。

別表第1 市長直轄組織、危機管理室、危機管理課の項第4号及び第5号中「市長直轄組織」を「危機管理室」に改め、同表総務部、行政管理室、職員課の項第8号中「企画経営会議人創り改革部会」を「経営企画会議人創り改革部会」に改め、同表総務部、行政管理室、事務効率課の項を次のように改める。

業務管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務改善に関する事。 (2) 帳票の管理に関する事。 (3) 内部統制に関する事。 (4) 組織の総合管理並びに職員の定数管理に関する事。 (5) 市の委員会、委員に係る市長の権限に属する事務に関する事（組織に関するものに限る。）。 (6) 経営企画会議業務改革部会に関する事。 (7) 事務室の配置に関する事。
-------	--

別表第1 企画部、企画総室、総務課の項第1号中「企画経営会議」を「経営企画会議」に改め、同項第3号中「ふるさと納税」を「中核市」に改め、同表企画部、企画総室、企画課及び国際交流課の項を次のように改める。

企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市政の基本方針に関する事。 (2) 政策形成並びに政策課題の調査及び研究並びに特命事項に関する事。 (3) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画に関する事。 (4) 公共用地の取得及び処分の調整に関する事。 (5) 地方分権に関する事。 (6) 自治基本条例に関する事。
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 人口減少対策に関すること。 (8) 中心市街地の活性化に関すること。 (9) 南部及び北部中山間地域の振興に関すること。 (10) リゾート計画に関すること。 (11) 過疎地域自立促進計画に関すること。 (12) 編入合併地域に係るサービスの調整及び当該地域の振興に関すること。 (13) 経営企画会議戦略推進部会に関すること。 (14) 総合調整及び部間調整に関すること。
--	---

別表第1企画部、企画経営室、行政経営課の項第3号中「外部評価」を「行政評価」に改め、同項第5号中「企画経営会議経営改革部会」を「経営企画会議経営改革部会」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 総合計画に関すること。

別表第1企画部、企画経営室、財政課の項第11号から第14号までを削り、同項の次に次のように加える。

連携推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域行政に関すること。 (2) 市町村合併に関すること。 (3) 自治体連携に関すること。 (4) 公民連携に関すること。
-------	--

別表第1企画部、記念事業室の項を削り、同表市民部、市民協働室、協働推進課の項の次に次のように加える。

協働支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民団体等の交流・連携に関すること。 (2) 地域支援拠点の運営に関すること。 (3) 協働を推進するための支援に関すること。
-------	---

別表第1福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室、総務課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

別表第1福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室の項の次に次のように加える。

健康長寿室	健康政策課	(1) 保健所及び保健センター業務の調整に関すること。
-------	-------	-----------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 保健所運営協議会に関する事。 (3) 健康都市構想に関する事。 (4) 保健計画の策定に関する事。 (5) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。 (6) 保健師の現任教育に関する事。 (7) 健康の杜センターに関する事。 (8) いきいきプラザに関する事。 (9) 墓地及び埋火葬に関する事。 (10) 公衆衛生の普及及び向上に関する事。 (11) 継続看護の推進に関する事。 (12) 医師の臨床研修に関する事。 (13) 保健師の統括に係る支援に関する事。 (14) 地域包括支援体制に関する事。 (15) 介護予防・生活支援体制の推進に関する事。 (16) 包括的支援事業に関する事。 (17) 地域包括支援センターの運営に関する事。 (18) 地域包括支援センター運営協議会に関する事。 (19) 在宅医療及び介護連携に関する事。 (20) 認知症の高齢者に関する事。 (21) 簡易水道等事業に関する事。
地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健計画の推進に関する事（母子保健課が所管するものを除く。）。 (2) 食育推進計画に関する事。 (3) 食育基本法（平成17年法律第63号）による地域の食育に関する事（母子保健課が所管するものを除く。）。 (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）に

	<p>関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p> <p>(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）による地域保健事業に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p> <p>(6) 健康づくり及びその推進に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p> <p>(7) 保健センターに関すること。</p> <p>(8) 結核検診に関すること。</p> <p>(9) 難病及び特定疾病対策に関すること。</p> <p>(10) 歯科保健に関すること。</p> <p>(11) 特定保健指導の支援に関すること。</p> <p>(12) 介護保険事業の技術援助に関すること。</p> <p>(13) 高齢者の虐待に関すること。</p> <p>(14) 栄養士及び看護師等実習の指導に関すること。</p> <p>(15) 地域担当保健師に関すること。</p>
--	--

別表第1福祉保健部（福祉事務所）、健康支援センター（保健所）、健康政策課の項を次のように改める。

精神保健課	<p>(1) 精神保健に関すること。</p> <p>(2) 自殺対策に関すること。</p>
-------	---

別表第1福祉保健部（福祉事務所）、健康支援センター（保健所）、健康増進課の項を削り、同表福祉保健部（福祉事務所）、健康支援センター（保健所）、医務感染症課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号中「許認可」を「許可」に、「監視指導」を「監視指導等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「登録衛生検査所」を「衛生検査所」に改め、同号を同項第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項第15号を削り、同表福祉保健部（福祉事務所）、健康支援センター（保健所）、生活衛生業務課の項第17号中「簡易水道等事業」を「斎場」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(18) 健康増進法（平成14年法律第103号）に關すること（地域保健課及び母子保健課が所管するものを除く。）。

別表第1福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室の項を次のように改める。

福祉支援室	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の措置に關すること。 (2) 光風寮に關すること。 (3) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者の取扱いに關すること。 (4) ホームレスに關すること。 (5) 引揚者等に關すること。 (6) 法外扶助に關すること。 (7) 災害援護に關すること。 (8) 医療券交付及び統計に關すること。 (9) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに關すること。 (10) 中国残留邦人等への支援に關すること。 (11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による支援に關すること。 (12) 保護施設に關すること。 (13) 指定医療機関等に關すること。 (14) 無料低額診療事業等に關すること。
	高齢者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅高齢者に關すること。 (2) 高齢者の生きがい対策に關すること。 (3) 福祉センターに關すること。 (4) 上九の湯ふれあいセンターに關すること。 (5) 老人デイサービスセンターに關すること。 (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に關すること。 (7) 老人福祉施設に關すること。

	<p>(8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）による保健事業に関する事。</p> <p>(9) 後期高齢者医療制度に関する事。</p> <p>(10) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第32条の規定によりなお従前の例によるとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「改正前老人保健法」という。）による保健事業（医療に限る。）に関する事。</p> <p>(11) 高齢者保健福祉計画の推進に関する事。</p> <p>(12) 成年後見制度に関する事。</p>
介護保険課	<p>(1) 介護保険事業の企画及び運営に関する事。</p> <p>(2) 介護保険市民運営協議会に関する事。</p> <p>(3) 介護保健サービスに関する事。</p> <p>(4) 被保険者の資格に関する事。</p> <p>(5) 介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分に関する事。</p> <p>(6) 保険給付に関する事。</p> <p>(7) 介護認定審査会に関する事。</p> <p>(8) 要介護及び要支援認定に関する事。</p> <p>(9) 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関する事。</p> <p>(10) 福祉総合相談に関する事。</p> <p>(11) 第1号事業支給費の支給に関する事。</p>
障がい福祉課	<p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事。</p> <p>(2) 障害福祉サービスに関する事。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 在宅障害児（者）に関する事。 (4) 自立支援医療に関する事。 (5) 重度心身障害者医療費の助成に関する事。 (6) 障害者センターに関する事。 (7) 障害者の社会参加促進に関する事。 (8) 心身障害児（者）に係る手当に関する事。 (9) 補装具費の給付に関する事。 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業に関する事。 (11) 社会福祉事業団に関する事。 (12) 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の推進に関する事。 (13) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に関する事。 (14) 発達障害児（者）に関する事。 (15) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事。
--	---

別表第1子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、子ども支援課の項を次のように改める。

子ども応援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども施策の調査研究に関する事。 (2) 子ども未来応援条例に関する事。 (3) 青少年の健全育成に関する事。 (4) 青少年育成センターの運営に関する事。 (5) チビッコ広場の管理に関する事。
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による児童相談、要保護児童の保護等に関する事。 (2) 次世代育成支援行動計画に関する事。 (3) 児童虐待防止に関する事。

- (4) 子育てお助け隊派遣事業に関する事。
- (5) 児童手当及び助産手当に関する事。
- (6) 児童扶養手当に関する事。
- (7) 小児及びひとり親家庭の医療費の助成に関する事。
- (8) 母子、寡婦家庭及び父子家庭の福祉に関する事。
- (9) 子どもの貧困対策に関する事。
- (10) 幼児教育諸団体との連絡調整に関する事。
- (11) 幼児教育センターの運営管理に関する事。
- (12) ファミリー・サポート・センターに関する事。

別表第1 子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、母子保健課の項中「健康増進課」を「地域保健課」に改め、同表産業部、産業総室、総務課の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) ふるさと納税に関する事。

別表第1 産業部、農林振興室、林政課の項に次の3号を加える。

- (16) 創作の森おびなの管理に関する事。
- (17) 地域おこし協力隊に関する事。
- (18) 帯名山高原牧場に関する事。

別表第1 まちづくり部の項を次のように改める。

まちづくり部	まちづくり総室	総務課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水防本部の庶務に関する事。 (2) 部内の文書の総括指導に関する事。 (3) 部内の庶務に関する事。
		住宅課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市営住宅の入退去及び使用料に関する事。 (2) 市営住宅の建設計画に関する事。 (3) 住宅対策に関する事。 (4) 定住促進住宅に関する事。
		空き家対策課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関する事（各所管に係る事項を除く。）。 (2) 甲府市空家等対策計画の推進に関する事。 (3) 空き家バンク事業に関する事。

まち開 発室	都市計 画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画に関すること。 (2) 都市計画審議会に関すること。 (3) 都市計画関係諸団体に関すること。 (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条に基づく許可等に関すること。 (5) 風致地区に関すること。 (6) 地区計画に関すること。 (7) 景観計画に関すること。 (8) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく路外駐車場設置に関すること。 (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定路外駐車場の設置に関すること。 (10) 国土利用計画法に基づく土地取引の届出の事務に関すること。 (11) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に基づく業務に関すること。 (12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地先買制度に関すること。 (13) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条に基づく許可業務に関すること。 (14) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項に係る認可事務並びに同法第60条第1項並びに第66条第1項及び第8項の許可事務に関すること。 (15) 中心市街地定住促進に係る住宅取得及び住宅改修の支援に関すること。 (16) 街づくり研究会活動に関すること。
-----------	-----------	--

		<p>(17) 刑務所跡地に関する事。</p> <p>(18) 都市計画法に基づく開発行為等の許可、認可、現地確認及び完了検査に関する事。</p> <p>(19) 開発審査会に関する事。</p> <p>(20) 甲府市宅地開発事業の基準に関する事。</p> <p>(21) その他開発行為に関する事。</p> <p>(22) 被災宅地危険度判定に関する事。</p> <p>(23) 市街地再開発事業の設立及び施行の指導並びに助成に関する事。</p> <p>(24) 屋外広告物に関する事。</p> <p>(25) 公共団体施行の土地区画整理事業（甲府駅周辺土地区画整理事業を除く。）に関する事。</p> <p>(26) 組合及び個人等が施行する土地区画整理事業に関する事。</p> <p>(27) 立地適正化計画に関する事。</p>
	産業立地課	<p>(1) 企業誘致に関する事。</p> <p>(2) 大規模集客施設等に関する事。</p> <p>(3) 工業立地法（昭和34年法律第24号）に関する事。</p>
	区画整理課	<p>(1) 甲府駅周辺土地区画整理事業に関する事。</p> <p>(2) 甲府駅周辺土地区画整理審議会に関する事。</p> <p>(3) 甲府駅周辺拠点形成事業に関する事。</p>
まち整備室	都市整備課	<p>(1) 都市計画事業に係る道路及び公園の設計、工事の施工及び用地の取得並びにこれらに伴う物件等の補償に関する事。</p> <p>(2) 市道（地域整備事業を含む。）の新設、拡幅及び改良の事業に係る設計、工事の施工及び用地の取得並びにこれらに伴う物件等の補償に関</p>

	<p>すること。</p> <p>(3) 土地開発公社に関すること。</p> <p>(4) 教育財産（土地に限る。）の取得に関すること。</p>
公園緑地課	<p>(1) 緑化の推進及び樹木等の保存に関すること。</p> <p>(2) 緑化推進協議会に関すること。</p> <p>(3) 緑化推進用苗木及び花きの購入契約並びに検収に関すること。</p> <p>(4) 病虫害駆除対策に関すること。</p> <p>(5) 都市公園の設置及び管理に関すること。</p> <p>(6) 公共緑化樹木の維持に関すること。</p> <p>(7) つつじが崎霊園の運営管理に関すること。</p>
道路河川課	<p>(1) 道路の維持、修繕に関すること。</p> <p>(2) 市道に係る承認、規制等に関すること。</p> <p>(3) 市道、橋りょう及び舗装補修工事に関すること。</p> <p>(4) 河川、生活関連水路に関すること。</p> <p>(5) 河川関係団体に関すること。</p> <p>(6) 工事に伴う補償に関すること。</p> <p>(7) 市道認定、廃止及び変更に関すること。</p> <p>(8) 市道台帳（図面を含む。）の整備及び保管に関すること。</p> <p>(9) 市道及び法定外公共物の境界査定に関すること。</p> <p>(10) 都市計画法の開発許可制度に基づく協議に関すること。</p> <p>(11) 市道（補助事業に係るものを除く。）用地の調査、測量、取得及び登記に関すること。</p> <p>(12) 市道及び法定外公共物の占用の許可並びに占</p>

		<p>用料の収納整理に関すること。</p> <p>(13) 法定外公共物に係る国有財産の譲与に関する こと。</p> <p>(14) 法定外公共物の用途廃止、寄附受納及び交換 に関すること。</p> <p>(15) 河川に係る国有水面の付け替え、廃止及び占 用の副申に関すること。</p> <p>(16) 水防に関すること。</p>
	地籍調 査課	<p>(1) 地籍調査事業に関すること。</p> <p>(2) 地籍調査推進委員会に関すること。</p> <p>(3) 地籍図及び地籍簿の保管、閲覧及び修正に関 すること。</p>
施設整 備室	建築指 導課	<p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に 基づく建築確認処分及び建築統計に関するこ と。</p> <p>(2) 建築基準法に基づく許可、認定等に関するこ と。</p> <p>(3) 建築基準法に基づく指定確認検査機関の報告 及び事務処理に関すること。</p> <p>(4) 建築基準法に基づく相談、指導、道路位置指 定、定期報告、建築協定等に関すること。</p> <p>(5) 建築審査会に関すること。</p> <p>(6) 住宅金融支援機構からの受託業務に関するこ と。</p> <p>(7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7年法律第123号）に関すること。</p> <p>(8) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） に基づく優良住宅新築及び優良宅地造成の認定 に関すること。</p>

		<p>(9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること（都市計画課の業務に属するものを除く。）。</p> <p>(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。</p> <p>(11) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に関すること。</p> <p>(12) 被災建築物応急危険度判定に関すること。</p> <p>(13) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）に関すること。</p> <p>(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。</p> <p>(15) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること。</p> <p>(16) 住宅リフォームに関すること。</p>
	建築営繕課	<p>(1) 学校建築工事及び敷地造成工事に関すること。</p> <p>(2) 市有施設工事及び敷地造成工事に関すること。</p> <p>(3) 市有施設の維持修繕に関すること。</p>
リニア交通室	リニア政策課	<p>(1) リニア中央新幹線を活かしたまちづくりに関すること。</p> <p>(2) リニア中央新幹線事業に関すること。</p>
	交通政策課	<p>(1) 公共交通体系基本構想に関すること。</p> <p>(2) 赤字路線バス対策等に関すること。</p> <p>(3) 総合交通体系に関すること。</p> <p>(4) 鉄道対策に関すること。</p>

(甲府市都市公園条例施行規則の一部改正)

第2条 甲府市都市公園条例施行規則（昭和35年11月規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「まちづくり部まち保全室公園緑地課」を「まちづくり部まち整備室公園緑地課」に改める。

（甲府市役所庁中管理規則の一部改正）

第3条 甲府市役所庁中管理規則（昭和37年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 庁舎 本庁舎、西庁舎、南庁舎、南庁舎別館、支所及び出張所（これらの附属施設を含む。）並びに環境センター管理棟

(2) 庁中 本庁舎、西庁舎、南庁舎、南庁舎別館、支所及び出張所（これらの附属施設及び敷地を含む。）並びに環境センター管理棟

別表中「議会事務局議会事務総室総務課長」を「議会局議会総室総務課長」に改める。

（甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正）

第4条 甲府市職員特殊勤務手当支給規則（昭和38年10月規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

（甲府市公印規則の一部改正）

第5条 甲府市公印規則（昭和44年8月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表中「福祉保健部健康支援センター健康政策課長」を「福祉保健部健康長寿室健康政策課長」に、「まちづくり部まち保全室公園緑地課長」を「まちづくり部まち整備室公園緑地課長」に、「まちづくり部まち整備室建築指導課長」を「まちづくり部施設整備室建築指導課長」に、「まちづくり部まち整備室都市計画課長」を「まちづくり部まち開発室都市計画課長」に改める。

別表第1 専用公印の表中「まちづくり部まち保全室道路河川課長」を「まちづくり部まち整備室道路河川課長」に、「まちづくり部まち整備室建築指導課長」を「まちづくり部施設整備室建築指導課長」に、「まちづくり部まち整備室都市計画課長」を「まちづくり部まち開発室都市計画課長」に、「福祉保健部長寿支援室障がい福祉課長」を「福祉保健部福祉支援室障がい福祉課長」に、「福祉保健部健康支援センター健康増進課長」を「福祉保健部健康支援センター地域保健課長」に、「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」を「子ども未来部子ども未来総室子育て支援課長」に、「福祉保健部健康支援センター健康政策課長」を「福祉保健部健康長寿室健康政策課長」に改める。

(甲府市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部改正)

第6条 甲府市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則（昭和47年2月規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

(甲府市青少年育成センター規則の一部改正)

第7条 甲府市青少年育成センター規則（昭和47年12月規則第51号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども応援課長」に改める。

(市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則の一部改正)

第8条 市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則（昭和49年3月規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

(甲府市職員被服貸与規則の一部改正)

第9条 甲府市職員被服貸与規則（昭和49年7月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表の1 事務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表3の項中

「

夏作業服（上下）	3夏	1	連絡所及び計量検査所に勤務する職員に限る。
冬作業服（上下）	3冬	1	

ゴム長靴又は安全靴	4年	1	を
防寒服（上）	4冬	1	
雨衣（上下）	4年	1	

夏作業服（上下）	3夏	1	連絡所及び計量検査所に勤務する職員に限る。	に
冬作業服（上下）	3冬	1		
ゴム長靴又は安全靴	4年	1		
防寒服（上）	4冬	1		
雨衣（上下）	4年	1		
夏作業服（上下）	3夏	1	廃棄物対策課に勤務する職員に限る。	
冬作業服（上下）	3冬	1		
ゴム長靴又は安全靴	4年	1		
帽子	4年	1		
防寒服（上）	4冬	1		
雨衣（上下）	4年	1		

改め、同表に次のように加える。

1 2	武田氏館跡 歴史館業務 に従事する 職員	制服（上）	1年	1	
		夏作業服（上下）	3夏	1	
		冬作業服（上下）	3冬	1	
		防寒服（コート）	3冬	1	

別表の2技術職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表5の項中「健康増進課」を「地域保健課」に改める。

別表の3技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表1の項中「補修センターに勤務する職員」を「道路公園等保全センターに勤務する職員（公園緑地課の業務を行う職員を除く。）」に改め、同表3の項中「議会事務局」を「議会局」に改め、同表4の項中「交通安全指導員」を「交通安全指導業務に従事する技能労務職員」に改め、同表5の項中「斎場作業員」を「斎場作業に従事する技能労務職員」に改める。

(甲府市財務規則の一部改正)

第10条 甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

第92条第2項の表中「市民総室総務課長」を「市民総室総務課長、消費生活課長」に改める。

第93条の表中「議会事務局総務課長」を「議会局総務課長」に改める。

第125条第1項第1号イ中「古閑・梯町簡易水道事業費」及び「簡易水道等事業費」を削り、同項第3号中「古閑・梯町簡易水道整備基金」を削る。

(甲府市立保育所設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第11条 甲府市立保育所設置及び管理条例施行規則(昭和62年3月規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」を「子ども未来部子ども未来総室子育て支援課長」に改める。

(甲府市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第12条 甲府市職員安全衛生管理規則(平成3年3月規則第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉保健部健康支援センター健康政策課長」を「福祉保健部健康長寿室健康政策課長」に改める。

第11条の2第1項中「補修センター」を「道路公園等保全センター」に改める。

第22条第3項中「福祉保健部健康支援センター健康政策課」を「福祉保健部健康長寿室健康政策課」に改める。

(甲府市職員職務分類基準規則の一部改正)

第13条 甲府市職員職務分類基準規則(平成28年3月規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局長」を「議会局長」に、「議会事務局議会事務総室長」を「議会局議会総室長」に改める。

(甲府市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 甲府市職員の退職管理に関する条例施行規則(平成28年3月規則第

33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「事務局長」を「局長」に改める。

第13条第2号中「甲府市議会事務局事務分掌規程」を「甲府市議会局事務分掌規程」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられていた課配属職員（課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられたものとする。

市長直轄組織	市長室	シティプロモーション課	市長直轄組織	情報戦略室	情報発信課	
総務部	行政管理室	事務効率課	総務部	行政管理室	業務管理課	
企画部	企画総室	国際交流課	市長直轄組織	市長室	国際交流課	
福祉保健部	健康支援センター	健康政策課	福祉保健部	健康長寿室	健康政策課	
		健康増進課		地域保健課		
	健康長寿室	生活福祉課		福祉支援室	生活福祉課	
		高齢者福祉課			高齢者福祉課	
		介護保険課			介護保険課	
	障がい福祉課	障がい福祉課				
子ども未来部	子ども未来総室	子ども支援課	子ども未来部	子ども未来総室	子育て支援課	
まちづくり部	まちづくり総室	産業立地課	まちづくり部	まち開発室	産業立地課	
		まち整備室			都市計画課	都市計画課
					区画整理課	区画整理課
		建築指導課		施設整備室	建築指導課	
	まち保全室	公園緑地課		まち整備室	公園緑地課	
道路河川課		道路河川課				

	地籍調査課		地籍調査課
	建築営繕課	施設整備室	建築営繕課

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第10号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（個人番号の利用に係る事務）

第2条 条例別表第1第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更に関する事務

- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
 - (5) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (6) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務
 - (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収に関する事務
- 2 条例別表第1第2項の規則で定める事務は、甲府市助産手当支給条例（昭和46年3月条例第13号）の規定による助産手当の支給に関する事務とする。
 - 3 条例別表第1第3項の規則で定める事務は、甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例（昭和47年10月条例第29号）の規定による医療費の助成金の支給に関する事務とする。
 - 4 条例別表第1第4項の規則で定める事務は、甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和50年12月条例第40号）の規定による医療費の助成金の支給に関する事務とする。
 - 5 条例別表第1第5項の規則で定める事務は、小中学校に入進学する児童が属するひとり親家庭及び父母のない児童を監護する家庭に対する入進学祝金の支給に関する事務とする。
 - 6 条例別表第1第6項の規則で定める事務は、介護保険法（平成9年法律第123号）第18条の保険給付に係るサービスを利用する低所得で生計困難な者及び生活保護受給者に対する利用者負担額の軽減を行っている社会福祉法人等に対する助成に関する事務とする。
 - 7 条例別表第1第7項の規則で定める事務は、甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）に規定する市営住宅及び甲府市上九一色定住促進住宅条例（平成17年12月条例第73号）に規定する定住促進住宅の管理に関する事務とする。
 - 8 条例別表第1第8項の規則で定める事務は、甲府市特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年3月条例第3号）の規定による利用者負担額の減額又は免除に関する事務とする。

9 条例別表第1第9項の規則で定める事務は、不妊治療を行っている夫婦に対する治療費用の助成に関する事務とする。

10 条例別表第1第10項の規則で定める事務は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒に対する就学援助に関する事務とする。

（個人番号等の利用に係る事務及び情報）

第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は、前条第1項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第1項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この項及び第12条第2号において「要保護者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報

(2) 要保護者等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報

(3) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給又は同法第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報

(4) 要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報

(5) 要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）又は同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する

情報

- (6) 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- (8) 要保護者等に係る道府県民税（都が地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第2項の規定によって課する都民税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（特別区が同項の規定によって課する特別区民税を含む。以下同じ。）に関する情報
- (9) 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (10) 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
- (11) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (12) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- (13) 要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは同条第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

第4条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は、第2条第2項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第2項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
- (2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）
- (3) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項に準じて行う職権による保護の変更若しくは同法第26条に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第5条 条例別表第2第3項の規則で定める事務は、第2条第3項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第3項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る助成に係る小児及び保護者の住民票関係情報に関する情報
- (2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- (3) 前項の事務に係る申請を行う者に係る甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和50年12月条例第40号）による支給に関する情報

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は、第2条第4項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第4項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る助成に係るひとり親家庭等の父若しくは母に係る道府県民税に関する情報又はひとり親家庭等の父若しくは母及び児童若しくは父母のいない児童に係る住民票に記載された住民票関係情報及び地方税関係情報
- (2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

第7条 条例別表第2第5項の規則で定める事務は、第2条第5項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第5項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 前項の事務に係る祝金の支給に係るひとり親家庭等の世帯の道府県民税に関する情報又はひとり親家庭等に属する児童若しくは父母のない児童に係る住民票に記載された住民票関係情報又は地方税関係情報

(2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

第8条 条例別表第2第6項の規則で定める事務は、第2条第6項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第6項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 前項の事務に係る申請を行う者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

(2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報又は住民票に記載された住民票関係情報

第9条 条例別表第2第7項の規則で定める事務は、第2条第7項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第7項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 市営住宅（第2条第7項に規定する定住促進住宅を含む。）の入居者又は同居者（以下この項及び第12条第4号において「市営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 市営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(3) 市営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

(4) 市営住宅入居者等に係る道府県民税若しくは市町村民税に関する情報又は住民票に記載された住民票関係情報

第10条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は、第2条第8項に掲げる事務

とする。

2 条例別表第2第8項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
- (2) 小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者又はその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (4) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報
- (5) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
- (6) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- (7) 小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (8) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (9) 小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第11条 条例別表第2第9項の規則で定める事務は、第2条第9項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第9項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る助成を受けようとする者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 前項の事務に係る助成を受けようとする者に係る住民票関係情報

第12条 条例別表第2第10項の規則で定める事務及び情報は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費、同法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更、同法第21条の6の障害福祉サービスの提供、同法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務 当該事務に係る申請、変更又はサービスの提供に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止又は廃止、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第63条の保護に要する費用の返還、同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する外国人生活保護実施関係情報
- (3) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理又はその申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答、同法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8

項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第18条第1項の敷金の徴収、同法第19条(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第25条第1項の入居の申込みの受理又はその申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答、同法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求、同法第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収、同法第29条第7項の期限の延長の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答、同法第30条第1項のあっせん等、同法第34条の収入状況の報告の請求等、同法第48条の条例で定める事項に関する事務 市営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施、同法第21条の費用の支弁又は同法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 当該事務に係る措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条第1項、同法第31条の7第1項若しくは第33条第1項の便宜の供与の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 当該事務に係る申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨、同法第11条の新生児の訪問指導の実施、同法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨、同法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査、同法第16条第1項の母子健康手帳の交付、同法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨、同法第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査、同法第19条第1項の未熟児の訪問

指導の実施、同法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給、同法第21条の4第1項の費用の徴収、同法第22条第2項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 母子保健法第20条の措置に係る未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下この号において「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは同法第15条第1項の配偶者支援金の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等支援法第14条第4項（同法第15条第3項及び平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更、中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止、中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第63条の費用の返還、中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する外国人生活保護実施関係情報
- (9) 介護保険法による被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答、同法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給、同法による被保険者証又は認定証（前述に掲げるものを除く。）、同法第27条第1項の要介護

認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更、同法第67条又は第68条の保険給付の支払いの一時差止め、同法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例、同法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務当該事務に係る申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この号において「障害者支援法」という。）第6条の自立支援給付の支給、障害者支援法第24条第2項の支給決定の変更、障害者支援法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更、障害者支援法第56条第2項の支給認定の変更、障害者支援法第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務当該事務に係る申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(11) 子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求め、同法第20条第1項の支給認定若しくは同法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法による支給認定証、同法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答、同法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定、同法第24条第1項の支給認定の取消し、同法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の施設等

利用給付認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査、同法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答、同法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定、同法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消し、同法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務 当該事務に係る認定申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(12) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施、同法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示、同法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力、同法第15条第1項の給付の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答、同法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理又はその届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答、同法第28条の実費の徴収に関する事務 当該事務に係る予防接種の対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

(13) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 当該事務に係る障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置を受ける者に係る外国人生活保護実施関係情報

(14) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答、被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書、保険給付の支給、同法第44条第1項の一部負担金に係る措置、同法第63条の2の一時差止め、同法第76条

第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該事務に係る外国人生活保護実施関係情報

(15) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の障害福祉サービスの提供又は同法第16条第1項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 当該事務に係る障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置を受ける者に係る外国人生活保護実施関係情報

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の請求の受理、同法第6条第1項の支給認定の申請の受理、医療受給者証の返納又は変更申請、再交付申請の受理、同法第10条第2項の支給認定の変更申請の受理に関する事務 当該事務に係る外国人生活保護実施関係情報

（特定個人情報の提供に係る事務及び情報）

第13条 条例別表第3第1項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とする。

2 条例別表第3第1項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者（以下この項において「保護者等」という。）に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 保護者等に係る地方税関係情報

(3) 保護者等に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

第14条 条例別表第3第2項の規則で定める事務は、第2条第1項に掲げる事務とする。

2 条例別表第3第2項の規則で定める情報は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第11号

甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則

甲府市臨時的任用職員に関する規則（昭和36年6月規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

第2条中「次の各号に掲げる場合においては」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同条第1号及び第2号中「場合」を「とき」に改める。

第7条を次のように改める。

（給料等）

第7条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 前項の給料の月額は、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年3月条例第1号）に基づく給料表に規定する給料表に基づき、算定する。

3 職員には、常勤職員の例により、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、給料等の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第8条中「忌引」の次に「、父母の祭日休暇」を、「産前産後休暇」の次に「、男性職員の育児参加休暇」を加え、「及び短期の介護休暇」を「、短期の介護休

暇、ボランティア休暇、介護休暇及び介護時間」に改める。

別表を削る。

第1号様式中「賃金」を「給料」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第12号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「場合には、週休日の振替・代休日の指定簿（第1号様式）」を「ときは、職員の勤務状況等を管理する電子計算機システム（以下「庶務事務システム」という。）（庶務事務システムにより難しい場合にあつては、週休日の振替・代休日の指定簿（第1号様式）」に改める。

第12条中「休暇等届簿（第2号様式）に記載して」を「、庶務事務システム（庶務事務システムにより難しい場合にあつては、休暇等届簿（第2号様式）」により」に改める。

第13条第4項中「記載して」の次に「（庶務事務システムによる場合を除く。）」を加える。

第15条第4項、第16条第6項、第17条第3項、第18条第3項、第18条の2第3項、第19条第2項及び第21条中「第13条第4項」を「第12条」に改める。

第23条第2項中「記載して」の次に「（庶務事務システムによる場合を除く。）」を加える。

第23条の2第5項、第23条の3第5項、第23条の4第5項、第24条第4項、第25条及び第26条第3項中「第13条第4項」を「第12条」に改める。

第27条第6項中「休暇等届簿」の次に「（庶務事務システムによる場合を除く。）」を加える。

第27条の2第5項及び第28条第2項中「記載して」の次に「（庶務事務システムによる場合を除く。）」を加える。

第29条中「休暇等届簿にその内容を」を「、その内容について庶務事務システムに記録し、又は休暇等届簿に」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第13号

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の3条を加える。

（条例第2条第4号ア㊦の市長が定める非常勤職員）

第2条の2 条例第2条第4号ア㊦の市長が定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

（条例第2条の3第3号イの規則で定める場合）

第2条の3 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

- (1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定す

る養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（条例第2条の4第2号の規則で定める場合）

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

第3条中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第3条の2第1項中「請求は」の次に「、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「（条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2週間）」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第5条第1項第4号中「民法(明治29年法律第89号)」を「民法」に改める。

第9条の2中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条の2関係）

育児休業承認請求書

(あて先) 任命権者		請求年月日 年 月 日	
		請求者 所 属..... 補 職 名..... 職員番号..... 氏 名..... [㊞]	
次のとおり育児休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)		
3 請求期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
4 既に育児休業をした期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
5 配偶者	氏名		
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考			

- ① この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- ② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4第2号の規定に該当してする育児休業をいう(⑤において同じ。)
- ④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- ⑤ 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- ⑥ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑦ 該当する□にはレ印を記入すること。

主 管 部	職 員 課
決 定 欄	決 定 欄

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第14号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（行政職給料表の8級の職員に相当する職員）

第7条の2 条例第21条第1項の規則で定める職員は、条例別表第4医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

第13条第1項中「超過勤務命令簿（第3号様式）に所要事項を記入し」を「、職員の勤務状況等を管理する電子計算機システム（以下「庶務事務システム」という。）により」に、「に提出し、」を「から超過勤務」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合には、超過勤務命令簿（第3号様式）によるものとする。

第13条第2項中「前項」を「前項ただし書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 命令権者は、超過勤務を命じたときは、当該勤務について事後に確認しなければならない。

第24条の3第1項第1号中「100分の117.5以上100分の195以下」を「100分の115以上100分の190以下」に、「100分の141.5以上100分の235以下」を「100分の139以上100分の230以下」に改め、同項第2号中「100分の106以上100分の117.5未満」を「100分の103.5以上100分の115未満」に、「100分の

127以上100分の141.5未満」を「100分の124.5以上100分の139未満」に改め、同項第3号中「100分の94.5」を「100分の92」に、「100分の114.5」を「100分の112」に改め、同項第4号中「100分の94.5」を「100分の92」に、「100分の114.5」を「100分の112」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

2 当分の間、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下「新規則」という。）第24条の3の規定による勤勉手当の成績率については、同条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の職員にあっては、100分の190（新規則第17条の2に規定する特定幹部職員にあっては、100分の230）の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

甲府市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第15号

甲府市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員住居手当支給規則（昭和49年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（令和3年4月1日における届出の特例）

第9条 令和3年3月31日において甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年12月条例第37号）附則第5項の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住居を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第24条の3第1項に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第3条第1項の規定により行われた届出（附則第7項において準用する第3条第1項の規定による届け出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附則第2項の次に次の5項を加える。

3 甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年12月条例第37号。以下「令和元年改正条例」という。）附則第5項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 令和2年3月31日においても令和元年改正条例第2条の規定による改正前の条例（以下この項から第5項までにおいて「改正前条例」という。）第24

条の3第1項に該当していた職員であって、改正前の第24条の3の規定を適用するとしたならば同条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 令和元年改正条例附則第5項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員

(3) 前2号に掲げる職員に準ずる職員として任命権者が認める職員

4 令和元年改正条例附則第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前条例第24条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

5 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、令和2年3月31日に改正前条例第24条の3の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和2年3月2日から令和2年4月1日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を確認し、当該住居手当を受けていた職員が令和元年改正条例附則第5項の職員たる要件を具備する場合は、令和2年4月1日において支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

6 令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

7 第3条から第7条まで（第6条第1項及び同条第3項を除く。）の規定は、令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、第3条第1項中「新たに条例第24条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年12月条例第37号）附則第5項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居

住する住宅、家賃の額等に変更があつた場についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、第4条第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第5項又は前項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 6 号

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員特殊勤務手当支給規則（昭和 3 8 年 1 0 月規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「特殊勤務服務簿（第 3 号様式）に所要事項を記載し」を「職員の勤務状況等を管理する電子計算機システム（以下「庶務事務システム」という。）により」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合には、特殊勤務服務簿（第 3 号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第17号

甲府市物品管理規則の一部を改正する規則

甲府市物品管理規則（昭和62年1月規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条・第40条」を「第39条～第41条」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

本則に次の1条を加える。

（物品管理システム）

第41条 この規則の規定により行う物品の管理に関する事務については、物品管理システム（物品の管理に関する事務を電子計算組織によって情報処理するシステムをいう。以下同じ。）により処理するものとする。ただし、物品管理システムにより難しい場合は、この限りでない。

2 この規則の規定により作成することとされている帳票及び帳簿については、物品管理システムにより作成する磁氣的記録をもって代えることができる。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第18号

甲府市自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則

甲府市自動車臨時運行許可に関する規則（平成5年6月規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

（表面）

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。

車名 Maker of the vehicle		本人確認	自動車確認
形状 Type of Body	1 箱形(Box-shaped) 2 ステーションワゴン(Station Wagon) 3 バン(Van) 4 キャブオーバー(Cab-over) 5 オートバイ(motorcycle) 6 その他()	運転免許証 () マイナンバーカード () 在留カード () その他 () 住民票 ()	自動車検査証 () 抹消登録証明書 () 通関証明書 () メーカー発行の譲渡証明書 () その他(自賠責) ()
車台番号 Serial No.		自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection) 2 登録のための回送(Registration) 3 封印取付け(Seal)のための回送 4 その他(Other) ()	保険会社名 Name of Co.	保険会社
運行の経路 Route	出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	証明書番号 Voucher No.	
運行の期間 Service period	自(From) 年 月 日 ~ 至(To) 年 月 日 (日間)	保険期間 Insurance Period	自(From) 年 月 日 至(To) 年 月 日
		備考	

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請人	住所 Applicant's Address	
	氏名または名称 Name ※法人の場合は代表者名も記入してください	(代表者) 電話(Tel) () ()
	業種 Type of industry	1 販売業(Sales) 2 整備業(Maintenance Services) 3 個人(Personal) ※申請人と異なる場合のみ記入
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	

甲府市に住民登録がない個人が申請人の場合は、裏面の保証人(甲府市に住民登録のある人)が必要です。

番号標番号	山梨 甲府	枚数 1・2
許可番号	第 号	
許可年月日	年 月 日	
有効期間	~ 年 月 日	
返納月日	年 月 日	
備考		
返納期限	年 月 日まで	

処理欄

(裏面)

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む)。
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど。

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入して下さい。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入して下さい。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「3 その他」の場合は、()内に具体的に記入して下さい。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。
(例 甲府市～○○市～○○高速～○○市○○区)
したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入(申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入)して下さい。

保証人 ※甲府市に住民登録がない個人が申請人の場合は、保証人(甲府市に住民登録がある人)が必要です。

住 所 甲府市

氏 名

印

電 話

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第19号

甲府市契約規則の一部を改正する規則

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第9号を次のように改める。

(9) 契約不適合責任

第34条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号による保証は、次に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 契約者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 契約者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 契約者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第40条に次の2項を加える。

3 契約者が前払金の使用や部分払等によってもなお契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、市長は、特段の理由がある場合を除き、契約者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 契約者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、また、その用途を疎明する書類を市長に提出しなければならない。

第41条を次のように改める。

(市長の損害賠償請求等)

第41条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) 契約目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第42条又は第42条の2の規定により、契約目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第42条又は第42条の2の規定により契約目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 契約目的物の完成前に、契約者がその債務の履行を拒否し、又は契約者の責めに帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 契約者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
- (2) 契約者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
- (3) 契約者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に掲げる場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして契約者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、市長は、請負代金額から出来形部分に相応す

る請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「法定率」という。）を乗じて計算した額を請求するものとする。

- 6 第2項の場合（第42条の2第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第34条又は第34条の2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第41条の次に次の1条を加える。

（契約者の損害賠償請求等）

第41条の2 契約者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第49条第2項（第79条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを市長に請求することができる。

第42条を次のように改める。

（市長の催告による解除権）

第42条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第40条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても契約の履行に着手

しないとき。

- (3) 契約期限内に完成しないとき又は契約期限経過後相当の期間内に契約の履行を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第59条に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第50条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

第42条の次に次の2条を加える。

(市長の催告によらない解除権)

第42条の2 市長は、前条の規定にかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第40条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第40条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された契約の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 契約者が契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 契約者の債務の一部の履行が不能である場合又は契約者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは当該請負契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、契約者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同条

例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第44条又は第44条の2の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(11) 契約者(契約者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市長が契約者に対して当該契約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。

(市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第42条の3 第42条各号又は前条各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第43条及び第44条を次のように改める。

(市長の任意解除権)

第43条 市長は、契約の履行が完成するまでの間は、第42条又は第42条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により契約を解除した場合において、契約者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約者の催告による解除権)

第44条 契約者は、市長が契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第44条の次に次の2条を加える。

(契約者の催告によらない解除権)

第44条の2 契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第65条第4項の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第66条第1項の規定による工事の施行の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(契約者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条の3 第44条又は前条各号に定める場合が契約者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第45条を次のように改める。

(解除に伴う措置)

第45条 市長は、契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を契約者に支払わなければならない。

- 2 第64条第2項の規定は、前項の検査について準用する。
- 3 第1項の場合において、第75条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第78条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を第1項の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金及び中間前払金の額になお余剰があるときは、契約者は、解除が第42条若しくは第42条の2の規定により市長が行ったものであるとき又は第34条第2項各号に掲げる者が行ったものであるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、法定率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第44条又は第44条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を市長に返還しなければならない。
- 4 契約者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、第63条の規定による貸与品があるときは、これを市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が契約者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 契約者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、第63条の規定による支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が契約者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 契約者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に契約者の所有又は管理に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理に属するこれらの物件及び貸与品又は支給材料のうち前2項の規定により市長に返還しないものを含む。）があるときは、契約者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、契約者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市長は、契約者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、契約者は、市長の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができないとともに、市長の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する契約者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条若しくは第42条の2の規定による市長の解除権の行使であるとき又は第34条第2項各号に掲げる者による解除権の行使であるときは市長が定め、第43条の規定による市長の解除権の行使であるとき又は第44条若しくは第44条の2の規定による契約者の解除権の行使であるときは当事者が協議して定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する契約者のとるべき措置の期限、方法等については、当事者が協議して定めるものとする。
- 9 工事の完成後に契約が解除された場合において、解除に伴い生じる事項の処理については、当事者が民法（明治29年法律第89号）の規定に従って協議して決める。

第50条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第50条 市長は、引き渡された契約目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、契約者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 契約者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 市長は、引き渡された契約目的物に関し、第47条第5項又は第6項（第79条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、契約者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、契約者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 7 市長が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を契約者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
 - 8 市長は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 9 前各項の規定は、契約不適合が契約者の故意又は重過失により生じたものである

るときには適用せず、契約不適合に関する契約者の責任については、民法の定めるところによる。

10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

11 市長は、契約目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに契約者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、契約者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

12 契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の契約不適合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は、適用しない。

13 引き渡された契約目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、契約者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第63条第8項中「貸与品に」の次に「種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（」を加え、同項中「かくれたかし」を「ものに限る。）等」に改める。

第82条を次のように改める。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第82条 第34条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、請負者が第42条各号又は第42条の2各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 請負者は、前項の規定により保証人が選定し市長が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から市長に対して、この契約に基

づく次の各号に定める請負者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として契約者に既に支払われたものを除く。）
- (3) 工事完成債務
- (4) 契約不適合を保証する債務（請負者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (5) 解除権
- (6) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第70条の規定により請負者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 市長は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する請負者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による市長の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて市長に対して請負者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

第88条中「第82条」を「第83条」に改める。

第93条第2項中「かし」を「契約不適合」に改める。

第2号様式、第5号様式、第6号様式その1、第6号様式その2、第7号様式その1から第7号様式その3まで及び第8号様式その1から第9号様式その1までを次のように改める。

第2号様式（第12条関係）

第2号様式（第12条関係）

予 定 価 格 書

決 定 者	
	市 長
	副 市 長
	部 長
	室 長
課 長	
入札番号（ ）第 号	

名 称	
場 所	

設 計 金 額 (見積金額)					十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
予 定 価 格														
入 札 書 比 較 価 格														
最 低 制 限 価 格														
比 較 最 低 制 限 価 格														
備 考														

第5号様式（第24条関係）

第5号様式（第24条関係）

年 月 日

様

甲府市長（公印省略）

指名競争入札執行通知書

次の件について、貴社を指名しましたので、入札に参加してください。

契 約 番 号					
名 称					
場 所					
期 限	年 月 日	から	年 月 日	日まで	
説 明 会	日 時	年 月 日	午前 時 分	午後 時 分	
	場 所				
入 札	日 時	年 月 日	午前 時 分	午後 時 分	
	場 所				
開 札	入札終了後直ちに行う				
設 計 図 書	設計書（貸出）				
通 信 欄					
問 い 合 わ せ 先	担当： 契約担当：				

※業務を行う際には、法令等により定められた資格・免許等を有する技術者等の配置が必要となる場合がありますので、確認の上で入札に参加してください。

【注意事項】

1. 入札の時刻は厳守してください。
 2. 代理人が入札するときは、事前に委任状を提出してください。
 3. 入札書は本市所定の用紙を使用し、税抜価格を記載してください。
 4. 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認できないもの、その他入札に関し、甲府市の定める条件に違反した入札は、すべて無効とします。
 5. 入札は2回までとします。入札者が1者だけの場合は入札を行いません。
1回目は入札書を封筒に入れてください。
 6. この建設工事には、最低制限価格を設定してあります。
最低制限価格を下回った場合は、再入札できません。
 7. 入札を希望しない場合には、参加しないことができます。
 8. 入札執行時に積算内訳書の提示を必ず求めますのでご用意ください。
(提出されない場合は入札は原則無効となります)
 9. 設計図書に関する質問等がある場合は、書面により契約担当へ提出してください。
- ※なお、落札者は、前金払（請負金額130万円以上の場合）を請求することができます。
落札者は、請負代金額により、経営事項審査結果通知書の写しが必要です。

(注) 工事以外については、この様式に準じて作成すること。

第6号様式その1（第29条関係）

第6号様式その1（第29条関係）

収	入
印	紙

工 事 請 負 契 約 書

契 約 番 号														
名 称														
場 所														
期 間	年 月 日から 年 月 日まで													
請 負 代 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; height: 20px;">十</td> <td style="width: 5%; height: 20px;">億</td> <td style="width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; height: 20px;">十</td> <td style="width: 5%; height: 20px;">万</td> <td style="width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; height: 20px;">十</td> <td style="width: 5%; height: 20px;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）</p>				十	億			十	万			十	円
			十	億			十	万			十	円		
契 約 保 証 金	円													
そ の 他 の 事 項	<p>上記工事について、発注者及び受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">発注者</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">所 在 地 氏 名</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市 甲府市長</td> <td style="width: 10%; vertical-align: bottom; text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">受注者</td> <td style="vertical-align: top;">所 在 地 氏名・名称 及び代表者</td> <td></td> <td style="vertical-align: bottom; text-align: right;">印</td> </tr> </table>	発注者	所 在 地 氏 名	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市 甲府市長	印	受注者	所 在 地 氏名・名称 及び代表者		印					
発注者	所 在 地 氏 名	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市 甲府市長	印											
受注者	所 在 地 氏名・名称 及び代表者		印											

第7号様式その1（第30条関係）

第7号様式その1（第30条関係）

収 入 印 紙

工 事 請 負 請 書

契 約 番 号														
名 称														
場 所														
期 間	年 月 日から 年 月 日まで													
請負代金額	<table border="1" style="margin: auto; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">+</td> <td style="width: 20px;">億</td> <td style="width: 20px;">千</td> <td style="width: 20px;">百</td> <td style="width: 20px;">+</td> <td style="width: 20px;">万</td> <td style="width: 20px;">千</td> <td style="width: 20px;">百</td> <td style="width: 20px;">+</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）</p>				+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
			+	億	千	百	+	万	千	百	+	円		
契 約 保 証 金	円													
契 約 不 適 合 責 任	工事目的物の引渡しを受けた日から _____ 年 月													
その他の事項	<p>上記の工事請負について、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）を遵守し、別添設計図書に基づいて相違なくこれを履行します。 この契約を証するため、請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>（あて先）甲府市長</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">所 在 地</p> <p style="text-align: center;">受注者 氏名・名称</p> <p style="text-align: center;">及び代表者 印</p>													
担当者 係長 課長	摘要													

第7条様式その2（第30条関係）

第7号様式その2（第30条関係）

収 入 印 紙	<h2 style="margin: 0;">業 務 委 託 請 書</h2>																
契約番号																	
名 称																	
場 所																	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで																
委託代金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; font-size: 1.2em;">十</td> <td style="width: 10%; font-size: 1.2em;">億</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; font-size: 1.2em;">十</td> <td style="width: 10%; font-size: 1.2em;">万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; font-size: 1.2em;">十</td> <td style="width: 10%; font-size: 1.2em;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）</p>					十	億				十	万				十	円
				十	億				十	万				十	円		
契約保証金	円																
その他の事項																	
<p>上記の業務について、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）を遵守し、別添設計図書に基づいて相違なくこれを履行します。 この契約を証するため、請書を提出します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 20px;">（あて先）甲府市長</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">所 在 地</p> <p style="margin-left: 40px;">受注者 氏名・名称</p> <p style="margin-left: 80px;">及び代表者 印</p>																	
担当者 係長 課長	摘要																

第7号様式その3（第30条関係）

第7号様式その3(第30条関係)

収 入 印 紙	物 件 供 給 請 書					()契約第 号
物 件 名	品質、形状、寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	
				円		
納 入 場 所						
契 約 金 額		十	万	千	百	十 円
	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額		万	千	百	十 円
納 入 期 限	年 月 日					
契 約 保 証 金	円					
契 約 不 適 合 責 任	物件の目的物の引渡を受けた日から 年					
そ の 他 の 事 項						
<p>上記の物件供給について、甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)を遵守し、別添仕様書(内訳書)及び図面に基づいて相違なくこれを履行します。 この契約を証するため、請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">供給者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>(あて先) 甲府市長</p>						
決定欄	摘要					

第 8 号様式その 1 (第 3 1 条関係)

第8号様式その1 (第31条関係)

収 入 印 紙	<h2 style="margin: 0;">第 回 工事請負変更契約書</h2>																					
契 約 番 号																						
名 称																						
場 所																						
原請負代金に対する 増 減 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">億</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">百</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">万</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">百</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)</p>				十	億		千		百		十		万		千		百		十		円
			十	億		千		百		十		万		千		百		十		円		
完 成 期 限	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 15%; text-align: center;">変更前</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 15%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">変更後</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">月</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">日</td> </tr> </table>	変更前	年	月	日	変更後	年	月	日													
変更前	年	月	日																			
変更後	年	月	日																			
契 約 保 証 金 増 減 額	円																					
そ の 他 の 事 項																						
<p>年 月 日締結した請負契約は、別添設計図書に基づき、上記のとおり工事請負変更契約を締結する。</p> <p>この契約の証として本書 2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自 1通を保有する。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> 発注者 所在地 氏名 </td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市 甲府市長 </td> <td style="width: 10%; vertical-align: bottom; text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> 受注者 所在地 氏名・名称 及び代表者 </td> <td></td> <td style="vertical-align: bottom; text-align: right;">印</td> </tr> </table>			発注者 所在地 氏名	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市 甲府市長	印		受注者 所在地 氏名・名称 及び代表者		印													
	発注者 所在地 氏名	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市 甲府市長	印																			
	受注者 所在地 氏名・名称 及び代表者		印																			

第9号様式その1（第31条関係）

第9号様式その1（第31条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 収 入 印 紙 </div>	<h2 style="margin: 0;">第 回 工事請負変更請書</h2>													
契約番号														
名 称														
場 所														
原請負代金に対する 増 減 額	<table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">億</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">万</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）</p>				十	億			十	万			十	円
			十	億			十	万			十	円		
完 成 期 限	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 15%;">変更前</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>	変更前	年	月	日	変更後	年	月	日					
変更前	年	月	日											
変更後	年	月	日											
その他の事項														
<p style="text-align: center;">年 月 日請書を提出した請負工事について、別添設計図書に基づいて工事内容を変更する。 上記確認のため、変更請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（あて先）甲府市長</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">所在地</p> <p style="text-align: center;">受注者 氏名・名称</p> <p style="text-align: center;">及び代表者</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</p>														
担当者 係長 課長	摘要													

第9号様式その2の次に次の1様式を加える。

第9号様式その3（第31条関係）

第9号様式その3（第31条関係）

収 入 印 紙	<h2 style="margin: 0;">第 回 業務委託変更請書</h2>													
契約番号														
名 称														
場 所														
原委託代金に対する 増減額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）</p>				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
履 行 期 限	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;">変更前</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">変更後</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	変更前	年	月	日	変更後	年	月	日					
変更前	年	月	日											
変更後	年	月	日											
契約保証金 増減額	円													
その他の事項	<p style="text-align: center;">年 月 日請書を提出した委託業務について、別添設計図書に基づいて業務内容を変更する。 上記確認のため、変更請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（あて先）甲府市長</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">受注者 氏名・名称 及び代表者</p> <p style="text-align: right;">印</p>													
担当者 係長 課長	<p>摘要</p>													

第12号様式その1及び第12号様式その2を次のように改める。
 第12号様式その1（第47条関係）

第12号様式その1(第47条関係)

検査合格通知書		契 約 No.	検査No.
		()	
年 月 日			
様			
甲府市長 印			
工 事 名			
工 事 場 所			
請負代金額	円		
工 期	着工日	年	月 日
	完成日	年	月 日
完 成 日	年 月 日		
完成検査日	年 月 日		
備 考			

第12号様式その2（第47条関係）

工事成績評定通知書		契 約 No.	検 査 No.			
()						
年 月 日						
様						
甲府市長 ㊟						
<p>貴社が受注した工事について、工事の成績評定をした結果を通知します。 この成績評定結果に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、書面により説明を求めることができます。疑問に対する説明は、書面により送付いたします。</p>						
工 事 名						
工 事 場 所						
請 負 代 金 額	円					
契 約 日	年 月 日					
工 期	着工日	年 月 日				
	完成日	年 月 日				
完 成 日	年 月 日					
完成検査日	年 月 日					
評 定 点	点（細目別評定点は、別紙のとおり）					
評 価 区 分						
備 考	工事成績評定点区分表					
	評価区分	A	B	C	D	E
	評定点	85点以上	84点～75点	74点～65点	64点～55点	54点以下

別紙

細目別評定点

工事名

項目	細目	評定点 / 満点
1 施工体制	① 施工体制一般	点/3.3点
	② 配置技術者	点/4.1点
2 施工状況	① 施工管理	点/13.0点
	② 工程管理	点/8.1点
	③ 安全対策	点/8.8点
	④ 対外関係	点/3.7点
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形	点/14.9点
	② 品質	点/17.4点
	③ 出来ばえ	点/8.5点
4 工事特性	① 施工条件への対応	点/7.3点
5 創意工夫	① 創意工夫	点/5.7点
6 社会性等	① 地域への貢献度等	点/5.2点
評定点計		点/100点
7 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		点

注記

※ 評定点合計は、評定点計に法令遵守等の点数を加味したもので、小数第一位を四捨五入し整数とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第20号

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（平成28年3月規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

母子保護の実施に係る徴収額

階層区分	定義	徴収月額	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100円	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円	
D 1	A階層及びC階層を除	9,000円以下	3,300円
D 2	き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であ	9,001円以上 27,000円以下	4,500円

D 3	って、その市町村民税 所得割の額の区分が次 の区分に該当する世帯	27,001円以上	6,700円
		57,000円以下	
D 4		57,001円以上	9,300円
		93,000円以下	
D 5		93,001円以上	14,500円
		177,300円以下	
D 6		177,301円以上	20,600円
		258,100円以下	
D 7		258,101円以上	支弁月額（その額 が27,100円 を超えるときは、 27,100円と する。）
		348,100円以下	
D 8	348,101円以上	支弁月額（その額 が34,300円 を超えるときは、 34,300円と する。）	
	456,100円以下		
D 9	456,101円以上	支弁月額（その額 が42,500円 を超えるときは、 42,500円と する。）	
	583,200円以下		
D 10	583,201円以上	支弁月額（その額 が51,400円 を超えるときは、 51,400円と する。）	
	704,000円以下		
D 11	704,001円以上	支弁月額（その額 が61,200円	
	852,000円以下		

		を超えるときは、 61,200円とする。)
D 1 2	852,001円以上 1,044,000円 以下	支弁月額（その額 が71,900円 を超えるときは、 71,900円と する。）
D 1 3	1,044,001円 以上 1,225,500円 以下	支弁月額（その額 が83,300円 を超えるときは、 83,300円と する。）
D 1 4	1,225,501円 以上 1,426,500円 以下	支弁月額（その額 が95,600円 を超えるときは、 95,600円と する。）
D 1 5	1,426,501円 以上	全額徴収

別表第1備考第2項中「C1階層」を「C階層」に、「C1及びC2階層」を「D1～D15階層」に、「第5条の4第6項」を「附則第5条の4第6項」に、「第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第5項」に改める。

別表第1備考第3項を削り、同表備考第4項を同表備考第3項とし、同表備考第5項を同表備考第4項とする。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

助産の実施に係る徴収額

階層区分	定義	徴収金額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含	0円

	む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	出産給付額に5分の1を乗じて得た額に2,200円を加えた額
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)	出産給付額に10分の3を乗じて得た額に4,500円を加えた額
D 1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税	9,000円以下 出産給付額に2分の1を乗じて得た額に6,600円を加えた額
D 2	所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,001円以上 19,000円以下 出産給付額に2分の1を乗じて得た額に9,000円を加えた額

別表第2備考第1項中「、「所得割の額」又は「所得税の額」を「又は「所得割の額」に、「、「所得割の額又は所得税の額」を「又は所得割の額」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和元年7月1日から適用する。
- 令和元年7月1日において現に母子生活支援施設に入所し、若しくは入居している者(以下この項及び次項において「母子生活支援施設入所者等」という。)に係る改正後の規則別表第1の規定の所得割の額の算定方法は、母子生活支援施設入所者等又はその扶養義務者について、地方税法等の一部を改正する法律(平

- 成 22 年法律第 4 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族 (16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。) 及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族 (19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。) があるときは、同号に規定する額 (扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの (扶養親族に係る額に相当するものを除く。)) に限る。) に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。
- 3 母子生活支援施設入所者等に係る措置費負担額であって、改正後の規則別表第 1 の規定による措置費負担額がこの規則による改正前の児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則 (以下「改正前の規則」という。) 別表第 1 の規定による措置費負担額を超えることとなるものに係る当該措置費負担額については、附則第 1 項の規定にかかわらず、改正前の規則別表第 1 の規定を適用する。ただし、改正後の規則別表第 1 の規定による措置費負担額が改正前の規則別表第 1 の規定による措置費負担額以下となることとなった月以後の月分 (この規則の施行の日の属する月の翌月以降の月分に限る。) の措置費負担額については、この限りでない。
- 4 令和元年 7 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に母子生活支援施設に入所し、若しくは入居した者であって、改正後の規則別表第 1 の規定による措置費負担額が改正前の規則別表第 1 の規定による措置費負担額を超えることとなる月分があるものに係る令和元年 7 月 1 日からこの規則の施行の日の属する月の末日までの間の措置費負担額 (改正後の規則別表第 1 の規定による措置費負担額が改正前の規則別表第 1 の規定による措置費負担額を超えることとなる月分に限る。) については、附則第 1 項の規定にかかわらず、改正前の規則別表第 1 の規定を適用する。
- 5 令和元年 7 月 1 日において現に助産施設に入所している者 (以下この項及び次項において「助産施設入所者」という。) に係る改正後の規則別表第 2 の規定の所得割の額の算定方法は、助産施設入所者又はその扶養義務者について、扶養親族及び特定扶養親族があるときは、地方税法等の一部を改正する法律 (平成 22 年法律第 4 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する額 (扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの (扶養親

族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

- 6 助産施設入所者に係る措置費負担額であつて、改正後の規則別表第2の規定による措置費負担額が改正前の規則別表第2の規定による措置費負担額を超えることとなるものに係る当該措置費負担額については、附則第1項の規定にかかわらず、改正前の規則別表第2の規定を適用する。ただし、改正後の規則別表第2の規定による措置費負担額が改正前の規則別表第2の規定による措置費負担額以下となることとなった月以後の月分(この規則の施行の日の属する月の翌月以降の月分に限る。)の措置費負担額については、この限りでない。
- 7 令和元年7月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に助産施設に入所した者であつて、改正後の規則別表第2の規定による措置費負担額が改正前の規則別表第2の規定による措置費負担額を超えることとなる月分があるものに係る令和元年7月1日からこの規則の施行の日の属する月の末日までの間の措置費負担額(改正後の規則別表第2の規定による措置費負担額が改正前の規則別表第2の規定による措置費負担額を超えることとなる月分に限る。)については、附則第1項の規定にかかわらず、改正前の規則別表第2の規定を適用する。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第21号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「毎年4月1日」を「交付した日から2年以内」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず」を削る。

第16条の5及び第16条の6を次のように改める。

（保険料の納入の通知）

第16条の5 保険料の納入の通知は、甲府市国民健康保険料納入通知書（第4号様式の2）により行うものとする。

（保険料の仮徴収額等の通知）

第16条の6 国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法（平成9年法律第123号）第136条第1項の規定による特別徴収対象被保険者に対する通知は、国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書（第4号様式の3）により行うものとする。

2 国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第138条第1項の規定による被保険者の資格喪失等に係る特別徴収対象被保険者に対する通知は、国民健康保険料特別徴収仮徴収中止通知書（第4号様式の4）により行うものとする。

第4号様式の2から第4号様式の4までを次のように改める。

第4号様式の2（第16条の5関係）

年 月 日

様

甲府市長

印

・同封の納付書により納付してください。なお、口座振替の方は、右記の金融機関の預金口座から自動振替えされますので、納付書は同封しておりません。また、特別徴収の方は年金からの引き落としとなります。（特別徴収の方でも年金からの引き落としが開始されるまでの間は、普通徴収となります。）

記号・番号	
徴収方法	

※徴収方法欄に厚生労働大臣と記載がある場合、厚生労働大臣からの委任を受け、日本年金機構が特別徴収に係る事務を行うこととなっています。

通知書番号		氏名		姓
賦課額変更の理由				増額・減額の賦課額 (円)

納付額算定内訳

		所得額		均等額		平等割額 (円)	算出合計額 (円)
		賦課総所得額 (円)	所得割額 (円)	人員	均等割額 (円)		
医療分	介護分						
医療分	介護分						
		減額		限度超過額 (円)	月割賦課額 (円)	減免額 (円)	確定賦課額 (円)
		割合	軽減額 (円)				
医療分	介護分						
	合算額						
医療分	介護分						
	合算額						

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯になる方がいる場合、介護分を除く平等割額が5年間は2分の1となり、その後の3年間は4分の3となります。

期別額

【普通徴収】

期別	期	期	期	期	期	期	期
	円	円	円	円	円	円	円
納期限（振替日）	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円

期別	期	期	期	期	期	期	期
	円	円	円	円	円	円	円
納期限（振替日）	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円

【特別徴収】

月別	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円

※特別徴収（年金からの引き落とし）となる世帯については、【特別徴収】に保険料額が表示されています。2月に特別徴収され翌年度も継続して特別徴収の対象となる世帯は、2月の特別徴収金額と同額を翌年度の4月・6月・8月にも仮徴収いたします。

第4号様式の3（第16条の6関係）

年 月 日

様

甲府市長

印

通知書番号	
記号・番号	
徴収方法	

※徴収方法欄に厚生労働大臣と記載のある場合、厚生労働大臣からの委任を受け、日本年金機構が特別徴収に係る事務を行うこととなっています。

国民健康保険料 特別徴収仮徴収額通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

通知書番号		氏 名		様
-------	--	-----	--	---

特別徴収仮徴収額	円	円

前年度2月分特別徴収額	円
-------------	---

月 別		
4月分(仮徴収額)	円	円
6月分(仮徴収額)	円	円
8月分(仮徴収額)	円	円

国民健康保険料の特別徴収（年金からの引き落とし）とは

- (1) 世帯主が国民健康保険に加入している。
 - (2) 世帯主の介護保険料が特別徴収されている。
 - (3) 世帯内の国民健康保険加入者が65歳以上75歳未満である。
 - (4) 世帯主の年金受給額が年額18万円以上である。
 - (5) 介護保険料と国民健康保険料を合算した額が、年金受給額の2分の1を超えていない。
- 以上(1)から(5)の要件をすべて満たしている方が対象となります。

ただし、年度途中で75歳に到達する世帯主の場合、口座振替での納付をご希望された場合(注)などは特別徴収の対象外となります。

(注)特別徴収の対象となる世帯であっても「国民健康保険料納付方法変更届」を提出していただくことにより普通徴収に変更することができ、変更届の申請の日から概ね2か月後に特別徴収が中止となります。ただし、この場合の納付方法は口座振替に限られます。また、普通徴収の場合は1期(7月)から9期(翌年3月)までの9回に分けて納付していただきます。

第4号様式の4（第16条の6関係）

年 月 日

様

甲府市長



通知書番号	
記号・番号	
徴収方法	

※徴収方法欄に厚生労働大臣と記載のある場合、厚生労働大臣からの委任を受け、日本年金機構が特別徴収に係る事務を行うこととなっています。

国民健康保険料 特別徴収仮徴収中止通知書

次のとおり中止しましたので通知します。

通知書番号		氏名		様
-------	--	----	--	---

特別徴収仮徴収額	円	円

前年度2月分特別徴収額	円
-------------	---

月別		
4月分(仮徴収額)	円	円
6月分(仮徴収額)	円	円
8月分(仮徴収額)	円	円

国民健康保険料の特別徴収（年金からの引き落とし）とは

- (1) 世帯主が国民健康保険に加入している。
 - (2) 世帯主の介護保険料が特別徴収されている。
 - (3) 世帯内の国民健康保険加入者が65歳以上75歳未満である。
 - (4) 世帯主の年金受給額が年額18万円以上である。
 - (5) 介護保険料と国民健康保険料を合算した額が、年金受給額の2分の1を超えていない。
- 以上(1)から(5)の要件をすべて満たしている方が対象となります。
- ただし、年度途中で75歳に到達する世帯主の場合、口座振替での納付をご希望された場合(注)などは特別徴収の対象外となります。

(注)特別徴収の対象となる世帯であっても「国民健康保険料納付方法変更届」を提出していただくことにより普通徴収に変更することができ、変更届の申請の日から概ね2か月後に特別徴収が中止となります。ただし、この場合の納付方法は口座振替に限られます。また、普通徴収の場合は1期(7月)から9期(翌年3月)までの9回に分けて納付していただきます。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市災害救助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第22号

甲府市災害救助条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市災害救助条例施行規則（昭和36年8月規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与の項及び同表2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項を次のように改める。

1 収容施設 （応急仮設住宅を含む。）の供与	(1) 避難所 ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。 ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内の額とする。 エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
---------------------------	---

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他の適切な方法により供与する住宅とする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内の額とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に50戸未満設置した場合にあっては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構

	<p>造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>(㊦) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>(㊧) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。</p> <p>(㊨) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>イ 賃貸型応急住宅</p> <p>(㊩) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。</p> <p>(ウ) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日からアの(ウ)に規定する期限までとする。</p>
<p>2 炊出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給</p>	<p>(1) 炊出しその他による食品の給与</p> <p>ア 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。</p> <p>イ 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる</p>

費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内の額とする。

エ 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械・器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その実費とする。

(3) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

第3条第1項の表3被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の(1)中「)により」を「)、全島避難等により」に、「日用品」を「生活必需品」に、「き損し」を「損傷等したことにより使用することができず」に、「、これを行う」を「行う」に改め、同項の(2)中「これを行う」を「行う」に改め、同項の(3)中「の範囲内」を「以内」に改め、同項の(3)のアの表中

「

17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	10,400円

を

」

「

18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

に改め、

」

同項の(3)のイの表中

「

5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	2,400円
9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	3,300円

を

」

6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

に改め、

同項に次のように加える。

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第3条第1項の表4災害にかかった住宅の応急修理の項を次のように改める。

4 災害にかかった住宅の応急修理	<p>(1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>(2) 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>ア 半壊又は半焼した世帯 1世帯当たり595,000円</p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり300,000円</p> <p>(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
------------------	---

第3条第1項の表5学用品の給与の項の(1)中「学用品を喪失し、又はき損し」を「喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず」に、「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を、「高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加え、「、これを行う」を「行う」に改め、同項の(2)中「これを行う」を「行う」に改め、同項の(3)中「額の範囲内」を「額以内」に改め、同項の(3)のイの(ア)中「4,100円」を「4,500円」に改め、同項の(3)のイの(イ)中「4,400円」を「4,800円」に改め、同項の(3)のイの(ウ)中「4,800

円」を「5, 200円」に改め、同項に次のように加える。

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第23号

甲府市医療法施行細則の一部を改正する規則

甲府市医療法施行細則（平成31年3月規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

18 その他の設備

医局	m ²	看護師事務室	m ²
事務室	m ²	待合室	m ²
	m ²		m ²

を

「

18 その他の設備

医局	m ²	看護師事務室	m ²
事務室	m ²	待合室	m ²
	m ²		m ²

19 地域で不足する外来医療機能

不足する外来医療機能※	合意について
	受諾・拒否
	受諾・拒否

に

※山梨県外来医療計画において二次医療圏ごとに定めた「地域で不足する外来医療機能」を記載すること。

拒否の理由

--

改める。

第6号様式中

「

20 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

を

21 添付書類

」

「

20 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

21 地域で不足する外来医療機能

不足する外来医療機能※	合意について
	受諾・拒否
	受諾・拒否

に

※山梨県外来医療計画において二次医療圏ごとに定めた「地域で不足する外来医療機能」を記載すること。

拒否の理由

--

22 添付書類

」

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第24号

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年3月規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する
書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第25号

甲府市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市斎場条例施行規則（昭和34年4月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「6,000円」を「10,000円」に、「3,600円」を「6,000円」に、「2,700円」を「4,500円」に、「2,400円」を「4,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第26号

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成31年3月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（研修）

第8条 条例第10条第3項の規則で定める研修は、別に市長が指定する者が、浄化槽の保守点検に必要な最新の知識及び技能の習得を目的として、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 浄化槽行政に関すること。
- (2) 浄化槽の構造及び機能に関すること。
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市内における浄化槽を取り巻く状況に関すること。

第1号様式中

「

3 浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が置かれる営業所の名称

を

」

「

3 浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が置かれる営業所の名称 　　に

4 更新の登録にあつては、浄化槽管理士が研修を受講した年月日

」

改める。

第11号様式中「第9条」を「第10条」に改める。

第12号様式中「第10条」を「第11条」に改める。

第13号様式中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第27号

甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市中小企業振興融資条例施行規則（昭和55年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(11) 女性おうえん資金 女性の創業者に融資する運転資金又は設備資金とする。

第6条第3号中「第5号まで」の次に「及び第11号」を加える。

別表第1中

「

運転資金 (為替変動対策)	2,000 万円以内
運転資金 (不況対策)	

7年以内	12月据置 72回元金均等償還
------	--------------------

を

」

「

運転資金 (為替変動対策)	2,000 万円以内
運転資金 (不況対策)	

7年以内	12月据置 72回元金均等償還
	24月据置 72回元金均等償還

に、

」

小規模 企業者 小口資 金	小規模 企業者	普通資金 (運転資 金)	1, 250 万円以内	5年以 内	6月据置 54回元金均等償還
		普通資金 (設備資 金)	1, 250 万円以内	7年以 内	6月据置 78回元金均等償還
		緊急資金	50万円以 内	1年以 内	2月据置 10回元金均等償還

小規模 企業者 小口資 金	小規模 企業者	普通資金 (運転資 金)	1, 250 万円以内	5年以 内	6月据置 54回元金均等償還
		普通資金 (設備資 金)	1, 250 万円以内	7年以 内	6月据置 78回元金均等償還
		緊急資金	50万円以 内	1年以 内	2月据置 10回元金均等償還
女性お うえん 資金	女性の 創業者	運転資金	1, 000 万円以内	5年以 内	6月据置 54回元金均等償還
		設備資金	1, 500 万円以内	10年 以内	12月据置 108回元金均等償還

改める。

第1号様式中

<input type="checkbox"/> 小規模企業者小口資金	<input type="checkbox"/> 特別経営安定資金
<input type="checkbox"/> 中小企業経営改善資金	<input type="checkbox"/> 連鎖倒産防止対策
<input type="checkbox"/> 創業支援資金	<input type="checkbox"/> 不況対策
<input type="checkbox"/> 中小企業事業転換資金	<input type="checkbox"/> 為替変動対策
<input type="checkbox"/> 地場産業振興資金	<input type="checkbox"/> 災害復旧対策資金
<input type="checkbox"/> 大規模小売店舗等進出対策資金	<input type="checkbox"/> 季節資金
	<input type="checkbox"/> 協同組合育成資金

- | | |
|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 小規模企業者小口資金 | <input type="checkbox"/> 特別経営安定資金 |
| <input type="checkbox"/> 中小企業経営改善資金 | <input type="checkbox"/> 連鎖倒産防止対策 |
| <input type="checkbox"/> 創業支援資金 | <input type="checkbox"/> 不況対策 |
| <input type="checkbox"/> 女性おうえん資金 | <input type="checkbox"/> 為替変動対策 |
| <input type="checkbox"/> 中小企業事業転換資金 | <input type="checkbox"/> 災害復旧対策資金 |
| <input type="checkbox"/> 地場産業振興資金 | <input type="checkbox"/> 季節資金 |
| <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗等進出対策資金 | <input type="checkbox"/> 協同組合育成資金 |

に

改める。

第3号様式中

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 中小企業経営改善資金 | <input type="checkbox"/> 特別経営安定資金 |
| <input type="checkbox"/> 創業支援資金 | <input type="checkbox"/> 連鎖倒産防止対策 |
| | <input type="checkbox"/> 不況対策 |
| <input type="checkbox"/> 中小企業事業転換資金 | <input type="checkbox"/> 為替変動対策 |
| <input type="checkbox"/> 地場産業振興資金 | <input type="checkbox"/> 災害復旧対策資金 |
| <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗等進出対策資金 | <input type="checkbox"/> 季節資金 |
| | <input type="checkbox"/> 協同組合育成資金 |
| | <input type="checkbox"/> 小規模企業者小口資金 |

を

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 中小企業経営改善資金 | <input type="checkbox"/> 特別経営安定資金 |
| <input type="checkbox"/> 創業支援資金 | <input type="checkbox"/> 連鎖倒産防止対策 |
| <input type="checkbox"/> 女性おうえん資金 | <input type="checkbox"/> 不況対策 |
| <input type="checkbox"/> 中小企業事業転換資金 | <input type="checkbox"/> 為替変動対策 |
| <input type="checkbox"/> 地場産業振興資金 | <input type="checkbox"/> 災害復旧対策資金 |
| <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗等進出対策資金 | <input type="checkbox"/> 季節資金 |
| | <input type="checkbox"/> 協同組合育成資金 |
| | <input type="checkbox"/> 小規模企業者小口資金 |

に

改める。

第5号様式中

「

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 中小企業経営改善資金 | <input type="checkbox"/> 災害復旧対策資金 |
| <input type="checkbox"/> 創業支援資金 | |
| <input type="checkbox"/> 協同組合育成資金 | |
| <input type="checkbox"/> 中小企業事業転換資金 | <input type="checkbox"/> 小規模企業者小口資金 |
| <input type="checkbox"/> 地場産業振興資金 | |
| <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗等進出対策資金 | |

を

「

- | | |
|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 中小企業経営改善資金 | <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗等進出対策資金 |
| <input type="checkbox"/> 創業支援資金 | <input type="checkbox"/> 災害復旧対策資金 |
| <input type="checkbox"/> 女性おうえん資金 | <input type="checkbox"/> 協同組合育成資金 |
| <input type="checkbox"/> 中小企業事業転換資金 | <input type="checkbox"/> 小規模企業者小口資金 |
| <input type="checkbox"/> 地場産業振興資金 | |

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第28号

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則（平成23年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第3条の2」に、「第4章 卸売の業務に関する品質管理（第68条）」を「第4章 削除」に改める。

第2章第1節中第4条の前に次の2条を加える。

（卸売業務の許可申請）

第3条の2 条例第6条の2第3項の許可申請書は、卸売業務許可申請書（第1号様式）とする。

2 前項の卸売業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 定款

イ 設立に係る登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 卸売の業務を開始しようとする日の属する年度及びその翌年度における当該業務に係る事業計画書

オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

カ 役員名簿

キ 業務を執行する役員に関する市区町村長の発行する身分証明書並びに当該法人の代表者の履歴書、写真（正面向き、上半身、脱帽、縦5センチメートル、横5センチメートル）及び印鑑証明書

ク 条例第6条の2第4項第2号、第3号及び第4号に掲げる者に該当しない

ことを誓約する書面

ケ その他市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第3条の3 市長は、条例第6条の2第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証(第2号様式)を交付する。

2 前項の許可に際しては、取扱品目の部類その他必要な事項を指定する。

第4条中「第8条第1項」を「第8条」に改め、「青果部、水産物部とも」を削る。

第5条から第11条までを次のように改める。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第5条 条例第11条の3第3項の認可申請書は、その申請が同条第1項の認可に係るものであるときは卸売業務の譲渡し・譲受け認可申請書(第3号様式)とし、その申請が同条第2項の合併の認可に係るものであるときは卸売業者合併認可申請書(第3号様式の2)とし、その申請が同項の分割の認可に係るものであるときは卸売業者分割認可申請書(第3号様式の3)とする。

2 前項の認可申請書の添付書類については、第3条の2第2項の規定を準用する。この場合において、当該認可の申請が、事業の譲渡し及び譲受けの認可に係るものであるときは同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、事業の合併の認可に係るものであるときは同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、事業の分割の認可に係るものであるときは同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。

(卸売業務の不適合事実の生じた場合の届出)

第6条 卸売業者は、条例第6条の2第4項第2号、第4号及び第6号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(名称変更等の届出)

第7条 条例第11条の4第1項の規定による届出は、卸売業者の名称等変更届出

書（第3号様式の4）により行うものとする。この場合において、当該届出が同項第2号に係るものであるときは、同号の規定による変更の内容を証明する書類を添付しなければならない。

2 条例第11条の4第2項の規定による届出は、卸売業者の解散届出書（第3号様式の5）により行うものとする。

（卸売業者の定款変更等の届出）

第8条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 定款を変更したとき。
- (2) 業務を執行する役員に変更があったとき。
- (3) 資本金又は出資の額に変更があったとき。
- (4) 総会の決議があったとき。

（残高試算表の提出）

第9条 卸売業者は、毎月20日までに、前月末現在の残高試算表を作成し、市長に提出しなければならない。

（事業報告書の提出等）

第10条 条例第11条の5の事業報告書は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条に定めるとおりとする。

2 卸売業者がその定款変更後又はその株主若しくは出資者若しくは組合員に異動があった後に前項の事業報告書を提出する場合は、当該事業報告書に当該変更後の株主又は出資者若しくは組合員の名簿を添付しなければならない。

3 卸売業者は、第1項の事業報告書に係る閲覧の申出があった場合には、貸借対照表及び損益計算書について、次の各号に掲げる正当な理由がある場合を除き閲覧させなければならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

4 前項の閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な

方法によりさせなければならない。

(せり人の届出等)

第11条 条例第12条第2項の規定による届出は、せり人選任届出書（第3号様式の6）により行うものとする。

2 前項の届出をする場合には、届出書に次の各号に掲げる事項を記載した当該せり人の履歴書を添付しなければならない。

(1) 現住所

(2) 氏名並びに年齢及び生年月日

(3) 義務教育終了後の学歴

(4) 生鮮食料品等の流通業務に従事した職歴

(5) 条例第12条第1項各号に該当しない旨の誓約

3 卸売業者は、せり人が条例第12条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったとき、又はせり人にせりを行わせなくなったときは、せり人解任届出書（第3号様式の7）を市長に届け出なければならない。

第2章第1節中第11条の次に次の1条を加える。

(せり人章の交付)

第11条の2 市長は、条例第12条第2項の届出があったときは、せり人章（第3号様式の8）を交付する。

2 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人章を着用しなければならない。

第12条第2項第1号キ中「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改め、同項第2号ア中「又は規約」を削り、同号イ中「登記事項証明書」を「設立に係る登記事項証明書」に改め、同号クを次のように改める。

ク 条例第14条第4項第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

第18条中「又は第6号」を「、第6号又は第7号」に改める。

第21条中「第5条、第8条及び第10条」を「第8条及び第9条」に改める。

第22条第2項第1号オ及び同項第2号キ中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改める。

第24条中「又は第3号」を「、第3号又は第5号」に改める。

第27条に次の1項を加える。

- 2 買出人は、市場内で買出しを行うときは、買出人章を着用しなければならない。

第28条を次のように改める。

(関連事業の種類及びその数)

第28条 条例第27条第1項の規則で定める業務は、冷蔵庫業とし、当該業務を営む者の数は、1とする。

第29条第2項中「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に、「及び第3号」を「、第3号及び第6号」に、「及び第6号(同項)」を「、第6号及び第7号」に、「及び第5号(同条)」を「、第5号及び第6号」に改める。

第32条中「又は第5号」を「、第5号又は第6号」に改める。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第49条の次に次の1条を加える。

(受託契約約款の届出)

第49条の2 条例第42条第2項の規定による届出は、受託契約約款(変更)届出書(第27号様式の2)に受託契約約款の写しを添付して行わなければならない。約款の内容に変更が生じたときも、同様とする。

第60条及び第61条を次のように改める。

(卸売予定数量等の報告)

第60条 条例第49条第1項の規定による報告及び公表は、卸売のための販売開始時刻30分前までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、卸売予定数量等報告書(第35号様式)により行うものとする。
- 3 条例第49条第2項の規定による報告及び公表は、卸売をした日の翌日までに行わなければならない。
- 4 前項の報告は、売上高日報(第36号様式)により行うものとする。
- 5 第3項の報告において、市長の指定する物品については、その物品の販売終了後直ちに、指定物品卸売価格報告書(第37号様式)により行うものとする。
- 6 条例第49条第4項の規定による報告は、月間市況等報告書(第38号様式)により行うものとする。

式)、業種別売上高日計表(第39号様式)、産地別・品目別日計表(第40号様式)、売上高日計表(第41号様式)により行わなければならない。この場合において、業種別売上高日計表、産地別・品目別日計表及び売上高日計表については、それぞれの様式を記録した電磁的記録により行うものとする。

(卸売予定数量等の公表)

第61条 条例第50条第1項の規定による公表は、報告のあった日のうちに行うものとする。

2 条例第50条第2項の規定による公表は、報告のあった日のうちに行うものとする。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第68条 削除

第76条の見出しを「(使用料等)」に改める。

第78条第2項中「使用料の額」を「手数料の納付期限、使用料の額」に改める。

第88条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、せり人の解任を届け出たときは、遅滞なく、せり人章を市長に返還しなければならない。

第89条を次のように改める。

(記章の再交付)

第89条 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が交付された記章を紛失し、又は毀損したときは、市長に申請して再交付を受けなければならない。

2 第76条の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、別表中「交付」とあるのは「再交付」と読み替えるものとする。

別表中

「

指定駐車場料金	市場内使用者	1区画につき 1,500円	を
	市場外使用者	1区画につき 2,500円	

」

「

指定駐車場料金	市場内使用者	1区画につき 2,000円
	市場外使用者	1区画につき 3,000円
記章の交付に係る手数料		1件につき 1,000円

に

」

改める。

第1号様式から第3号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条の2関係)

卸売業務許可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地

名称及び代表者の氏名

印

甲府市地方卸売市場業務条例第6条の2第1項の規定により卸売の業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

所 在 地				
ふ り が な 代 表 者 名				
ふ り が な 商 号				
企 業 形 態	1 合名 2 合資 3 合同 4 株式 5 その他()			
資 本 金	円	出 資 金	円	
役 員	役職名	氏名	生年月日	住所
取扱品目の部類 及び取扱品目	部			

第2号様式(第3条の3関係)



甲府市指令市場第 号

卸売業務許可証

商号

氏名又は名称

許可番号 第 号

甲府市地方卸売市場 部において卸売の業務を行うことを許可します。

年 月 日

甲府市長



第3号様式(第5条関係)

卸売業務の譲渡・譲受認可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

譲渡人 甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者の氏名

㊞

(許可第 号)

譲受人 住所
名称及び代表者の氏名

㊞

甲府市地方卸売市場業務条例第11条の3第1項の規定により卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

譲渡する取扱品目の部類	
譲渡・譲受予定年月日	
譲渡・譲受を必要とする理由	
備考	

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	<p style="text-align: right;">甲府市指令市場第 号 年 月 日</p> <p>上記申請のとおり認可します。</p> <p style="text-align: right;">甲府市長 ㊞</p>
----	---

第3号様式の次に次の7様式を加える。

第3号様式の2(第5条関係)

卸売業者合併認可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者の氏名

⑩

(許可第 号)

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者の氏名

⑩

(許可第 号)

甲府市地方卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により卸売業者の事業の合併について認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び代表者氏名
- 2 合併の方法及び条件
- 3 合併の予定年月日
- 4 合併を必要とする理由

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記申請のとおり認可します。 甲府市長 印
----	---

第3号様式の3(第5条関係)

卸売業者分割認可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者の氏名

印

(許可第 号)

甲府市地方卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により卸売業者の事業の分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

- 1 分割により市場における卸売の業務を承継する法人の名称及び代表者氏名
- 2 分割により承継させる取扱品目
- 3 分割の方法及び条件
- 4 分割の予定年月日
- 5 分割を必要とする理由

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記申請のとおり認可します。 甲府市長 印
----	---

第3号様式の4(第7条関係)

卸売業者の名称等変更届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名

㊟

甲府市地方卸売市場業務条例第11条の4第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業 務	1 開始	年 月 日	理由	
	2 休止			
3 再開				
4 廃止				
		新	旧	
ふりがな 名	称			
所	在 地			
ふりがな 商	号			
代	表 者			
資	本金又は出資 金			
役 員	役 職 名	氏名	役 職 名	氏名

注1 該当する事項のみを記入すること。

第3号様式の5(第7条関係)

卸売業者の解散届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名

⑨

当該卸売業者との関係
()

甲府市地方卸売市場業務条例第11条の4第2項の規定により、卸売業者が解散したので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

- 1 名称及び代表者の氏名

- 2 主たる事務所の所在地

- 3 死亡又は解散の年月日

- 4 解散の理由

第3号様式の6(第11条関係)

せり人選任届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名

㊟

甲府市地方卸売市場業務条例第12条第2項の規定により、せり人を定めたので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

- 1 せり人の氏名および年齢
- 2 せり人が卸売のせりに従事を開始する年月日
- 3 せり人に定めた者が卸売のためのせり以外の業務を兼ねるものであるときはその業務の内容

第3号様式の7(第11条関係)

せり人解任届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名

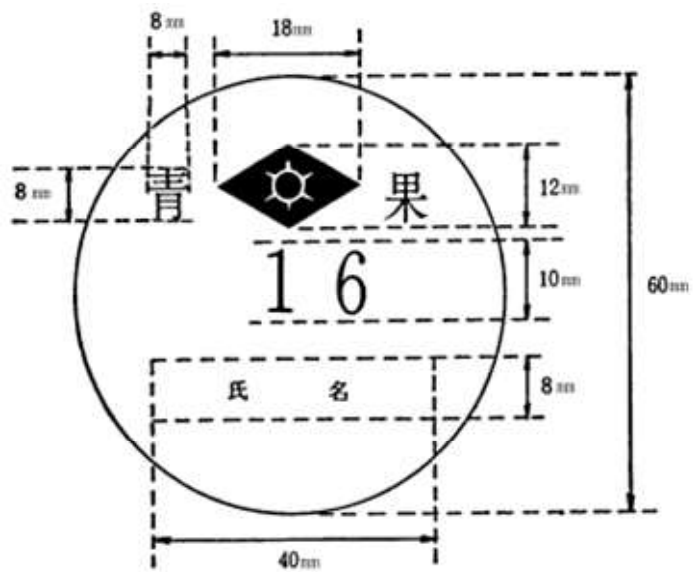
⑨

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則第11条第3項の規定により、せり人を解任したので、次のとおり届け出ます。

- 1 せりを行わせなくなった者の氏名および年齢
- 2 せりを行わせなくなった年月日
- 3 せりを行わせなくなった理由

第3号様式の8(第11条の2関係)

せり人章



備考1 材質 プラスチック(厚さ3ミリメートル)

2 地色 シルバー

3 市章、文字、数字及び氏名の表示色 市長が別に定める。

4 文字 青果部を「青果」、水産物部を「水産」と表示する。

第14号様式を次のように改める。

第14号様式(第22条関係)

売買参加者承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所

商号

氏名

㊞

(法人にあつては、所在地、商号、
名称及び代表者の氏名)

甲府市地方卸売市場業務条例第22条第1項の規定により売買参加者の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

営 業 所	ふりがな 氏名又は名称 (法人であるときは代表者名)	(個人であるとき) 年 月 日生		
	住所又は所在地			
	ふりがな 商号			
	企業形態	1 合名 2 合資 3 合同 4 株式 5 個人 6 その他()		
	資本金	円	出資金	円
	業種	一般小売店 スーパーマーケット 生協 給食、外食納入業者 加工業者 他市場卸売業者 その他()		
役員	役職名	氏名	生年月日	住所
取扱品目の部類及び取扱品目		部		
常時 売 買 に 参 加 す る 者	氏名			
	生年月日			
	住所			
	役職名			
	申請者との続柄			

注1 申請者が個人であるときは、資本金、出資金及び役員欄は記入しないこと。

2 支店で申請するときは、氏名又は名称欄に、その支店名及び支店長名を記入すること。

第 27 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 27 号様式の 2 (第 49 条の 2 関係)

受託契約約款 (変更) 届出書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名

⑩

甲府市地方卸売市場業務条例第 42 条第 2 項の規定により、受託契約約款を定めた (変更した) ので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

- 1 受託契約約款を定めた (変更した) 理由
- 2 定めた (変更した) 受託契約約款に有効期限がある場合にはその期間および有効期限を定めた理由

第37号様式中「第60条第2項ただし書き」を「第60条第5項」に改める。

第38号様式、第39号様式及び第40号様式中「第49条第3項」を「第49条第4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、別表中指定駐車場料金の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業清算金徴収交付規則を廃止する規則
をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第29号

甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業清算金徴収交付規則を廃止する
規則

甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業清算金徴収交付規則（平成17年3
月規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第30号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項に次の1号を加える。

- (3) 家賃等債務保証業者（賃貸住宅の借入者の家賃の支払等に係る債務を保証することを業として行う者をいう。）との間で締結した、当該者が入居しようとする市営住宅の家賃の支払等に係る債務の保証に係る契約を証する書面を提出できるもの

第3号様式（その1）及び第3号様式（その2）中「年5分の割合」を「法定利率」に、「債務を」を「債務 円を限度として」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市市営住宅使用料等納入奨励金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 3 1 号

甲府市市営住宅使用料等納入奨励金交付規則を廃止する規則

甲府市市営住宅使用料等納入奨励金交付規則（昭和 2 5 年 7 月規則第 1 0 号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第32号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第125条第1項第3号に次のように加える。

森林環境譲与税基金

第26号様式（その1）、第32号様式、第39号様式、第40号様式、第42号様式の2、第43号様式、第45号様式及び第60号様式の2を次のように改める。

第26号様式（その1）（第46条関係）

納入通知書
下記の金額を納入期限までに納めてください。
年 月 日

甲府市長 印

<納入場所は、各金融機関の本店、支店等>

様

公 甲府市		年度		納入済通知書				(甲府市保管)							
加入者名	甲府市会計管理者	口座番号		金額			円	収納機関番号		通知書番号		確認番号		納付区分	
納期限	年 月 日		科目C												
取りまとめ金融機関等				測定区分		短縮番号									

納付者住所氏名	所属			領収日付印
				様
摘要				年 月 日

公 甲府市		年度		原符兼払込金受領証		領収証書	
納付番号		加入者名	甲府市会計管理者	金額		納付番号	
住所氏名		口座番号		納期限	年 月 日	加入者	口座番号
科目		金額	円	上記金額を領収しました。 甲府市会計管理者 (納入者用)			
納期限	年 月 日	所属		領収日付印		領収日付印	
(金融機関等保管)							

第 3 2 号様式 (第 5 6 条関係)

戻入金納入通知書
 下記の金額を納入期限までに納めてください。
 年 月 日

甲府市長 印

<納入場所は、各金融機関の本店、支店等>

様

公 甲府市 年度

加入者名		甲府市会計管理者		口座番号		金額		戻入金	円
収納機関番号		通知書番号		確認番号		納付区分			
納期限	年 月 日		科目C						
取りまとめ金融機関等				調定区分		短縮番号			

公 甲府市 年度

原簿兼払込金受領証		戻入金
納付番号		
加入者名 口座番号	甲府市会計管理者	
住所氏名	様	
科目		
金額	円	
納期限	年 月 日	

公 甲府市

領収証書	戻入金
納付番号	様
年度	
金額	円
納期限	年 月 日
加入者 口座番号	

上記金額を領収しました。
 甲府市会計管理者
 (納入者用)

納付者住所氏名	所属		領収日付印
	様		
摘要			年 月 日

所属	領収日付印
(金融機関等保管)	

第 3 9 号様式 (第 6 2 条関係)

住 所
 氏 名 様

銀行振込案内書 年度分(年 月 日振込分)

請求書番号	伝票番号	支払額(円)
所属名		
	合 計	

金融機関名

口座

第42号様式の2（第63条関係）

現金支払依頼書

債権者 住 所 氏 名 受取者 住 所 氏 名		支払日 年 月 日
金 額	円	命令種別 命令番号
年度 会 計 摘 要		
上記の金額を支払証と引換えにお支払いください。 甲府市指定金融機関 様		支払証番号
甲府市会計管理者		

第 4 3 号様式 (第 6 5 条関係)

銀行預金口座振込登録申請書

(あて先) 甲府市会計管理者

年 月 日

甲府市からの支払金を受領したいので、次のとおり指定口座の登録を申請します。
この指定口座に振込みがなされたときは、その金額に係る債権が弁済されたものとします。

記

区分 (該当区分に○をつけてください。)

新	変	・住所	・代表者等
規	更	・法人名	・指定口座
		・その他 ()	

振込案内通知

必	不	※経費削減のため、特に必要とされる以外は、「不要」にてご協力をお願いいたします。
要	要	

登録(業)者

個	フリガナ		代表者印又は個人印	法人印
人	(変 更 の 場 合 : 旧 名 称)			
名				
名				
代	フリガナ			
表	役職名			
者				
〒	—	電 話 番 号	—	—
		F A X 番 号	—	—
住				
所				

通常口座 (登録(業)者名と指定口座の名義は、原則同一名称です。異なる場合は別途委任状が必要です。)

指 定 口 座	金融機関名		金融機関番号			支店名			支店番号		
	銀行 金庫 組合 農協					支店					
	預金種目	口座番号 (右詰め)			口座名義 (カタカナで記入してください)						
	1 普通										
2 当座											

前払金口座 (工事・建設コンサル登録で、前払金専用の口座を開設している場合のみ記入してください。)

指 定 口 座	金融機関名		金融機関番号			支店名			支店番号		
	銀行 金庫 組合 農協					支店					
	預金種目	口座番号 (右詰め)			口座名義 (カタカナで記入してください)						
	1 普通										
2 当座											

※ 担当課 記入欄

相手方番号 (工事・物品・その他)						所得税 控除欄入力 有 無	課 係	
							氏名	TEL

- ★ 記入の際は、必ず裏面の「記入上の注意」をご覧ください。
- ★ 毎年度上記の口座に振込みとなりますので、登録内容に変更があった場合は、変更申請をお願いいたします。

※入力	※確認
-----	-----

第45号様式（第65条関係）

会 計 室 決 定 欄

口 座 振 込 済 通 知 書

振 込 日	年 月 日												
金 額													
件 数													
<p>上記金額を送金いたしました。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">指定金融機関</p>													
												銀 行 印	

第60号様式の2（第95条関係）

現金払込書

現金払込書発行年月日
年 月 日

<納入場所は、各金融機関の本店、支店等>

様

公 甲府市
年度

現金払込書兼納入済通知書 (甲府市保管)

加入者名	甲府市会計管理者	口座番号		金額		円
収納機関番号		通知書番号		確認番号		納付区分
納期限	年 月 日		科目C			
取りまとめ金融機関等				調定区分		短縮番号

公 甲府市
年度

原符兼払込金受領証

納付番号	
加入者名 口座番号	甲府市会計管理者
住所氏名	様
科目	
金額	円
納期限	年 月 日
所属	領収日付印
(金融機関等保管)	

公 甲府市

領収証書

加入者名 口座番号	様
年度	
納付番号	
金額	円
納期限	年 月 日
加入者 口座番号	
上記金額を領収しました。 甲府市会計管理者 (納入者用)	
領収日付印	

納付者住所氏名	所属	領収日付印
	様	
摘要	年 月 日	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規程

甲府市規程第1号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「市長直轄組織に係る副市長の決定すべき共通決定事案及び市長室に係る部長」を「市長室及び情報戦略室に係る部長の決定すべき共通決定事案並びに市長直轄組織に係る副市長」に改め、同条第2項ただし書中「市長直轄組織に係る副市長の決定すべき個別決定事案及び市長室に係る部長」を「市長室及び情報戦略室に係る部長の決定すべき個別決定事案並びに市長直轄組織に係る副市長」に改める。

別表第2市長直轄組織、市長室、秘書の表の次に次のように加える。

国際交流					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 国際交流の推進に関する事項					
(1) 国際交流の推進に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) 東京オリンピック・パラリンピックに関すること。		同上	同上	同上	

情報戦略室

情報発信					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	

1 市勢情報の調整及び分析に関する事項					
(1) 市勢情報の調整及び分析に関すること。			○		
2 広報活動に関する事項					
(1) 広報誌等刊行物の企画、編集及び発行に関すること。	重要		一般的	輕易	
(2) テレビ放送の企画制作に関すること。	同上		同上	同上	
(3) ラジオ放送原稿の作成に関すること。				○	
(4) 新聞広告の企画に関すること。	重要		一般的	輕易	
(5) ホームページの発信に関すること。				○	
(6) 広報連絡主任に関すること。				○	
3 市の情報発信の調整に関する事項					
(1) 市の情報発信の調整に関すること。				○	
(2) 報道機関との連絡調整に関すること。				○	

記念事業					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	

1 記念事業の企画等に関する事項					
(1) 記念事業の企画及び調整に関すること。		重要	一般的	軽易	
2 記念事業の実行委員会等に関する事項					
(1) 記念事業の実行委員会の運営及び記念事業の推進に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2市長直轄組織、市長室、シティプロモーションの表を削る。

別表第2総務部、行政管理室、職員の表第1項第1号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項第2号中「非常勤の嘱託員」を「特別職非常勤職員及び会計年度任用職員」に改め、同表第6項第1号中「企画経営会議」を「経営企画会議」に改める。

別表第2総務部、行政管理室、事務効率の表中「事務効率」を「業務管理」に改め、同表第3項第5号中「企画経営会議」を「経営企画会議」に改める。

別表第2企画部、企画総室、総務の表第1項第1号中「企画経営会議」を「経営企画会議」に改める。

別表第2企画部、企画総室、企画の表第1項に次のように加える。

(2) 経営企画会議戦略推進部会の庶務に関すること。				○	
----------------------------	--	--	--	---	--

別表第2企画部、企画総室、企画の表中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同表第6項中「中心市街地活性化基本計画」を「中心市街地の活性化」に改め、同項第1号中「計画」を「中心市街地活性化」に改め、同項を同表第4項とし、同表第7項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項を同表第5項とし、同表中第8項を第6項とし、第9項を第7項とし、同表に次のように加える。

8 企画調整に関する事項					
(1) 総合調整に関する		○			

ること。					
------	--	--	--	--	--

別表第2企画部、企画総室、国際交流の表を削る。

別表第2企画部、企画経営室、行政経営の表第1項第2号を削り、同項第3号中「企画経営会議」を「経営企画会議」に改め、同号を同項第2号とし、同表に次のように加える。

2 行政評価に関する事項					
(1) 行政評価に関すること。		○			

別表第2企画部、企画経営室、財政の表第8項及び第9項を削り、同表の次に次のように加える。

連携推進		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	広域行政に関する事項					
	(1) 広域行政に関すること。		重要	一般的	軽易	
	(2) 自治体連携に関すること。		同上	同上	同上	
2	市町村合併に関する事項					
	(1) 市町村合併に関すること。		○			
3	公民連携に関する事項					
	(1) 公民連携に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2企画部、記念事業室の表を削る。

別表第2市民部、市民協働室、協働推進の表の次に次のように加える。

協働支援		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	協働支援に関する事項					
	(1) 市民団体等の交		重要	一般的	軽易	

流・連携に関する こと。					
(2) 地域支援拠点の 運営に関するこ と。		同上	同上	同上	
(3) 協働を推進する ための支援に関す ること。		同上	同上	同上	

別表第2福祉保健部、健康支援センターの表中「健康支援センター」を「健康長寿室」に改める。

別表第2福祉保健部、健康支援センター、健康政策の表に次のように加える。

10 地域支援事業に 関する事項					
(1) 地域支援事業に 関すること。		重要	一般的	軽易	
11 地域包括支援セ ンター運営協議会に 関する事項					
(1) 地域包括支援セ ンター運営協議会 の運営に関するこ と。		重要	一般的	軽易	

別表第2福祉保健部、健康支援センター、健康増進の表中

「健康増進」を「地域保健」に改め、第9項及び第10項を削り、

第11項を第9項とし、第12項を第10項とし、同表の次に次のように加える。

健康支援センター

項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 精神保健に関する 事項					
(1) 精神保健に関す			重要	一般的	

ること。					
2 自殺対策に関する事項					
(1) 自殺対策に関すること。			重要	一般的	

別表第2福祉保健部、健康支援センター、医務感染症の表を次のように改める。

医務感染症		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	地域医療に関する事項					
(1)	地域医療センターの管理に関すること。			重要	一般的	
(2)	救急医療に関すること。			同上	同上	
(3)	災害時医療に関すること。			同上	同上	
(4)	医療機関等の許可及び届出並びに監視指導等に関すること。			同上	同上	
(5)	衛生検査所に関すること。			同上	同上	
(6)	死体の解剖及び保存の許可等に関すること。			同上	同上	
(7)	移植医療に関すること。			同上	同上	
(8)	医師、歯科医師その他の医療関係者に関すること。			同上	同上	
(9)	調理師及び製菓衛生師に関すること。			同上	同上	
2	感染症に関する事					

項					
(1) 予防接種に関する こと。				○	
(2) 感染症に関する こと。			重要	一般的	
(3) 感染症審査協 議会に関する こと。			同上	同上	

別表第2福祉保健部、健康支援センター、生活衛生業務の表に次のように加える。

5 斎場に関する事項					
(1) 斎場の管理運 営に関する こと。				○	
(2) 胞衣産汚物の 処理に関する こと。				○	

別表第2福祉保健部、長寿支援室の表中「長寿支援室」を「福祉支援室」に改める。

別表第2福祉保健部、長寿支援室、介護予防の表を削る。

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、総務の表の次に次のように加える。

子ども応援 項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 子ども施策に関する 事項					
(1) 子ども施策の調 査研究に関する こと。		重要	一般的	軽易	
2 子ども未来応援条 例に関する事項					
(1) 子ども未来応援 条例に関する こと。		重要	一般的	軽易	
3 青少年の育成補導 に関する事項					
(1) 青少年健全育成 計画に関する こと。			○		

(2) 青少年育成団体の指導に関すること。				○	
(3) 青少年関係機関及び団体との連絡に関すること。				○	
(4) 青少年対策の広報に関すること。				○	
(5) 青少年総合対策本部及び青少年問題協議会の庶務に関すること。				○	
(6) 青少年育成センターの運営に関すること。			○		
(7) チビッコ広場の管理に関すること。				○	

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子ども支援の表中「子ども支援」を「子育て支援」に改め、第8項を削り、第9項を第8項とする。

別表第2産業部、農林振興室、林政の表第4項に次のように加える。

(11) 創作の森おびなの管理に関すること。		同上	同上	同上	
------------------------	--	----	----	----	--

別表第2まちづくり部、まちづくり総室、産業立地の表を削る。

別表第2まちづくり部、まち整備室の表中「まち整備室」を「まち開発室」に改める。

別表第2まちづくり部、まち整備室、都市整備及び建築指導の表を次のように改める。

産業立地		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	産業立地に関する事項					
(1)	企業誘致に関する		重要	一般的		

ること。					
(2) 大規模集客施設等に関すること。		同上	同上		
(3) 工業立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。		同上	同上		

別表第2まちづくり部、まち保全室の表中「まち保全室」を「まち整備室」に改める。

別表第2まちづくり部、まち保全室、公園緑地の表の前に次のように加える。

都市整備		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	用地取得に関する事項					
(1)	用地取得の事前確認に関すること。		軽易			
(2)	土地収用法（昭和26年法律第219号）による対象事業に関すること。		同上			
2	公園事業及び街路事業に関する事項					
(1)	公園事業及び街路事業に係る用地取得に関すること。		2,000万円以上5,000万円未満	200万円以上2,000万円未満	200万円未満	
(2)	公園事業及び街路事業に係る移転補償に関すること。		同上	同上	同上	
3	土地買収に関する事項					
(1)	買収依頼書を受理すること。				○	

4	土地の引継ぎに関する事項				
(1)	土地の引継ぎに関すること。	○			
(2)	登記関係書類の引継ぎに関すること。			○	
5	土地開発公社に関する事項				
(1)	土地開発公社の事業委託及び調整に関すること。	○			
6	道路の新設改良事業に関する事項				
(1)	新設改良事業の実施箇所を計画すること。			○	
(2)	補助対象事業に係る市道用地取得の事前確認に関すること。	重要	軽易		
(3)	補助対象に係る市道用地取得に関すること。	2,000万円以上5,000万円未満	200万円以上2,000万円未満	200万円未満	
(4)	補助対象に係る市道の移転補償に関すること。	同上	同上	同上	
(5)	補助対象に係る市道の登記に関すること。			○	
7	橋りょうの新設改良事業に関する事項				
(1)	新設改良事業の実施箇所を計画すること。			○	
8	道路の舗装事業に関する事項				
(1)	舗装事業の実施			○	

箇所を計画すること。					
9 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に係る税務署との事前協議等に関する事項					
(1) 譲渡所得等の課税の特例の適用に関する事前協議に関すること。				○	
(2) 証明書等の提出に関すること。				○	

別表第2まちづくり部、まち保全室、建築営繕の表を削る。

別表第2まちづくり部、まち保全室、地籍調査の表の次に次のように加える。

施設整備室

建築指導		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	建築確認業務及び開発行為等に関する事項					
(1)	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認処分及び建築統計に関すること。		重要		輕易	
(2)	建築基準法に基づく許可、認定等に関すること。		同上		同上	
(3)	建築基準法に基づく指定確認検査機関の報告及び事務処理に関すること。		同上		同上	
(4)	建築基準法に基づく相談、指導及	認可	同上		同上	

び道路位置指定、定期報告、建築協定等に関すること。					
(5) 建築審査会に関すること。		同上		同上	
(6) 住宅金融支援機構受託業務に関すること。				○	
(7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関すること。		重要		軽易	
(8) 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅新築認定に関すること。		同上		同上	
(9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に関すること。		同上		同上	
(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。		同上		同上	
(11) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に関すること。		同上		同上	
(12) 被災建築物応急危険度判定に関す		同上		同上	

ること。					
(13) マンションの建替への円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）に関すること。		同上		同上	
(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。		同上		同上	
(15) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること。		同上		同上	
(16) 住宅リフォームに関すること。		同上		同上	

建築営繕		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 学校建築に関する事項						
(1) 学校、関係施設を計画すること。				○		
(2) 学校建築工事及び敷地造成工事の設計、施工及び監督に関すること。				○		
2 施設建築に関する事項						
(1) 市有施設工事及び敷地造成工事の調査、設計、施工及び監督に関すること。				○		

3	営繕に関する事項				
(1)	市有施設の維持修繕に関する事 と。			○	
4	電気設備に関する 事項				
(1)	学校及び市有施 設の電気設備工事 の設計、施工及び 監督に関する事 と。			○	
5	機械設備に関する 事項				
(1)	学校及び市有施 設の機械設備工事 の設計、施工及び 監督に関する事 と。			○	

(甲府市財産価格審議会規程の一部改正)

第2条 甲府市財産価格審議会規程（昭和33年9月規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「まちづくり部まち保全室建築営繕課長」を「まちづくり部施設整備室建築営繕課長」に改める。

(甲府市表彰審査委員会規程の一部改正)

第3条 甲府市表彰審査委員会規程（昭和37年9月規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

(9) 議会局長

(甲府市文書取扱規程の一部改正)

第4条 甲府市文書取扱規程（昭和38年5月規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1名」の次に「以上」を加える。

(甲府市帳票規程の一部改正)

第5条 甲府市帳票規程（昭和42年8月規程第10号）の一部を次のように改正

する。

第5条第2項及び第3項、第6条並びに第8条中「企画部長」を「総務部長」に改める。

別記様式中「総務部行政管理室事務効率課」を「総務部行政管理室業務管理課」に改める。

(甲府市事務手順書管理規程の一部改正)

第6条 甲府市事務手順書管理規程(昭和45年2月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第1号様式中「企画部決定欄」を「総務部決定欄」に改める。

(甲府市庁舎防火管理規程の一部改正)

第7条 甲府市庁舎防火管理規程(昭和49年2月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1号中「総務部長」の次に「又は市長の指名した職員」を加える。

別表第1中「総務部長」を「総務部長又は市長の指名した職員」に、「公園緑地課長」を「協働支援課長」に、「健康増進課長」を「地域保健課長」に改め、「市役所南庁舎(旧自治研修センター)」の項を削り、「医務感染症課感染症係長」を「生活衛生薬務課生活衛生薬務係長」に改める。

別表第2中「公園緑地課長」を「協働支援課長」に改め、「市役所南庁舎(旧自治研修センター)」の項を削り、「医務感染症課感染症係長」を「生活衛生薬務課生活衛生薬務係長」に改める。

(職員の人事記録に関する規程の一部改正)

第8条 職員の人事記録に関する規程(平成6年3月規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「非常勤嘱託職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(甲府市地価公示に係る図書等の閲覧に関する規程の一部改正)

第9条 甲府市地価公示に係る図書等の閲覧に関する規程(平成8年6月規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「まちづくり部まち整備室都市計画課」を「まちづくり部まち開発室都市計画課」に改める。

(甲府市職員提案制度規程の一部改正)

第10条 甲府市職員提案制度規程（平成25年10月規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部行政管理室事務効率課長（以下「事務効率課長」を「総務部行政管理室業務管理課長（以下「業務管理課長」に改める。

第7条第1項、第9条、第12条第2項及び第13条第3項中「事務効率課長」を「業務管理課長」に改める。

別表第1中「総務部行政管理室事務効率課長」を「総務部行政管理室業務管理課長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市規程第 2 号

甲府市私有車公務使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市私有車公務使用規程の一部を改正する規程

甲府市私有車公務使用規程（昭和 5 3 年 1 月規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「臨時的任用又は条件付採用期間中」を「条件付採用期間中の者又は同法第 2 2 条の 3 第 4 項に規定する臨時的任用」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市規程第3号

甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程を次のように定める。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程

甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成15年8月規程第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）その他別に定めるもののほか、本市の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の意義は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）の例による。

（セキュリティ統括責任者及びセキュリティ副統括責任者）

第3条 住基ネットのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ統括責任者及びセキュリティ副統括責任者を置く。

2 セキュリティ統括責任者には副市長を、セキュリティ副統括責任者には総務部長及び市民部長をもって充てる。

3 セキュリティ統括責任者は、住基ネットのセキュリティ対策に関する事務を統括する。

4 セキュリティ副統括責任者は、セキュリティ統括責任者を補佐し、セキュリティ統括責任者に事故あるとき又はセキュリティ統括責任者が欠けたときは、セキュリティ統括責任者が定めるところによりその職務を代理する。

(システム管理者)

第4条 住基ネットの適切な管理を行うため、システム管理者を置き、情報政策課長をもって充てる。

(セキュリティ責任者)

第5条 住基ネットを利用する部署においてセキュリティ対策を実施するため、セキュリティ責任者を置き、統合端末（住基ネットの業務を行うためにコミュニケーションサーバに接続する端末機をいう。）を設置する部署の課長（以下「統合端末設置課長」という。）をもって充てる。

(セキュリティ会議)

第6条 住基ネットのセキュリティに関する次に掲げる事項を審議するため、セキュリティ会議を設置する。

- (1) 住基ネットのセキュリティ対策の決定及び見直しに関すること。
- (2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認に関すること。
- (3) 緊急時における対応に関すること。
- (4) 監査の実施に関すること。
- (5) 教育・研修の実施に関すること。

2 セキュリティ会議は、セキュリティ統括責任者のほか、次の者をもって組織する。

- (1) セキュリティ副統括責任者
- (2) システム管理者
- (3) セキュリティ責任者
- (4) その他セキュリティ統括責任者が指名する者

3 セキュリティ会議の会議は、セキュリティ統括責任者が招集し、その議長となる。

4 議長は、必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 セキュリティ統括責任者は、セキュリティ会議の結果を踏まえ、関係部署の長に対し指示し、又は教育委員会その他の機関の長に対し必要な措置を要請することができる。

6 セキュリティ会議の庶務は、情報政策課において処理する。

(入退室の管理)

第7条 住基ネットのセキュリティを確保するため、セキュリティ区分に応じ、入室者について次の表のとおり管理する。

セキュリティ区分	箇所	管理方法
レベル2	住基ネットのデータ、セキュリティ情報等の保管室並びにコミュニケーションサーバ及びネットワーク機器の設置箇所	入退室をする場合には、入退室を管理する者（以下「入退室管理者」という。）から事前に許可を受け、入退室の都度貸与された入退室カードを用いてするものとする。識別を行うために、出入りする者は名札を着用しなければならない。また、入退室に関する記録を行う。
レベル1	統合端末の設置箇所	入退室管理者及び操作者は、当該事務区画への当該者以外の者の出入りを監視しなければならない。当該事務区画へ出入りする者は名札を着用しなければならない。また、住基ネット担当者以外の訪問者の入退室に関する記録を行う。

- 2 入退室管理者は、住基ネットのデータ、セキュリティ情報等の保管室並びにコミュニケーションサーバ及びネットワーク機器の設置箇所にあつては情報政策課長とし、統合端末の設置箇所にあつては統合端末設置課長をもって充てる。
- 3 入退室管理者は、前2項に定めるもののほか、住基ネットのセキュリティを確保するため、入退室の管理に関し、必要な措置をとらなければならない。
- 4 入退室カードの管理は、情報政策課長が行う。
- 5 情報政策課長は、レベル2のセキュリティ区分に係る箇所については、出入管理装置により入退室を管理するとともに、入退室カードの管理簿を作成し、これを保存するものとする。

(指示)

第8条 セキュリティ統括責任者は、適切な入退室管理が行われているかどうか、入退室管理者から報告を聴取し、調査を行い、及び必要な指示を行うものとする。

(アクセス管理)

第9条 次に掲げる住基ネットの構成機器について、アクセス管理を行う。

(1) コミュニケーションサーバ

(2) 統合端末

2 前項のアクセス管理は、照合情報認証（手の静脈等の生体情報に不可逆演算処理を施し登録された情報と認証時に読み取られる生体情報とを照合することにより認証する方法をいう。）により操作者の正当な権限を確認すること及び操作履歴を記録することにより行うものとする。

(アクセス管理責任者)

第10条 前条のアクセス管理を実施するため、アクセス管理責任者を置き、情報政策課長をもって充てる。

(照合ID、照合認証及び操作者ID)

第11条 アクセス管理責任者は、照合ID、照合情報及び操作者IDに関し、次に掲げる事項について要領・手順書等に定め、必要に応じて見直しを行う。

(1) 照合ID及び操作者IDの管理方法

(2) 照合情報の登録及び削除の管理方法

(3) 操作者IDの種類ごとの操作者について、住基ネットを利用する部署のセキュリティ責任者と協議すること。

(4) 照合ID及び操作者IDの管理簿を作成すること。

(操作者の責務)

第12条 操作者は、照合ID、照合情報及び操作者IDの管理方法を遵守しなければならない。

(操作履歴の記録)

第13条 アクセス管理責任者は、操作履歴について、当該年度の翌年度の4月1日から起算して、7年前まで遡って解析できるよう、保管するものとする。

(オペレーティングシステムの管理)

第14条 アクセス管理責任者は、第9条のアクセス管理を実施するほか、住基ネットに係る構成機器のオペレーティングシステムについて、必要なセキュリティ対策を実施する。

(情報資産の管理)

第15条 情報資産を管理するため、次の表の左欄に掲げる情報資産の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる管理責任者を置く。

情報資産の区分	管理責任者
本人確認情報（データ及び本人確認情報が記録された統合端末に係る帳票）、通知カード（番号法第7条第1項に規定する通知カードをいう。）、個人番号カード及び住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードをいう。）等（以下、本人確認情報等情報資産という。）	市民課長
住基ネットの情報資産のうち、上記の本人確認情報等を除いたデータ並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び磁気ディスク等（以下、本人確認情報等以外の情報資産という。）	情報政策課長

2 管理責任者は、その管理に係る情報資産を適切に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(本人確認情報等情報資産の管理)

第16条 本人確認情報等情報資産の管理責任者は、本人確認情報を取り扱う者を指定するとともに、本人確認情報等情報資産の適切な管理のため、次に掲げる措置を講じ、要領・手順書等に定め、必要に応じて見直しを行う。

- (1) 本人確認情報の入力、削除及び訂正並びに検索等の画面出力、受渡し、交付等を適正に実施するために必要な措置
- (2) 本人確認情報処理事務等に関する記録媒体及び帳票等の出力、保管及び廃棄を適正に実施するために必要な措置

(3) その他本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置

2 本人確認情報等情報資産の管理責任者は、通知カード、個人番号カード及び住民基本台帳カード等を適切に管理するために必要な措置を講じ、要領・手順書等に定め、必要に応じて見直しを行う。

(本人確認情報等以外の情報資産の管理)

第17条 本人確認情報等以外の情報資産の管理責任者は、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等の適切な管理のために必要な措置を講じ、要領・手順書等に定め、必要に応じて見直しを行う。

(緊急時対応計画)

第18条 セキュリティ統括責任者は、住基ネットを構成するハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの障害により住民サービスが停止する場合又は不正行為により本人確認情報に脅威を及ぼすおそれがある場合に、被害を未然に防ぎ、又は被害の拡大を防止し早急な復旧を図るため、緊急時対応計画を策定するものとする。

2 前項の計画には、緊急時の連絡体制及び対応手順を明示しなければならない。

3 第1項の計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

(外部委託の承認等)

第19条 システム管理者及びセキュリティ責任者は、住基ネットに関する業務の全部又は一部を外部に委託しようとするときは、委託する業務の内容、理由及び情報の保護に関する事項等について、あらかじめ、セキュリティ会議の審議を経て、セキュリティ統括責任者の承認を得なければならない。

2 システム管理者及びセキュリティ責任者は、住基ネットに関する業務の全部又は一部を外部に委託しようとするときは、あらかじめ、委託を受けようとする者における情報の保護に関する管理体制等について調査するものとする。

(委託契約書への記載事項)

第20条 外部委託に係る契約書には、情報の保護に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 再委託の禁止又は制限に関する事項

(2) 情報が記録された資料の保管、返還又は廃棄に関する事項

(3) 情報が記録された資料の目的外使用、複製、複写及び第三者への提供の禁止に関する事項

(4) 情報の秘密保持に関する事項

(5) 事故等の報告に関する事項

(受託者の管理状況の調査)

第21条 システム管理者及びセキュリティ責任者は、必要に応じ受託者における当該外部委託に係るセキュリティ対策の実施状況について調査するものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示第111号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 福発第7125号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第112号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づき指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和2年3月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971700917 |
| 2 | 事業所の名称 | サンクシアヘルパーステーション |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市西八幡3878-2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲斐市大下条1157番地
株式会社 サンクシア
代表取締役社長 中込 雅仁 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年3月1日 |

甲府市告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の1第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び第115条の20の規定により公示する。

令和2年3月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100420 |
| 2 | 事業所の名称 | 愛の家デイサービス甲府中央 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市中央2-7-17 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 埼玉県さいたま市大宮区大成町1-212-3
メディカル・ケア・サービス株式会社
代表取締役 山本 教雄 |
| 5 | サービスの種類 | 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年3月1日 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市徳行五丁目1944番1、1944番3から1944番15まで
及び1949番7から1949番9まで
以上17筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市向町290番地3
株式会社リ・スタイル
代表取締役 中込 哲太郎

甲府市告示第115号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和2年3月10日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和2年3月4日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市下飯田1丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：シャム
- 6 その他の特徴：成猫、中型、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字西河原954番1の一部、954番10、972番1から972番6まで及び973番1から973番5まで
以上13筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目16番16号
有限会社セントラルホームズ
代表取締役 雨宮 孝

甲府市告示第117号

介護保険法第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和2年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1960190013 |
| 2 | 事業所の名称 | 公益社団法人山梨県看護協会
指定貢川居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市貢川本町12-10 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 公益社団法人山梨県看護協会
会長 古屋 玉枝 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和2年3月31日 |

甲府市告示第118号

介護保険法第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和2年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970100325 |
| 2 | 事業所の名称 | 公益社団法人山梨県看護協会
指定荒川居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市荒川2-10-26 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 公益社団法人山梨県看護協会
会長 古屋 玉枝 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和2年3月31日 |

甲府市告示第119号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第26796号
充当通知書 市民発第26797号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第120号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第26775号
充当通知書 市民発第26777号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第121号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第26764号
充当通知書 市民発第26766号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第122号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和2年3月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第123号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和2年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第124号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年3月9日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成31年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部市民総室国民健康保険課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字宮北2470番1、2470番4、2470番5、
2471番4から2471番8まで、2473番1から2473番6まで、
2573番14、2573番29及び2578番7

以上17筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市小瀬町8番地

株式会社とちの木

代表取締役 中沢 健次

甲府市告示第126号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和2年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和2年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和元年度甲府市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和元年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和元年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和元年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 5 令和元年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）

令和2年3月10日 原案可決

甲府市告示第127号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 福発第7232号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課において、この告示の日から令和2年3月25日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2200
- 3 路線名 下曾根2200号線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市下曾根町字大正696番1地先から 甲府市下曾根町字堰向1184番2地先まで	2.6～ 4.4	212.0
新	甲府市下曾根町字大正696番1地先から 甲府市下曾根町字堰向1184番2地先まで	5.0～ 6.2	212.0

甲府市告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市桜井町字下十石217番1、217番7、222番1、224番1
及び224番3
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市八代町北1495番地6
千野英敏

甲府市告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年3月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関廃止届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、廃止年月日
別紙のとおり

甲府市告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年3月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年3月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関変更届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年3月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第82条の2の規定に基づき、指定医療機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年3月12日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1 名称 | 保坂歯科医院 |
| 2 所在地 | 甲府市荒川1丁目8-12 |
| 3 開設者 | 保坂浩之 |
| 4 指定の期間 | 令和元年12月1日から
「指定更新のみなし」有のため期限なし |
| 5 指定番号 | 生齒甲 1-6 |

甲府市告示第135号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府駅南口駅前広場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和2年1月14日（火）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1, 040円・原動機付自転車2, 090円）

甲府市告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

令和2年3月13日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100826 |
| 2 | 事業所の名称 | 甲州デイサービスセンターきぼう甲府南事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市高畑1丁目22-14 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市石和町四日市場2031
医療法人 銀門会
理事長 中島育昌 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

甲府市告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中町字上ヶ待323番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町東高橋82番地1
ドリームレトアA102
澤 海 賢 人

甲府市告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字整理地1355番4
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町3580番地
山宮マンション203
葛西 拓人

甲府市告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市徳行五丁目1952番1及び1952番5から1952番16まで
以上13筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢一丁目4番16号
協同組合山梨不動産センター
代表理事 望月 薫

甲府市告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市七沢町字横田141番1、141番6から141番19まで、
143番5及び144番6
以上17筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区東上野四丁目27番3号
東京セキスイハイム株式会社
代表取締役 吉田 匡秀

甲府市告示第141号

甲府市市税条例（昭和25年甲府市条例第29号）第10条の2第1項の規定により、同条例第29条の2第1項、第4項、第5項及び第8項に規定する個人の市民税の申告に関する期限のうち、その期限が令和2年3月16日のものについては、その期限を令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年3月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札に付する貸付物件等

(1) 貸付物件

施設名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数	備考
甲府市中道 スポーツ広場	甲府市下向山町 946番地	体育館 玄関西側	2.00㎡	1台	屋外 設置

(2) 予定価格

公表しない。

(3) 貸付期間

令和2年4月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで

(4) 用途

自動販売機設置場所

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (5) 法人にあつては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等設けて事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自らの管理・運営に3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市区町村の税を滞納していないこと。

3 募集要項、仕様書の配付期間、配付場所、配付方法

(1) 配付期間

令和2年3月17日（火）から令和2年3月23日（月）まで

（この期間内の市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話番号055-237-5197

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」のほか提出書類を次の申込場所まで持参すること。

申込期間

(1) 令和2年3月18日（水）から令和2年3月23日（月）まで

（この期間内の市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

(2) 申込場所

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年3月30日（月）午後2時00分から

(2) 場所

甲府市役所本庁舎6階 入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申告書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納入しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 説明会

行わない。

(5) その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。

甲府市告示第143号

介護保険法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和2年3月17日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990800052 |
| 2 | 事業所の名称 | 甲州デイサービスセンターきぼう昭和事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 中巨摩郡昭和町清水新居1655 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 医療法人 銀門会
理事長 中島 育昌 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和2年3月31日 |

甲府市告示第144号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和2年3月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第145号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成12年甲府市告示第206号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月18日

甲府市長 樋口雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第146号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（平成12年甲府市告示第209号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月18日

甲府市長 樋口雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第147号

悪臭原因物質の規制地域及び規制基準（平成16年甲府市告示第407号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月18日

甲府市長 樋口 雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国母五丁目1707番1、1707番4、1707番5、
1710番1及び1710番2
以上5筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市丸の内三丁目15番11号
合同会社住輝
代表社員 森澤 亮治

甲府市告示第149号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 縦覧期間 令和2年4月1日から令和2年4月30日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧場所 甲府市役所本庁舎3階 資産税課

甲府市告示第150号

介護保険法第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970100861 |
| 2 | 事業所の名称 | グレープハウス指定通所介護事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市桜井町610 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 社会福祉法人清翔会
理事長 今井 清 貴 |
| 5 | サービスの種類 | 通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和2年3月31日 |

甲府市告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和2年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103808 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービス あんど遊 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市朝日5丁目4-14 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社山梨ケイティケイ
代表取締役 大柴良美 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和2年3月31日 |

甲府市告示第152号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第27146号
充当通知書 市民発第27147号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課において、この告示の日から令和2年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	豎近習本通り線	甲府市中央二丁目 614番1地先から 甲府市中央二丁目 605番1地先まで	38.6	令和2年 3月23日

甲府市告示第154号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 書類名・発送日 | 軽自動車税 過誤納金還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向町字遠免318番1並びに字増田323番、324番、330番1
及び330番2
以上5筆及び水
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
群馬県伊勢崎市田中島町1403番14
株式会社ホンダ四輪販売関東中央
代表取締役 菅野 浩嗣

地方自治法第219条第2項の規定により、令和2年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

令和2年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和2年度 甲府市一般会計予算
- 2 令和2年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和2年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 令和2年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 令和2年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 6 令和2年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 7 令和2年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 8 令和2年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 9 令和2年度 甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 10 令和2年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 11 令和2年度 甲府市病院事業会計予算
- 12 令和2年度 甲府市下水道事業会計予算
- 13 令和2年度 甲府市水道事業会計予算
- 14 令和2年度 甲府市簡易水道等事業会計予算

令和2年3月24日 原案可決

地方自治法第219条第2項の規定により、令和2年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和2年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和元年度甲府市一般会計補正予算（第6号）

令和2年3月24日 原案可決

甲府市告示第158号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づき指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和2年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971801392 |
| 2 | 事業所の名称 | ヘルパーステーションほほえみ |
| 3 | 事業所の所在地 | 笛吹市石和町広瀬781 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市若松町6-35
社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
理事長 平田 理 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

甲府市告示第159号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第27169号
充当通知書 市民発第27171号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第160号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第27255号
充当通知書 市民発第27256号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第161号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年3月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 書類名 | 介護保険料 過誤納金還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第162号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び第115条の20の規定により公示する。

令和2年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100305 |
| 2 | 事業所の名称 | 愛の家デイサービス甲府住吉 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉本町1398-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 埼玉県さいたま市大宮区大成町1-212-3
メディカル・ケア・サービス株式会社
代表取締役 山本 教雄 |
| 5 | サービスの種類 | 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

甲府市告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向町字扇田364番10及び370番3
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市国玉町978番地1
ネクステージフルー203号
坂口 修裕

甲府市告示第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代382番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県大和市福田687番地
吉川 章

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字天神1286番2及び1286番4から1286番8まで
以上6筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市小瀬町8番地
株式会社とちの木
代表取締役 中 沢 健 次

甲府市告示第166号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年4月2日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年3月30日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市大里町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：うす茶（ベージュ）
- 6 その他の特徴：成犬、赤い革製の首輪（切れたワイヤー付き）

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課において、この告示の日から令和2年4月13日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課において、この告示の日から令和2年4月13日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第169号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 書類名 | 過誤納金還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により公示する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1	事業者名	社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会
2	事業者の所在地	甲府市相生二丁目17番1号
3	事業所名	甲府市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所
4	事業所の所在地	甲府市宝二丁目8番19号
5	事業の種類	指定計画相談支援
6	指定事業所番号	1930101231
7	廃止年月日	令和2年3月31日

甲府市告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により公示する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社やさしい手甲府 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市上石田一丁目7番14号 |
| 3 | 事業所名 | やさしい手富士見事業所 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市塩部四丁目1番13号 サンロードビル2階 |
| 5 | 事業の種類 | 指定計画相談支援 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1930101470 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和2年3月31日 |

甲府市告示第172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 事業者名 | 公益財団法人住吉偕成会 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市住吉四丁目10番32号 |
| 3 | 事業所名 | 公益財団法人住吉偕成会 ハピアすみよし |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉四丁目11番5号 |
| 5 | 事業の種類 | 生活介護 |
| 6 | 主たる対象者 | 精神障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910100971 |
| 8 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

甲府市告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|--------------|
| 1 | 事業者名 | 社会福祉法人 大国会 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市後屋町207番地 |
| 3 | 事業所名 | ファミリーハウス大國 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市後屋町330番地1 |
| 5 | 事業の種類 | 生活介護 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102043 |
| 8 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

甲府市告示第174号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和田町字水口735番1から735番9まで
以上9筆及び白地（無地番）

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市富竹一丁目9番13号
株式会社クローバー
代表取締役 丸山奈津子

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向町字下中道464番1及び464番5から464番9まで
以上6筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市城東二丁目17番8号
株式会社大恵
代表取締役 伊藤 正英

甲府市告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105340 |
| 2 | 事業所の名称 | 訪問介護 みんなの家 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市青沼2-22-14 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市青沼2-22-14
社会福祉法人 たくみ会
理事長 渡邊 隆 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

議会局

甲府市議会図書室規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市議会議長 金丸三郎

甲府市議会規則第1号

甲府市議会図書室規則の一部を改正する規則

甲府市議会図書室規則（昭和23年8月議会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当分の間、甲府市議会事務局内」を「甲府市議会議事堂内」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市議会事務局職員職名規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市議会議長 金丸三郎

甲府市議会規程第1号

甲府市議会事務局職員職名規程等の一部を改正する規程

(甲府市議会事務局職員職名規程の一部改正)

第1条 甲府市議会事務局職員職名規程(昭和28年4月議会規程第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市議会議会局職員職名規程

第1条中「甲府市議会事務局設置条例(昭和28年5月条例第23号)」を「甲府市議会議会局設置条例(令和2年3月条例第1号)」に改める。

第2条中「事務局長」を「議会局長」に改める。

(甲府市議会事務局事務分掌規程の一部改正)

第2条 甲府市議会事務局事務分掌規程(平成8年3月議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市議会議会局事務分掌規程

第1条中「甲府市議会事務局設置条例(昭和28年5月条例第23号)」を「甲府市議会議会局設置条例(令和2年3月条例第1号)」に、「甲府市議会事務局(以下「事務局」を「甲府市議会議会局(以下「議会局」に改める。

第2条第1項中「事務局」を「議会局」に改め、同項の表中「議会事務総室」を「議会総室」に、「議事調査課」を「議事課」に、「議事調査係」を「議事係」に改める。

第3条中「事務局長」を「議会局長」に改める。

第4条第1項中「事務局」を「議会局」に、「事務局長」を「議会局長」に改め、同条第2項中「事務局長」を「議会局長」に、「事務局の」を「議会局の」に改め、同条第3項中「事務局長」を「議会局長」に、「事務局内」を「議会局内」に改め、同条第10項を第13項とし、同条第9項中「前8項」を「前11項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項を同条第11項とし、同条第7項を同条第10項とし、同条第6項中「事務局内」を「議会局内」に、「事務局の」を「議会局の」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

- 6 第1項に定めるもののほか、室に室内の専門的事務を担当する課長（以下「担当課長」という。）を置く。
- 7 担当課長は、上司の命を受け、室内の特定事項についての企画及び立案に参画し、調査、研究及び連絡調整を行う。
- 8 次の表の左欄に掲げる室に、同表中欄に掲げる担当課長を置き、その分掌する事務は、おおむね同表右欄に掲げるとおりとする。

室	担当課長	分掌事務
議会総室	政策調査担当課長	(1) 議会制度及び議会法務に関すること。 (2) 当局提出議案等及び議員提出議案等に関すること。 (3) 議会の広報・広聴に関すること。 (4) 市議会だよりの編集に関すること。 (5) 議会活動に必要な調査に関すること。

第5条の表中「事務局長」を「議会局長」に改め、「担当する課長」の次に「及び担当課長」を加える。

第6条第2項中「事務局長」を「議会局長」に改める。

第7条第2項中「事務局内」を「議会局内」に、「事務局長」を「議会局長」に改める。

第8条第2項中「事務局長」を「議会局長」に、「及び課長」を「、課長及び担当課長（以下「課長等」という。）」に改める。

第9条第2項の表中「事務局長」を「議会局長」に改め、「分掌する課長」の次に「及び担当課長」を加える。

第10条中「事務局長」を「議会局長」に改める。

別表第1を次のように改める。

室	課	分掌事務
議会総室	総務	(1) 局の人事、給与に関する事 (2) 公印の管理に関する事 (3) 文書の収受、発送に関する事 (4) 物品の管理に関する事 (5) 議長の秘書、交際及びほう賞に関する事 (6) 議場及び議会関係各室の管理並びに会議の傍聴に関する事 (7) 渉外事務に関する事 (8) 議員経歴及び表彰に関する事 (9) 議員共済年金関係事務に関する事 (10) 議長会等の関係事務及び行事に関する事 (11) 他都市等の照会文書に関する事 (12) 議会図書室に関する事 (13) その他局内の庶務に関する事
	議事	(1) 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会その他議会関係会議の議事及び記録に関する事 (2) 請願書及び陳情書の取扱に関する事 (3) 意見書、決議等の取扱に関する事 (4) 議決事項の処理、結果の報告及び諸証明に関する事 (5) 会議録の調製、印刷、配付、保管及び各種記録の保管に関する事 (6) 他都市からの視察に関する事 (7) その他議事及び記録に関する事

別表第2中「事務局長」を「議会局長」に改める。

(甲府市議会公印管守規程の一部改正)

第3条 甲府市議会公印管守規程（平成24年6月議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

附則中「この規則」を「この規程」に改める。

別表甲府市議会之印の項中「事務局長」を「議会局長」に改め、同表甲府市議会事務局印の項中「甲府市議会事務局印」を「甲府市議会議会局印」に、「事務局名」を「議会局名」に改め、同表甲府市議会事務局長之印の項中「甲府市議会事務局長之印」を「甲府市議会議会局長之印」に、「事務局長名」を「議会局長名」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会

甲府市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和2年3月13日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、学校運営に対する支援・協力を推進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する甲府市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）ごとに協議会を設置することができるものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する小中学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、対象学校の校長、当該学校

に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(基本方針等の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

3 第1項の承認が得られない場合は、対象学校の校長は、協議会の委員の意見を聴取し、暫定的な措置を定め、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の学校運営に関することについて、教育委員会又は対象学校の校長に意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の了承を得るものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深める

こと。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員)

第8条 協議会の委員は各対象学校につき20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の校区に居住する住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員の身分及び報酬)

第10条 委員は特別職の地方公務員としての身分を有する。

2 委員の報酬は無償とする。

(会長、副会長及び専門員)

第11条 協議会に、会長、副会長及び専門員を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長になることができない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 専門員は、第8条第1項第6号に掲げる者とし、協議会の運営に伴い必要とな

る専門的事項について、調査及び研究を行うものとする。

(議事)

第12条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第5条の規定による意見の申出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 協議会の議決事項について個人的に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の教職員等の会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(委員の守秘義務等)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は対象学校の運営に著しい支障を来す言動をとること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他委員たるにふさわしくない行為をなすこと。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことできるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 第14条の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (4) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(運営等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則に反しない範囲において、運営に関する事項を定めることができる。

(協議会の庶務)

第18条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会安全衛生管理規則（昭和55年5月教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「臨時又は非常勤の」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は同法第22条の3第4項に規定する臨時的に任用された」に改める。

第15条の見出しを「（会計年度任用職員又は臨時的任用職員の措置）」に改め、同条中「臨時又は非常勤の」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は同法第22条の3第4項に規定する臨時的に任用された」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項、甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号。以下「給与条例」という。）第39条の2及び甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号。以下「勤務条例」という。）第18条の2の規定に基づき、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、臨時的に任用する教職員（以下「職員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用の原則)

第2条 教育委員会は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な職員を臨時的に任用することができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項の規定により、職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止又は終了することが予想される臨時の職に関する場合

(選考の手続)

第3条 職員を臨時的に必要とする場合は、学校長は臨時的任用申込書（第1号様式）及び事業計画書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合において、教育委員会は、内容を審査し、必要と認め

たときは適格者を選考し、任用するものとする。

(任用の更新)

第4条 任用の更新を必要とする場合は、学校長は、臨時的任用申込書及び事業計画書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申込みがあった場合において、教育委員会は、内容を審査し、必要と認めるときは前条第2項の例により、任用するものとする。

(任用通知書)

第5条 職員を任用又は任用を更新する場合には、通知書(第2号様式)を交付して行う。

(任用又は更新の通知及び台帳)

第6条 職員を任用し、又は任用を更新した場合、教育委員会は、その旨を学校長に通知するとともに、当該職員の教職員台帳(第3号様式)を整備しなければならない。

(退職)

第7条 職員は、当該任用期間が満了したときは、退職するものとする。

2 学校長は、職員が退職するときは、その旨を教育委員会に通知しなければならない。

(給料等)

第8条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 前項の給料の月額は、常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)との権衡を考慮して、給与条例、甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)等の規定に基づき算定する。

3 職員には、常勤職員の例により、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を支給する。

4 前3項に規定するほか、給料、手当の支給に必要な事項は別に定める。

(勤務時間、休日、休暇等)

第9条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、常勤職員の勤務時間に定められた規定を準用する。ただし、休暇については年次有給休暇、傷病休暇、生理休

暇、忌引、父母の祭日休暇、夏季休暇、特別休暇、選挙権等行使休暇、産前産後休暇、男性職員の育児参加休暇、妊娠中又は出産後の職員の通院休暇、骨髄等提供休暇、育児休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、ボランティア休暇、介護休暇及び介護時間とし、その取扱いについては、別に定める。

(その他)

第10条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

臨 時 的 任 用 申 込 書				
所 属				
勤 務 場 所				
勤 務 内 容				
勤 務 形 態				
理 由				
期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで	
所 要 人 員	人	給 料	日 額 ・ 時 給 円	
支 出 科 目	会 計 款 項 目 節		予 算	有 ・ 無
資 格 条 件	年 齢		性 別	
	職 務 に 必 要 な 資 格 、 条 件			
上記のとおり事業計画書を添付し、申し込みいたします。 年 月 日 申込者（所属長名）				

所 属（学校）決 定 欄	教 育 委 員 会 決 定 欄

第 2 号様式（第 5 条関係）

通 知 書

様

甲府市教育委員会臨時的任用教職員として、次のとおり任用するので
通知します。

1 任用期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 勤務時間

3 勤務所属

4 給 料

年 月 日

甲府市教育委員会



第 3 号様式 (第 6 条関係)

(表)
臨時的任用教職員台帳

(1 枚目)

フリガナ		生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)
氏 名			
本 籍			性別
フリガナ			男・女
現住所	〒 ー		
家族構成	現住所の電話 () ー	現住所以外の電話 () ー	

写真
(たて 4cm×よこ 3cm)
に半正つとも
内上、は人る。
以た帽で本きる
月し脱きとで限
か影、向り認に
6 撮身面き確の

続柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	続柄	氏 名	生 年 月 日	職 業

最 終 学 歴		学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 名	制 度	修 学 期 間	卒 ・ 見 込 み 等
				年制	年 月 日 から 年 月 日まで	卒 業 ・ 卒 業 見 込 中 在 学 (学 年) ・ 退

職 歴		勤 務 先 (部 課 まで 詳 し く)	勤 務 の 内 容	採 用 区 分	在 職 期 間	退 職 理 由
				正 規 ・ そ の 他	年 月 日 から 年 月 日まで	
				正 規 ・ そ の 他	年 月 日 から 年 月 日まで	
				正 規 ・ そ の 他	年 月 日 から 年 月 日まで	
				正 規 ・ そ の 他	年 月 日 から 年 月 日まで	

資 格 免 許		名 称	取 得 年 月 日	名 称	取 得 年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日

基礎年金	記号番号	ー	取得日	年 月 日
雇用保険	記号番号	ー	取得日	年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

(印)

※ 総務課記入欄

勤務記録

1	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

2	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

3	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

4	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

5	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

6	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

7	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

8	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

9	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

10	部 室 課			任用期間	. . . ~ . . .		
	区分	健保・年金・雇用・労災		基本給	(日・時) 円		
	職務	職種		職番	退職日 . . .		
	通勤手当	円	円				

誓 約 書

私は、甲府市教育委員会の臨時的任用教職員として業務に従事するについて、これは正式任用に際し、いかなる優先権も有さず、また、正式任用の前提ではないことを確認します。

また、勤務条件や注意事項等については説明を受け理解したうえ、地方自治法等の法令を遵守し、誠意を持って、公正に公務に従事することを固く誓います。

年 月 日

氏名



身 元 保 証 書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者が、甲府市教育委員会の臨時的任用教職員として在職中は、諸規定の遵守はもとより、誠実に勤務させるとともに、本人の身分上に関しては、一切のことを保証人において引き受け、万一損害等を与えた場合は、保証人が連帯責任をもって直ちに義務を果たし、また、本人退職後においても、在職中の不都合が発見された場合には、同様にその責任を果たします。

年 月 日

本 籍

住 所

職 業

本人との関係

氏 名



生 年 月 日

年 月 日

本 籍

住 所

職 業

本人との関係

氏 名



生 年 月 日

年 月 日

甲府市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）第18条の2第2項の規定に基づく甲府市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間等については、甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月規則第5号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、総務の表第4項第1号中「臨時職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

甲府市教育委員会

教育長 小 林 仁

甲府市教育委員会規程第 2 号

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会私有車公務使用規程（昭和 5 3 年 4 月教委規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「（同法第 2 2 条に規定する臨時的任用又は条件附採用期間中の者を除く。）」を削る。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和2年3月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3, 114人
2	1/3の数	51, 894人
3	1/6の数	25, 947人
4	選挙人名簿登録者数	155, 680人

甲府市選挙管理委員会告示第3号

甲府市選挙管理委員会規程第2条の規定により委員長を次のとおり決定した。

令和2年3月23日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

委員長就任年月日	住 所	氏 名
令和2年3月23日	甲府市伊勢三丁目15番1号	志村文武

【任期：令和2年3月23日～令和6年3月22日まで】

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

甲府市公平委員会

委員長 山口 一 男

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局」を「議会局」に改め、同表市長部局の部本庁の項中「事務効率係長」を「事務管理係長」に、「計画調整係長」を「主計係長、自治体連携係長、公民連携係長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

監査委員会

甲府市監査委員規程第1号

甲府市監査委員処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

甲府市監査委員

興 石 十 直

小 林 憲次郎

末 木 咲 子

甲府市監査委員処務規程の一部を改正する規程

甲府市監査委員処務規程（平成5年3月監査規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第12条第3号中「及び意見」を「、意見及び勧告等」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき甲府市監査基準を定めたので、同条第3項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

甲府市監査委員

興 石 十 直

小 林 憲次郎

末 木 咲 子

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、令和2年3月30日午後1時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和2年3月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
- 3 令和2年4月告示分農用地利用集積計画について
- 4 令和2年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 5 令和2年度甲府市農業委員会年間事業計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第2号

甲府市上下水道局公印管守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 青木 俊也

甲府市上下水道局公印管守規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局公印管守規程（昭和39年1月管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 文書管理システム（甲府市上下水道局文書取扱規程第2条第8号に規定する文書管理システムをいう。以下この項において同じ。）により処理する文書に係る前項に規定する原議書の所定の箇所への押印については、それぞれ必要な事項を文書管理システムに登録することにより行うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 3 号

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 青木 俊也

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

甲府市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年 2 月管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 8 条」を「第 4 1 条」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（構造及び材質の指定）

第 8 条の 2 条例第 8 条第 1 項に規定する配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、管理者が指定することができる構造及び材質は、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）第 6 条に定めるもののほか、管理者が別に定めるものとし、その定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木 俊也

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程(平成17年3月管理規定第3号)の一部を次のように改正する。

別表(第3条の表)業務部、業務総室、経営企画課の項第13号を第14号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 上下水道事業推進会議に関する事。

別表(第3条の表)業務部、営業管理室、営業課の項を次のように改める。

営業課	1 使用水量の検針及び汚水量の認定に関する事。 2 水道料金及び下水道使用料(湧水含む。)の賦課及び更正に関する事。 3 口座振替に関する事。 4 指定代理納付に関する事。 5 水道の使用開始及び中止に関する事。 6 水道の使用に係る相談等の受付及び処理に関する事。 7 宅地内の漏水調査(使用者の修理負担箇所)に関する事。 8 私設消火栓の指導取締りに関する事。
-----	---

	9 下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の未収金の徴収、徴収猶予、滞納処分（差押え）及び納付指導に関する事
	10 前項以外の未収金の徴収及び給水の停止に関する事
	11 滞納処分（差押物件の引揚げ及び公売等）及び交付要求に関する事
	12 督促状の発布に関する事
	13 過誤納金の還付・充当に関する事
	14 諸証明に関する事
	15 寒波対策に関する事
	16 甲府市上下水道局サービスセンターの指導及び監督に関する事
	17 公共下水道使用料徴収事務の受託に関する事
	18 飲用井戸の衛生指導に関する事

（甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正）

第2条 甲府市上下水道局事案決定規程（昭和48年8月管理規定第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第4条の表）管理者の決定事案及び部長以下の共通決定事項、3財務に関する事項、(3)支出負担行為に関する事項（科目別）の表第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第64号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2（第4条の表）業務部、業務総室、総務課の表第2項第1号を次のように改める。

(1) 臨時職員、非常勤嘱託職員及び会計年度任用職員に係る雇用及び解雇に関する事			○	
--	--	--	---	--

別表第2（第4条の表）業務部、業務総室、経営企画課の表第1項第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 上下水道事業推進会議に関する事	○			
---------------------	---	--	--	--

別表第2（第4条関係）業務部、営業管理室、営業課の表を次のように改め

る。

営業課	項目	決定区分			備考
		部長	室長	課長	
1	営業に関する事項				
	(1) 使用水量の検針及び汚水量の認定に関すること。			○	
	(2) 水道料金及び下水道使用料（湧水含む。）の賦課及び更正に関すること。			○	
	(3) 納入通知書の発行に関すること。			○	
	(4) 口座振替及び指定代理納付に関すること。			○	
	(5) 水道の使用開始及び中止に関すること。			○	
	(6) 宅地内の漏水調査（使用者の修理負担箇所）に関すること。			○	
	(7) 私設消火栓の指導取締りに関すること。			○	
	(8) 未収金の督促に関すること。			○	
	(9) 徴収猶予に関すること。			○	
	(10) 滞納処分に関すること。	公売		差押	
	(11) 交付要求に関すること。			○	
	(12) 給水の停止に関すること。	○			
	(13) 過誤納金等の還付及び充当に関すること。			○	
	(14) 諸証明に関すること。			○	
	(15) 寒波対策に関すること。	重要	一般	軽易	

(16) 甲府市上下水道局サービスセンターの指導及び監督に関すること。			○	
(17) 公共下水道使用料徴収事務に関すること。			○	
(18) 飲用井戸の衛生指導に関すること。			○	
2 その他				
(1) その他営業課に関すること。	重要	一般	軽易	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 5 号

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 0 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 青木 俊也

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局会計規程（昭和 4 5 年 4 月管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 1 3 条の表）水道事業勘定科目表 費用勘定中「賃金」及び「臨時職員及び人夫の賃金」を削り、同表整理勘定中「賃金」を削る。

別表第 2（第 1 3 条の表）下水道事業勘定科目表 費用勘定中「賃金」及び「臨時職員及び人夫の賃金」を削る。

別表第 3（第 1 3 条の表）下水道事業予算科目表 収益的支出中「賃金」及び「臨時職員及び人夫の賃金」を削り、同表資本的支出中「賃金」を削る。

別表第 5（第 4 2 条の表）中「商工組合中央金庫」を削る。

別表第 7（第 2 8 条の表）支出負担行為整理区分表「賃金の項」を削る。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第6号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 青木 俊也

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「6,500円」を「6,500円（企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）」に改める。

第14条の3第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の117.5以上100分の195」を「100分の115以上100分の190」に、「100分141.5以上100分の235」を「100分139以上100分の230」に改め、同項第2号中「100分の106以上100分の117.5」を「100分の103.5以上100分の115」に、「100分の127以上100分の141.5」を「100分の124.5以上100分の139」に改め、同項第3号中「100分の94.5」を「100分の92」に、「100分の114.5」を「100分の112」に改め、同項第4号中「100分の94.5」を「100分の92」に、「100分の114.5」を「100分の112」に改める。

第34条を次のように改める。

（臨時職員の給与）

第34条 法第22条の3第4項及び条例第17条に定める臨時職員の給与は、甲府市臨時的任用職員に関する規則（昭和36年6月規則第20号）等の例による。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第35条 法第22条の2第1項及び条例第17条に定める会計年度任用職員の給与は、甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第10号）並びに同規則等の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 施行日の前日において改正前の甲府市上下水道企業職員給与規程第14条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規程で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第14条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規程で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の規程第14条の3第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の規程第14条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

（勤勉手当の成績率の経過措置）

3 当分の間、改正後の規程第16条の6の規定による勤勉手当の成績率については、同条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の職員にあっては、100分の190（改正後の規程第15条の5に規定する特定幹部職員にあっては、100分の230）の範囲内で、

管理者が定めるものとする。

(その他)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の再開届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月10日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

指定番号	第317号
指定業者名	星設備
所在地	甲府市里吉1-3-1
代表者	星 茂樹

甲府市上下水道局告示第21号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の休止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月10日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

指定番号	第415号
指定業者名	FINE LINE
所在地	甲府市国玉町976-2 コーポ大和C号室
代表者	広瀬 康太

甲府市上下水道局告示第 2 2 号

収納取扱金融機関である株式会社商工組合中央金庫との契約を解除したので地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 2 条の 2 第 3 項の規定により、告示する。

令和 2 年 3 月 1 2 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青 木 俊 也

指定解除

収納取扱金融機関名	株式会社商工組合中央金庫
収納取扱解除年月日	令和 2 年 4 月 1 日

甲府市上下水道局告示第23号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

指定番号	第393号
指定業者名	山梨品川燃料㈱
所在地	甲府市朝日1-1-16
代表者	代表取締役 伊奈 毅弘

任免辞令

(市長事務部局)

市長直轄組織	危機管理室	室長	望月 雅樹
総務部		部長	窪田 淳
総務部	行政管理室職員課	係長	寺本 義雄
総務部	行政管理室職員課	主任	小野 洋子
市民部	市民総室総務課	主任	井上 和也
市民部	市民総室総務課	主任	矢澤 あけみ
市民部	市民総室市民課	課長	帯金 千春
市民部	中道支所	課長	土橋 東明
市民部	市民協働室消費生活課	係長	石原 邦夫
福祉保健部	長寿支援室障がい福祉課	主幹	藤本 達朗
子ども未来部	子ども未来総室子ども支援課	課長補佐	石川 甚正
環境部	廃棄物対策室収集衛生課	統括主任	加賀美 幸雄
環境部	廃棄物対策室廃棄物対策課	統括主任	橋爪 邦夫
産業部	農林振興室農政課	課長	保坂 浩
産業部	農林振興室就農支援課	技能員	三平 武史
産業部	市場経営室	室長	伊藤 眞
まちづくり部		部長	望月 伸
まちづくり部	まち整備室区画整理課	主幹	島田 忠志
会計室		室長	内藤 健実
会計室		課長補佐	野呂瀬 稔
市立甲府病院	診療支援部	技師長	藤巻 一美
市立甲府病院	看護部	看護師長	保坂 弘美
市立甲府病院事務局	病院事務総室医事課	課長補佐	安部 龍太

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令和 2年 3月 31日

環境部 室長 伏見 真幸

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令和 2年 3月 31日

総務部	行政管理室職員課	係長	鈴木 信貴
総務部	行政管理室職員課	技師	下出 圭吾
市民部		部長	内藤 貴弘
市民部	課税管理室市民税課	主事	小野 智紀
市民部	課税管理室資産税課	主事	小野 航平
福祉保健部	健康支援センター健康増進課	主任	若月 歩
福祉保健部	健康支援センター健康増進課	技師	丸山 久美子
福祉保健部	長寿支援室生活福祉課	主事	宮下 凌
福祉保健部	長寿支援室障がい福祉課	課長補佐	澤田 恵子
福祉保健部	長寿支援室障がい福祉課	技師	中村 円香
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	小野 友希
子ども未来部	子ども未来総室母子保健課	係長	中ノ瀬 景実
まちづくり部	まち保全室道路河川課	技師	高野 智
会計室		係長	宮川 千織
市立甲府病院	診療部	科長	柴 修吾
市立甲府病院	診療部	医長	小宮山 ひとみ
市立甲府病院	診療部	医長	西岡 宏
市立甲府病院	看護部	副看護師長	松野 恵子
市立甲府病院	看護部	副看護師長	新海 尚子
市立甲府病院	看護部	主任	山口 奈央
市立甲府病院	看護部	主任	加藤 臣歩
市立甲府病院	看護部	主任	井上 美里
市立甲府病院	看護部	技師	八巻 陽香
市立甲府病院	総合相談センター	総合相談センター長	巾 芳昭
市立甲府病院	医療安全管理部	医療安全管理部長	及川 奏
市立甲府病院事務局	病院事務総室医事課	主任	三井 宏美

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令 和 2 年 3 月 3 1 日

(教育委員会)

教育部 教育総室甲府商業高等学校事務局 課長 西海 信介
 甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令 和 2 年 3 月 3 1 日

教育部 教育総室学校教育課 課長補佐 風間 俊宏
 教育部 教育総室学事課 作業主任 前村 裕子

教育部 生涯学習室歴史文化財課 係長 金子 誠司
退職を承認する
以 上 発 令 日 令和2年 3月31日

(監査委員事務局)
監査委員事務局 室長 輿石 治夫
甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする
以 上 発 令 日 令和2年 3月31日

(農業委員会事務局)
農業委員会事務局 課長 青木 進
甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする
以 上 発 令 日 令和2年 3月31日

農業委員会事務局 主任 丸山 由香
退職を承認する
以 上 発 令 日 令和2年 3月31日

(上下水道局)
業務部 部長 青 木 俊 也
業務部 業務総室 総務課 係長 太 田 隆
業務部 営業管理室 給排水課 課長補佐 齊 藤 一 彦
業務部 営業管理室 給排水課 係長 手 塚 賢
工務部 水道管理室 水保全課 係長 斉 藤 浩
工務部 水道管理室 水道課 主幹 竹 田 忠
工務部 下水道管理室 下水道課 主幹 雨 宮 正 英
工務部 下水道管理室 浄化センター 課長 山 本 公 彦
(各通)
甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする
以 上 発 令 日 令和2年 3月31日